

令和5年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

令和5年6月20日開会

令和5年7月5日閉会

宿毛市議会事務局

令和5年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和5年6月20日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第22号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時16分)	
陳情文書表	8
----- . . . -----	
第 2 日 (令和5年6月21日 水曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 3 日 (令和5年6月22日 木曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 4 日 (令和5年6月23日 金曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 5 日 (令和5年6月24日 土曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 6 日 (令和5年6月25日 日曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 7 日 (令和5年6月26日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9

出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 1
1 三木健正議員	1 1
企画課長	1 1
三木健正議員	1 1
企画課長	1 1
三木健正議員	1 2
企画課長	1 2
三木健正議員	1 2
企画課長	1 2
三木健正議員	1 3
企画課長	1 3
三木健正議員	1 3
市 長	1 3
三木健正議員	1 4
市 長	1 4
三木健正議員	1 5
企画課長	1 5
三木健正議員	1 5
企画課長	1 6
三木健正議員	1 7
産業振興課長	1 7
三木健正議員	1 7
産業振興課長	1 7
三木健正議員	1 8
健康推進課長	1 8
三木健正議員	1 8
企画課長	1 9
三木健正議員	1 9
市民課長	1 9
三木健正議員	1 9
市民課長	1 9
三木健正議員	2 0
企画課長	2 0
三木健正議員	2 0
企画課長	2 0

	三木健正議員	2 1
	企画課長	2 1
	三木健正議員	2 2
	市民課長	2 2
	三木健正議員	2 2
	市民課長	2 2
	三木健正議員	2 3
	市民課長	2 3
	三木健正議員	2 3
2	小谷翔太議員	2 3
	危機管理課長	2 4
	小谷翔太議員	2 4
	危機管理課長	2 4
	小谷翔太議員	2 4
	危機管理課長	2 5
	小谷翔太議員	2 5
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	2 5
	小谷翔太議員	2 5
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	2 5
	小谷翔太議員	2 5
	教 育 長	2 6
	小谷翔太議員	2 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	2 6
	小谷翔太議員	2 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	2 6
	小谷翔太議員	2 7
	企画課長	2 7
	小谷翔太議員	2 7
	企画課長	2 7
	小谷翔太議員	2 8
3	今城 隆議員	2 8
	都市建設課長	2 8
	今城 隆議員	2 8
	都市建設課長	2 9
	今城 隆議員	2 9
	商工観光課長	2 9
	今城 隆議員	2 9

商工観光課長	29
今城 隆議員	30
都市建設課長	30
商工観光課長	30
今城 隆議員	30
商工観光課長	31
今城 隆議員	31
商工観光課長	31
今城 隆議員	31
危機管理課長	32
今城 隆議員	32
危機管理課長	33
今城 隆議員	33
土木課長	33
今城 隆議員	33
土木課長	34
今城 隆議員	34
企画課長	34
今城 隆議員	35
企画課長	35
今城 隆議員	35
長寿政策課長	36
今城 隆議員	36
市長	37
今城 隆議員	38
教育次長兼学校教育課長	38
今城 隆議員	39
教育次長兼学校教育課長	39
今城 隆議員	39
教育次長兼学校教育課長	39
今城 隆議員	40
教育次長兼学校教育課長	40
今城 隆議員	40
教育次長兼学校教育課長	40
今城 隆議員	40
教育次長兼学校教育課長	41
今城 隆議員	41

	教育次長兼学校教育課長	4 1
	今城 隆議員	4 1
	教育次長兼学校教育課長	4 2
	今城 隆議員	4 2
	市 長	4 2
	今城 隆議員	4 2
	市 長	4 3
	今城 隆議員	4 3
	企画課長	4 3
	今城 隆議員	4 3
	市民課長	4 4
	今城 隆議員	4 4
	市民課長	4 5
	今城 隆議員	4 5
	市民課長	4 5
	今城 隆議員	4 5
	市民課長	4 6
	企画課長	4 6
	今城 隆議員	4 6
	市 長	4 7
	今城 隆議員	4 7
4	堀 景議員	4 8
	選挙管理委員会委員長	4 8
	堀 景議員	4 9
	選挙管理委員会委員長	4 9
	堀 景議員	4 9
	危機管理課長	5 0
	堀 景議員	5 0
	土木課長	5 1
	堀 景議員	5 1
	土木課長	5 1
	堀 景議員	5 1
	土木課長	5 1
	堀 景議員	5 2
	土木課長	5 2
	堀 景議員	5 2
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	5 3

堀 景議員	5 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	5 3
堀 景議員	5 3
教育長	5 3
堀 景議員	5 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	5 4
堀 景議員	5 4
教育次長兼学校教育課長	5 5
堀 景議員	5 5
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	5 5
堀 景議員	5 6
企画課長	5 6
堀 景議員	5 6
企画課長	5 7
堀 景議員	5 7
企画課長	5 7
堀 景議員	5 7
商工観光課長	5 8
堀 景議員	5 8
商工観光課長	5 8
堀 景議員	5 8
商工観光課長	5 8
堀 景議員	5 8
市長	5 9
商工観光課長	5 9
堀 景議員	5 9
商工観光課長	5 9
堀 景議員	6 0
商工観光課長	6 0
堀 景議員	6 0

延 会 (午後5時07分)

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和5年6月27日 火曜日)	
議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 1
欠席議員	6 1

事務局職員出席者	6 1
出席要求による出席者	6 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	6 3
1 野々下昌文議員	6 3
市民課長	6 3
野々下昌文議員	6 4
企画課長	6 4
野々下昌文議員	6 5
市民課長	6 5
野々下昌文議員	6 5
市民課長	6 5
野々下昌文議員	6 6
市民課長	6 6
野々下昌文議員	6 6
健康推進課長	6 7
野々下昌文議員	6 7
企画課長	6 8
野々下昌文議員	6 9
福祉事務所長	7 0
野々下昌文議員	7 0
企画課長	7 0
野々下昌文議員	7 0
健康推進課長	7 1
野々下昌文議員	7 1
市 長	7 2
野々下昌文議員	7 3
市 長	7 4
野々下昌文議員	7 5
健康推進課長	7 5
野々下昌文議員	7 6
福祉事務所長	7 6
野々下昌文議員	7 6
水道課長	7 7
野々下昌文議員	7 7
教育次長兼学校教育課長	7 7
野々下昌文議員	7 7

	教 育 長	7 7
	野々下昌文議員	7 8
	水道課長	7 8
	野々下昌文議員	7 8
	市 長	7 8
	野々下昌文議員	7 9
2	東 新議員	7 9
	土木課長	8 0
	東 新議員	8 0
	土木課長	8 0
	東 新議員	8 0
	土木課長	8 0
	東 新議員	8 1
	土木課長	8 1
	東 新議員	8 1
	土木課長	8 1
	東 新議員	8 1
	土木課長	8 1
	東 新議員	8 1
	市 長	8 1
	東 新議員	8 2
	長寿政策課長	8 2
	東 新議員	8 3
	長寿政策課長	8 3
	東 新議員	8 3
	長寿政策課長	8 3
	東 新議員	8 3
	長寿政策課長	8 3
	東 新議員	8 4
	長寿政策課長	8 4
	東 新議員	8 4
	企画課長	8 4
	東 新議員	8 4
	企画課長	8 4
	東 新議員	8 5
	企画課長	8 5
	東 新議員	8 5

	産業振興課長	8 5
東	新議員	8 5
	産業振興課長	8 5
東	新議員	8 5
	商工観光課長	8 6
東	新議員	8 7
	企画課長	8 7
東	新議員	8 7
	企画課長	8 7
東	新議員	8 7
	企画課長	8 8
東	新議員	8 8
	福祉事務所長	8 8
東	新議員	8 8
	商工観光課長	8 8
東	新議員	8 9
	商工観光課長	8 9
東	新議員	8 9
	商工観光課長	8 9
東	新議員	9 0
	商工観光課長	9 0
東	新議員	9 0
	企画課長	9 0
東	新議員	9 0
	企画課長	9 1
東	新議員	9 1
	企画課長	9 1
東	新議員	9 1
	市長	9 1
東	新議員	9 2
3	川田栄子議員	9 2
	健康推進課長	9 3
	川田栄子議員	9 3
	健康推進課長	9 4
	川田栄子議員	9 4
	健康推進課長	9 4
	川田栄子議員	9 4

健康推進課長	9 4
川田栄子議員	9 5
健康推進課長	9 5
川田栄子議員	9 5
健康推進課長	9 5
川田栄子議員	9 5
健康推進課長	9 6
川田栄子議員	9 6
健康推進課長	9 6
川田栄子議員	9 6
健康推進課長	9 7
川田栄子議員	9 8
健康推進課長	9 8
川田栄子議員	9 8
健康推進課長	9 9
川田栄子議員	9 9
健康推進課長	9 9
川田栄子議員	9 9
健康推進課長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 0
総務課長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 1
教 育 長	1 0 1
川田栄子議員	1 0 2
教 育 長	1 0 2
川田栄子議員	1 0 2
教育次長兼学校教育課長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教育次長兼学校教育課長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 4
川田栄子議員	1 0 4
教 育 長	1 0 5
川田栄子議員	1 0 5
教 育 長	1 0 6

川田栄子議員	1 0 6
教育次長兼学校教育課長	1 0 6
川田栄子議員	1 0 6
市 長	1 0 6
川田栄子議員	1 0 7
健康推進課長	1 0 7
市 長	1 0 7
川田栄子議員	1 0 7
市 長	1 0 7
川田栄子議員	1 0 8
健康推進課長	1 0 8
川田栄子議員	1 0 9
4 井上 将議員	1 1 0
商工観光課長	1 1 0
井上 将議員	1 1 0
市 長	1 1 0
井上 将議員	1 1 1
商工観光課長	1 1 1
井上 将議員	1 1 1
商工観光課長	1 1 1
井上 将議員	1 1 1
商工観光課長	1 1 2
井上 将議員	1 1 2
商工観光課長	1 1 2
市 長	1 1 2
井上 将議員	1 1 3
商工観光課長	1 1 3
井上 将議員	1 1 3
商工観光課長	1 1 3
井上 将議員	1 1 3
商工観光課長	1 1 3
井上 将議員	1 1 4
商工観光課長	1 1 4
井上 将議員	1 1 4
商工観光課長	1 1 4
井上 将議員	1 1 4
市 長	1 1 4

井上 将議員	1 1 5
商工観光課長	1 1 5
井上 将議員	1 1 6
商工観光課長	1 1 6
井上 将議員	1 1 6
教 育 長	1 1 6
井上 将議員	1 1 7
教育次長兼学校教育課長	1 1 7
井上 将議員	1 1 7
教育次長兼学校教育課長	1 1 7
井上 将議員	1 1 7
市 長	1 1 8
井上 将議員	1 1 8
市 長	1 1 8
井上 将議員	1 1 8
企画課長	1 1 9
井上 将議員	1 1 9
企画課長	1 2 0
井上 将議員	1 2 0
企画課長	1 2 0
井上 将議員	1 2 1
土木課長	1 2 1
延 会 (午後5時23分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和5年6月28日 水曜日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 3
出席要求による出席者	1 2 3
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 2 5
1 浦尻学典議員	1 2 5
危機管理課長	1 2 5
浦尻学典議員	1 2 5
危機管理課長	1 2 5

浦尻学典議員	1 2 6
危機管理課長	1 2 6
浦尻学典議員	1 2 6
危機管理課長	1 2 6
浦尻学典議員	1 2 7
危機管理課長	1 2 7
浦尻学典議員	1 2 7
危機管理課長	1 2 7
浦尻学典議員	1 2 7
危機管理課長	1 2 7
浦尻学典議員	1 2 8
危機管理課長	1 2 8
浦尻学典議員	1 2 8
危機管理課長	1 2 8
浦尻学典議員	1 2 8
危機管理課長	1 2 8
浦尻学典議員	1 2 9
市長	1 2 9
浦尻学典議員	1 2 9
2 寺田公一議員	1 2 9
商工観光課長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 0
商工観光課長	1 3 1
寺田公一議員	1 3 1
商工観光課長	1 3 2
寺田公一議員	1 3 2
商工観光課長	1 3 2
寺田公一議員	1 3 3
商工観光課長	1 3 3
寺田公一議員	1 3 4
都市建設課長	1 3 4
寺田公一議員	1 3 4
市長	1 3 5
寺田公一議員	1 3 6
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 6
寺田公一議員	1 3 6
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 7

寺田公一議員	1 3 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 8
寺田公一議員	1 3 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 8
寺田公一議員	1 3 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 9
寺田公一議員	1 3 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 9
寺田公一議員	1 3 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 9
寺田公一議員	1 4 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 0
寺田公一議員	1 4 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 0
寺田公一議員	1 4 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 1
寺田公一議員	1 4 1
教 育 長	1 4 1
寺田公一議員	1 4 1
市 長	1 4 2
寺田公一議員	1 4 2
市 長	1 4 2
寺田公一議員	1 4 3
市 長	1 4 3
寺田公一議員	1 4 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 3
寺田公一議員	1 4 3
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 4 4
寺田公一議員	1 4 4
市 長	1 4 4
寺田公一議員	1 4 5
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 2 2 号まで	1 4 5
質疑	1 4 5
1 堀 景議員	1 4 5
企画課長	1 4 5
堀 景議員	1 4 6
企画課長	1 4 6

堀 景議員	1 4 6
水道課長	1 4 6
堀 景議員	1 4 7
企画課長	1 4 7
堀 景議員	1 4 8
水道課長	1 4 8
堀 景議員	1 4 9
2 川村圭一議員	1 4 9
長寿政策課長	1 4 9
川村圭一議員	1 5 0
産業振興課長	1 5 0
川村圭一議員	1 5 0
教育次長兼学校教育課長	1 5 0
川村圭一議員	1 5 0
教育次長兼学校教育課長	1 5 1
川村圭一議員	1 5 1
3 寺田公一議員	1 5 1
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 5 1
寺田公一議員	1 5 2
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 5 2
寺田公一議員	1 5 2
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
寺田公一議員	1 5 3
企画課長	1 5 3
寺田公一議員	1 5 3
危機管理課長	1 5 3
寺田公一議員	1 5 4
危機管理課長	1 5 4
寺田公一議員	1 5 4
土木課長	1 5 4
寺田公一議員	1 5 4
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 1 2 号まで）	1 5 5
委員会付託（議案第 1 3 号から議案第 2 2 号まで）	1 5 5
散 会（午後 1 時 5 0 分）	
議案付託表	1 5 6

第 1 0 日（令和 5 年 6 月 2 9 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 1 日 (令和 5 年 6 月 3 0 日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 2 日 (令和 5 年 7 月 1 日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 3 日 (令和 5 年 7 月 2 日 日曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 4 日 (令和 5 年 7 月 3 日 月曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 5 日 (令和 5 年 7 月 4 日 火曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 6 日 (令和 5 年 7 月 5 日 水曜日)

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7
欠席議員	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 7
出席要求による出席者	1 5 8
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 2 号まで	1 5 9
(議案第 1 号)	
討論・表決	1 5 9
(議案 2 号から議案第 1 2 号まで)	
討論・表決	1 5 9
(議案第 1 3 号から議案第 2 2 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 5 9
総務文教常任委員長	1 6 2
産業厚生常任委員長	1 6 3
質疑	1 6 4
(議案第 1 3 号)	
討論	1 6 4
川田栄子議員 (反対)	1 6 4
表決	1 6 5
(議案第 1 4 号から議案第 2 2 号まで)	
討論・表決	1 6 5
○日程第 2 陳情第 1 号	1 6 5

委員長報告	
総務文教常任委員長	165
質疑・討論・表決	166
○日程第3 委員会調査について	166
継続調査	166
○日程第4 意見書案第1号	166
(提案理由の説明)	
今城 隆議員	166
質疑	167
委員会付託省略	
討論・表決	168
○日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙	168
(閉会挨拶)	
市長	169
閉会 (午前10時57分)	
委員会審査報告書	171
陳情審査報告書	174
閉会中の継続調査申出書	175
意見書案第1号	178

----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 6
議案	付一 6
陳情	付一 8

令和5年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和5年6月20日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第22号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第14号 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第15号 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第16号 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第17号 宿毛市ふるさと応援基金条例の制定について

議案第18号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛市消防団条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

議案第22号 工事請負契約の締結について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第22号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番	井上	将君	2番	浦尻	学典君
3番	小谷	翔太君	4番	川村	圭一君
5番	東	新君	6番	今城	隆君
7番	堀	景君	8番	三木	健正君
9番	川田	栄子君	10番	川村	三千代君
11番	高倉	真弓君	12番	野々下	昌文君
13番	松浦	英夫君	14番	寺田	公一君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	黒田	厚君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平	純君
議事係長	桑原	美穂君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平	富宏君
副市長	岩本	昌彦君
企画課長	上村	秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原	一君
危機管理課長	有田	巧史君
市民課長	岡本	武君
税務課長	朝比奈	淳司君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介君
健康推進課長	松田	まなみ君
長寿政策課長	谷本	裕子君
環境課長	谷本	和哉君
人権推進課長	川村	志保君
産業振興課長	岩本	敬二君

商工観光課長	長	山	敏	昭	君
土木課長	太	田	芳	宏	君
都市建設課長	小	島	裕	史	君
福祉事務所長	畠	中	健	一	君
水道課長	宮	本		潤	君
教育長	鎌	田	勇	人	君
教育次長兼 学校教育課長	和	田	克	哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中	平	成	也	君
学校給食 センター所長	平	井	建	一	君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開会

○議長（川村三千代君） これより、令和5年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小谷翔太君及び川村圭一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月5日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7月5日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る6月8日に開会されました第85回四国市議会議長会定期総会において、寺田公一君が正副議長6年以上の特別表彰、濱田陸紀君が、議員28年以上の特別表彰、寺田公一君が、議員24年以上の特別表彰、岡崎利久君、松浦英夫君が、議員16年以上の特別表彰、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君が、議員12年以上の特別表彰、川田栄子君、川村三千代君が、議員8年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月13日付をもって、令和4年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書、並びに監査報告書、令和5年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めまので、質問者は期間内に、その要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第2回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、5名の現職議員及び4名の御勇退議員の長年にわたる功績に対しまして、四国市議会議長会より表彰を受けられましたことは、誠に喜ばしいことであり、心よりお祝いを申し上げます。

受賞されました皆様におかれましては、今後とも市政発展のために、より一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号から第4号までは、令和4年度予算の繰越明許費の報告についてでございます。

順を追って御説明をいたします。

報告第1号は、令和4年度宿毛市一般会計予算繰越明許費としまして、地域集会所耐震化促進事業ほか27事業、総額で7億3,291万5,000円を、報告第2号は、令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算繰越明許費としまして、施設改修事業732万6,000円を、報告第3号は、令和4年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費としまして、ストックマネジメント事業1億2,470万3,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり令和5年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第4号は、令和4年度宿毛市水道事業会計予算繰越の報告でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、資材調達などに支障を来したため、地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書きの規定により、総額2,882万円を令和5年度に繰越しをしましたので、同条第3項の規定により、御報告をするものでございます。

報告第5号は、令和4年度宿毛市一般会計予算事故繰越しの報告についてでございます。

令和3年度から令和4年度へ繰越ししておりました、河川等環境整備事業（内水対策事業）のほか1事業につきまして、移転補償や地元地権者との調整に不測の日数を要したため、総額3億7,034万9,000円を、繰越計算書のとおり、令和5年度に事故繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、令和4年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約7億7,110万円の黒字決算となり、剰余金のうち3億9,

000万円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業のほか3会計が黒字決算となっております。

今後とも、大型建設事業など、多くの予算を必要とするため、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 引き続きまして、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、「令和5年度宿毛市一般会計補正予算」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

内容につきましては、今月2日の豪雨によって農林業施設が被災をいたしまして、緊急に予算補正する必要が生じたため、1,220万円を追加したものでございます。

議案第2号から議案第12号までの11議案は、本年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、11名の委員の方々を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるとでございます。

議案第13号は、「令和5年度宿毛市一般会

計補正予算について」でございます。

総額で1億4,277万8,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金9,931万6,000円、基金繰入金1,285万5,000円、市債1,140万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した事業といたしまして、民生費で介護保険事業所電力等価格高騰重点支援給付金210万円、衛生費で、水道事業会計で実施する水道基本料金等無償化事業に対する繰出金8,161万4,000円を計上しております。

また、そのほかの事業といたしましては、総務費で、旅客不定期航路事業費補助金190万2,000円、土木費で、県営港湾事業負担金240万円、教育費で、教室等改修工事費651万7,000円を計上しております。

議案第14号は、「令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について」でございます。

本年3月31日に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有により取得した新船おきのしまの令和5年度使用料について、105万1,000円を増額しようとするものです。

議案第15号は、「令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について」でございます。総額で2,017万9,000円を増額しようとするもので、主な内容としましては、山手幹線管渠改良事業に係る工事費などとなっております。

議案第16号は、「令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について」でございます。

先ほど、一般会計補正予算で御説明しました、水道基本料金等の無償化事業実施にあたり、歳入の組替えを行うとともに、システム改修費用

を追加するため、49万5,000円を増額しようとするものです。

議案第17号は、「宿毛市ふるさと応援基金条例の制定について」でございます。

内容につきましては、株式会社日本投資事業団様より御寄附いただきました1,000万円を原資として、地域の産業振興及び子どもの育成環境整備を目的とする宿毛市ふるさと応援基金条例を制定しようとするものです。

議案第18号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、「宿毛市消防団条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市消防団再編計画書に基づき、宿毛市消防団の定数を498名から402名に改正するとともに、消防組織法の規定により必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、「宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、消防団の点検出動報酬

に係る必要事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容につきましては、市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区）につきまして、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月21日から6月23日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、6月21日から6月23日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月21日から6月25日までの5日間休会し、6月26日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時16分 散会

陳 情 文 書 表

令和5年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提 出 者	付託委員会
第 1 号	令和 5. 6. 7	令和5年度 建第3号 市営改良住宅手代岡第2団地建 替え工事（第1工区）の再入札 を求める陳情書	法 人	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和5年6月20日

宿毛市議会議長 川 村 三千代

令和5年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和5年6月26日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健正 君
9番 川田 栄子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真弓 君	12番 野々下 昌文 君
13番 松浦 英夫 君	14番 寺田 公一 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係 長	桑原 美穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	上村 秀生 君
総務課 長	桑原 一 君
危機管理課長	有田 巧史 君
市民課 長	岡本 武 君
税務課 長	朝比奈 淳司 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	川村 志保 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	太田 芳宏 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	畠中 健一 君
水道課長	宮本 潤 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	中平 成也 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 委員長	土居 利充 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） おはようございます。4月に市議会議員選挙の改選が行われまして、はじめての定例会となります。またこの4年間、4年前と全く同じ気持ちで変わっておりませんが、宿毛市のため、市民の皆様のために、求めるところは皆さん同じだと思った立場、議員という立場ではございますが、よりよい宿毛をつくっていくために頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

大きく分けて3項目ございます。

まず、1点目のダブル成人式の進捗状況についての質問をさせていただきます。

令和4年9月議会の一般質問におきまして、私のほうからお伺いをさせていただきました、ダブル成人式の事業化が今年度、実施されるという方向に進んでいると承知をしておりますが、この進捗状況ですが、今後の予定などにつきまして伺ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目ですが、式典の開催時期はいつ頃になっているのか。また、令和5年度新規事業等調査表に記載があります、開催方法の運営は、実行委員会が行うとのことですが、この実行委員会はどのような形で構成をされているのか。もしくは、どのような予定をされているのか、まずこの点をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議

員の一般質問にお答えいたします。

ダブル成人式につきましては、年度当初から今年度の参加対象者と協議を行い、令和5年5月に、元豊ノ島関の梶原氏を実行委員長とした実行委員会を立ち上げております。

開催時期につきましては、令和5年11月4日、土曜日を第一候補とし、現在、実施に向けた事務手続を進めるとともに、式典内容についても、実行委員会で協議を行っております。

また、実行委員会の構成につきましては、市内に在住されている方を中心に役員を選定し、開催に向けた準備を進めているほか、市内の各地域からは委員を指名し、参加者からの意見の吸い上げや、情報発信を行う体制としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知をいたしました。

ただいま答弁の中にもありました、式典の内容についてですけれども、この式典で行われる行事につきまして、現在、何か決定をしている、または想定をしている内容はありますでしょうか。

この質問におきましては、先ほど、課長の答弁にもございましたように、今後、実行委員会の中で話し合われて決定されていくということから、当然、確定ではなく、変更等もあろうかとは思いますが、素案を作る上におきましては、現段階で、市としてどういった段取りをとられているのか、どういった意見を持たれているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の質問にお答えいたします。

ダブル成人式の式典の内容については、実行委員会から様々な意見が出ておりますので、参加者の意見もくみ上げつつ、現在、検討してい

る段階でございます。

協議段階ではございますが、現時点で想定している内容としては、梶原氏とつながりのある著名人にお越しいただき、参加者に向けた特別授業を行っていただくことや、宿毛市を懐かしんでいただくため、宿毛市の特産品や料理の提供、恩師からメッセージをいただくことなどを想定しております。

いずれも参加いただいた方に、宿毛の魅力を再確認いただくことや、宿毛を離れて生活している方も、宿毛市を応援したいと思えるような式典にしていいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知をいたしました。

続きまして、周知の方法についてでございますが、案内状等の紙媒体、または市の広報やホームページでの告知ということは言うまでもございませんが、その他、こういった時代ですので、何か検討されている告知の方法等はございますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の質問にお答えいたします。

このダブル成人式につきましては、本市では初めて開催する式典となりますので、市外にお住まいの方も含め、幅広く周知を行いたいと考えております。

まずは、ダブル成人式が開催されることを知っていただく必要があると思いますので、市内在住の方や対象者の御家族に対しては、市の広報紙やホームページ、チラシなどを活用し、周知していきたいと考えております。

また、市外に転出されている方に対しては、拡散力のあるSNSも有効に活用し、市や実行委員会からの情報発信をするとともに、各地域から選定した委員からも、個人のネットワ

ークを活用した情報発信を行っていただき、一人でも多くの方に式典の開催をお知らせできればと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 思っているような告知の方法が全て網羅されて、非常に安心したところでございます。

本当に通常の紙だと、どうしても行き届かない部分があります。通常、40歳の年代でありましたら、何かしらのSNSやスマートフォンを使ったコミュニケーションというのは、取られているであろうということが想定されますので、早く情報が、例えば何かあった場合でも変更があったとか、こういった部分があったという部分においても、周知を早く正確にできるというように努めていっていただきたいと思います。

再質問になります。関連質問という形にもなりますが、この周知方法についての関連ということになるかと思いますが、参加者の募集に対して、応募ということになるというところはよく分かるんですけども、その応募方法については、どのように現在、お考えなのか。限られた予算の中で実施されるわけですから、専用のシステムをつくったりということは、到底不可能ではないかと考えます。

そこで、例えば先ほど答弁の中にあつた、SNSや無料アプリなどを活用して、簡単に早く応募ができるようにするなどの対応が有効ではないかと考えますが、この応募という点につきましては、どのように検討されているでしょうか、お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の再質問にお答えいたします。

お話ありましたとおり、簡単に申込みができ

ることは、参加者を募る上で非常に重要な要素だと考えます。

スマートフォンから短時間で手続きができるインターネット上の申し込みフォームや、無料アプリ等を利用し、参加者が負担を感じることなく、申し込みが行われるような方法を、現在、検討しております。

今年度の開催に限らず、来年度以降も継続できるイベントとするためにも、出欠の取りまとめや参加者への事務連絡など、実行委員会としても負担のかからないツールを選び、活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知いたしました。

続きまして、他団体との連携について伺います。

ダブル成人式の開催に当たり、令和4年9月議会の一般質問でも申し上げましたが、この事業を通しての市内事業者との交流による地域経済の活性化へ向けた企画や、ふるさと納税のPRなどをはじめ、Uターンを促進するためのきっかけづくりといった成果目標に向けた企画などというのは、この式典以外で考えられている部分はありますでしょうか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

このダブル成人式を実施するに当たり、実行委員会と市だけでは、イベントの開催や様々な波及効果をもたらす目的を達成することは難しいと思いますので、特産品のPRや異業種のマッチングなど、他団体とも連携した企画について協議を行っております。

また、Uターン相談窓口の設置やイベント開催日の前後にも、市内事業者と連携した取組ができないかなど、様々な方向で効果のある企画

を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ありがとうございます。Uターンのきっかけづくりというのは、本当にこういう機会が一番PRにつながってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

1点、再質問をさせていただきます。

イベント当日の盛り上げに協力いただく意味で、昨年立ち上がりました飲食店分科会との連携や、補助金を投入いたしましたキッチンカー事業者の皆様に向けた活用の機会の提供も合わせて、そういった部分も検討してみてもどうかかなと考えるんですが、そうした部分についてのお考えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

御協力いただく団体や事業者が増えることは、イベントの盛り上がりにもつながるほか、参加者との新たな関係構築や、そのほかの波及効果、いろいろな波及効果が期待できるなど市としても期待をしているところでございます。

既に御協力いただくため打診をしている団体もございしますが、御提案いただきました方などにも働きかけを行うほか、その会場についても、最適な場所を選定をしていかなければいけないと思っております、ぜひ意義のある式典が開催できるよう実行委員会とともに準備を進めていきたいと思っております。

昨夜も高知市のほうで、県内からいろいろな方々が集まるような式典に出席をさせていただいておりましたが、その場でも行政関係者の方々から、元豊ノ島関が最近、メディアへの露出も増えているところでございまして、そういった形の中で、11月に何か宿毛市はするそう

ですねと。一般の方が既に知っているような状況でございまして、ぜひ、いろいろなメディアをうまく活用して、せっかくの機会でございますので、広く宿毛市のPRも兼ねてやっていきたいな、そのように思ったところでもございました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） タレントでも豊ノ島の名前で、四股名もそのままでしたけれども、豊ノ島の今の活躍も、せんだつてもテレビ番組で宿毛市のモーニングが紹介されたりとか、岡本知高氏におきまして、かなり宿毛市をPRした形での番組というのが増えてきていますので、注目が集まる本当によい機会じゃないかなとも思います。

また今回、今年だけのことではなく、継続的にやっていくということも見据えた上で、そこがあるからよかったみたいな話にならないような形が、一番望ましいんじゃないかなとは考えております。

また決まり次第、いろいろ協力できることがあれば、私としてもまた協力していくことは、できることはさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

デジタル田園都市国家構想について、お伺いをいたします。

デジタル田園都市国家構想とは、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰ひとり取り残されず、全ての人がデジタルのメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現するという構想であります。

デジタルの力を全面に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性、利便性を兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済の実現を目指すこととされ

ております。

デジタル庁のホームページには、デジタル田園都市国家構想とは、心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済を実現していく構想です。

さらに、デジタル田園都市国家構想が目指すのは、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた、魅力あふれる新たな地域づくりです。

具体的には、暮らしや産業などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域の皆様に届けていくことを目指します、というふうに記載されております。

そこでまずお伺いをいたします。このデジタル田園都市国家構想に対する、市としての認識、または今後の活用に向けた方向性など、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想は、デジタル技術の活用によりまして、地域の社会課題を解決することで地域の活性化を図るものであり、その推進には、マイナンバーカードの活用が必要だと考えているところでございます。

本市では、宿毛市行政改革大綱に、デジタル化推進による行政サービスの向上を掲げまして、デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させる取組を行うこととしており、取組の具体的な項目といたしまして、宿毛市行政改革大綱改革プランの中に、マイナンバーカードを活用した行政サービスの実現をうたい、マイナンバーカードの機能を活用した行政サービスの推進に取り組むとしていただいております。

このように、デジタル田園都市国家構想は、本市の方向性と合致しておりまして、昨年度はデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し

た、デジタルヘルスケアによる安心して暮らせるまちづくり事業を実施をいたしまして、本年度も同様の交付金を活用した、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想事業を実施することとしておるところでございます。

先ほど、議員のほうからも、元豊ノ島関の御活躍、そして岡本知高さんの御活躍、そういったことに、また国内外から注目を浴びているといったお話がありました。

このデジタル化の推進、DXにつきましても、宿毛市もいろいろ注目を浴びているところがございます、せんだっても岸田総理から、ぜひプレゼンをしてもらいたいということで、私も首相官邸に呼ばれまして、直接、宿毛市の取組についてお話をさせていただくといい、貴重な機会もいただいたところでございます。

これにつきましても、しっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のお力、御協力をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知をいたしました。

続きまして、デジタル田園都市国家構想交付金が交付されるまでの流れについて、伺ってまいります。

この質問の前段で、1点お伺いしたい点がございまして、現在、宿毛市において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して取り組んでいる事業は、どのような事業があるかということをお伺いしたいのですが、先ほど、市長の答弁にもございましたように、今年5月の臨時議会におきまして、議会でも可決をいたしましたSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想は、記憶に新しいところでもございますが、これ以外にも、市と直接的ではないかもしれませんが、元にはデジタル田園都市国家構想の交付金が活用されているであろう事業としては、

学校の教育現場におけるタブレットの配布であったり、GIGAスクール構想であったりとする部分があるかと思いますが、これ以外に、この交付金を活用して現在行っている事業がありますでしょうか。確認の意味も含めて、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、市長の答弁でも少し触れましたが、昨年度、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、デジタルヘルスケアによる安心して暮らせるまちづくり事業を実施いたしました。

本事業では、市民が受けられるデジタルサービスを一括掲載するアプリ、すくナビを導入し、既存の宿毛市防災アプリに加え、新たに実装された健康アプリのはたマイカルテや、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするマイナポータルなど、行政のデジタルサービスを集約してナビゲートしております。

健康アプリのはたマイカルテは、幡多地域で運用されている医療介護情報連携システムはたまねっとと連携することで、医療機関等の処方や検査結果などの医療データの参照、自身で計測、記録した健康データが医療機関等で確認できるようになっております。

また、参照できるはたまねっとの処方や検査データは、一定期間の履歴がアプリに保存されますので、大規模災害時に起こり得るオフライン環境でも参照できるようになっております。

そのほか、はたまねっとのIDをマイナンバーカードに付与することで、はたまねっとのIDとマイナンバーカードの一元化も行っているところがございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ありがとうございます。

た。

非常に便利なのと複雑なのが入り混じってくる事業かと思えますので、できるだけ細かく、注意して見ていきたいと思えますし、また市民の皆様に分かりやすいような形に、私のほうも説明していけるようにしてまいりますので、またいろいろ情報交換ができればと思えます。

それでは、この質問である交付されるまでの流れについて、伺ってまいります。

このデジタル田園都市国家構想交付金では、デジタルの実装の取組を支援するデジタル実装タイプ、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や、拠点施設の整備などを支援する地方創生推進タイプや地方創生拠点整備タイプを設け、デジタル田園都市国家構想の実現を推進していますと内閣府地方創生推進事務局のホームページには記載されております。

そこで、交付金はどのような流れで交付に至るのかという点でございますが、例えば、事業計画を作成し、予算を算出して申請。その後、審査を経て交付決定、それから交付という一般的な流れなのか。また、併せて今年度の申請や審査のスケジュールというのがあるとするれば、それは国が定めているものなのか。あるいは、例えば宿毛市から何かする場合に、随時、申請が可能なものなのか、そういった点につきまして、お示しを願います。

また、もう1点追加であれですけれども、この事業自体はいつまでというような形が決まっているのか、その点につきましても、御回答をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金の交付に至る流れにつきましては、本年5月の臨時議会に

て、予算議決いただきましたデジタル田園都市国家構想交付金事業を具体例として、説明させていただきます。

まず、本事業につきましては、昨年12月7日付で内閣府とデジタル庁の連名によりまして、当該交付金の実施計画等の作成と、その提出について事務連絡が発出されました。

この中で、本年1月20日までに実施計画の事前相談を行うことと、その後、事前相談に対するコメントなどを受けて、2月6日までに実施計画の提出を行うことを求められました。

そのため、事前相談を行いながら、2月1日付で高知県を通じて本提出を行いました。

その結果、3月9日付で事業採択の内示がありまして、それを受けて、3月14日付で交付申請を行った結果、国による4月1日付の交付決定が高知県知事名による4月18日付の交付決定書で届いたという経緯でございます。

なお、本市で採択されましたデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ、マイナンバーカード利用横展開事例創出型、これにつきましては国の令和4年度補正予算限りの時限措置となっております。

本交付金につきましては、マイナンバーカードの申請率が、ある一定を超えたところが、これまでであったデジタルの交付金につきましては、大体、2分の1とかという補助率であったんですけれども、本交付金につきましては、ある一定の申請率を超えた市町村に対しては3億円まで、100%の交付金を出すという特例的なものでありましたので、今回限りという形でお話させていただきます。

なお、この従来からあるデジタル実装タイプにつきましては、こういったマイナンバーカード横展開の事例創出型をしたということは、今後も国の予算にもよりますけれども、引き続き、この制度は続いていくものと認識をしております。

ころでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） よく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、このデジタル田園都市国家構想交付金の活用について、少し細分化した形で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、そのうちの1点目ですが、デジタル田園都市国家構想の項目に、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決とあります。

この中に、地方に仕事をつくる、人の流れをつくるということと、結婚・出産・子育ての希望をかなえるということ。さらには、魅力的な地域をつくる、この4項目が挙げられております。

そのうちの、地方に仕事をつくるという項目のスマート農林水産業・食品産業分野には、農業機械等の遠隔操作、農作業の軽労化、食品産業との連携強化等を促進します、というふうにあります。そこでこの宿毛市を支える一次産業への活用ができないものかというふうに考えたわけですが、この点につきましては、市としては、どういったお考えをお持ちなのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、三木議員の御質問にお答えいたします。

スマート農林水産業・食品産業分野への本交付金の活用についてであります。現在、様々な分野でクラウドやAI、IoTを活用したスマート化が進んでおり、一次産業の分野においても、ドローンの導入やIoT等を活用した省力化など、先端技術を活用したスマート化が注目されております。

導入経費がかかる一方、労働力の省力化や生産性の向上が期待されるものです。

宿毛市としましても、デジタル田園都市国家構想交付金だけに限らず、様々な補助事業などの利活用を検討し、デジタルの力を活用した一次産業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 再質問をさせていただきます。

今、課長答弁の中にもございましたが、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

昨年の資料になりますが、令和4年3月の内閣府地方創生推進室の資料によりますと、農業、林業、水産業等の一次産業にドローン、自動運転トラクター、アシストスーツ、IoTセンサー等のデジタル技術を導入することにより、各産業の生産性を高め、地域の活性化を図る取組として、全国で47事業、約10.8億円が採択されているというふうに資料にございました。

ここでは、スマート林業の分野で、航空レーザー計測による地形や樹種等の森林解析評価を行い、持続的な森林管理を実現するための事業や、鳥獣害対策として、遠隔的な管理システム等の活用により、従事者の負担及び有害鳥獣による農業被害を軽減するための事業が採択されているとのこと。

これらの分野においても、宿毛市が本当に有効であり活用すべきではないかという考え方、絞った点になりますが、この点について御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、三木議員の再質問にお答えいたします。

航空レーザー計測による森林に関する情報については、高知県が今年度より森林クラウドの運用を開始し、樹種等森林の資源情報を自治体のみならず、林業事業体に対し提供をいただけ

ることとなりました。

このデジタル技術の導入によって得られた情報は、今後の宿毛市の森林整備において、非常に有効なものになると期待をしているところがございます。

高知県や各市町村とも連携し、さらなる活用を検討してまいりたいと考えております。

鳥獣害対策における遠隔的なシステム等につきましては、現状では導入している狩猟者はいないものと認識しておりますが、駆除従事者の高齢化が加速的に進んでいる状況なども踏まえ、猟友会をはじめとする各団体や関係機関との連携を図る中で、必要に応じて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 今、課長の答弁にありました、高知県のほうでそういった形が進められているということで、本当にこれは宿毛にとっても有効な活用の方法が見つかってくるんじゃないかなというように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きましては、デジタル技術を活用した子育て支援等の推進について、お伺いをいたします。

結婚・出産・子育ての希望をかなえるという項目の中にあります、デジタル技術を活用した子育て支援等の推進についてでございますが、ここでは、オンラインによる母子の健康相談、母子健康手帳アプリの拡大などを利用して、対面では手が届きにくい取組をデジタル技術の活用の推進によって支援していこうというものでありますが、こちらも、これからの子育て世代にとっては必要になってくるのではないかと思います。この点につきましての御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課

長、8番、三木議員の一般質問にお答えいたします。

健康推進課では、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談対応を実施しているところです。

妊娠期の支援のスタートである妊娠届出時の面談は、子育て支援や児童虐待防止の観点からも必要であるとされておりまして、対象に合わせた支援の展開において、大変重要な機会であると考えております。

同様に日々の相談支援においても、訪問や対象者の来庁により、お互いの表情が見える方法で、信頼関係を構築しながら支援を行うことを大切にしたいと考えております。

現在、母子保健事業におけるデジタル技術の活用につきましては、市のラインから、母子保健事業の情報収集が可能となっていることや、乳幼児健康診査と昨年度開始しました伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金の一体的実施に係るアンケート調査の回答に、市の電子申請システムを活用するなど、対象者の利便性を考慮した方法で取り組んでおります。

また、国の取組におきましても、マイナポータルから乳幼児健康診査の結果や、予防接種の情報が閲覧できる仕組みも始まっておりまして、今後、母子保健事業におけるサービス拡大の予定も示されております。

本市といたしましては、今後も国の動向に注視しながら、先進的な取組を実施している自治体の事業を参考にすることで、子育て世代の皆様のニーズも取り入れた形で、母子健康手帳アプリなどのデジタル技術の活用につきまして、今後の交付金の活用も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 宿毛独自の宿毛ならで

はできるマンツーマンであったり、心が通ったケアというか、そういった合わせる部分と、必要である部分にデジタルを活用していくという形で、非常に頼もしい答弁だったなというふうに思います。

いろんな先進地事例があったにしても、その地域に合っているのか合わないのかというのが、非常に重要な判断基準になろうかと思っておりますので、非常に分かりやすい答弁をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、デジタルの活用による地域コミュニティ機能の維持強化について、お伺いをいたします。

この交付金の活用によって、デジタル技術を活用しての高齢者の見守り、社会教育施設の活用促進など、地域コミュニティを補完する取組についても、前段同様、宿毛市についても重要というふうに考えているわけではございますが、この点についての所見を伺いたしたいと思います。

先ほどのマイナンバー市民カード化構想の事業内容とも重複する部分もあろうかとは思いますが、合わせて答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

本年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施いたしますSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想事業の中で、ポイント付与サービスを構築することとしております。

これは、高齢者をはじめとする市民の健康増進等を目的とした、すくもいきいきサロンでの活動や各地区の集会所における活動などで、それらの場所を訪れた際に、マイナンバーカードを提示することでポイント取得ができる仕組みを構築しようとするものでございます。

こうした取組は、地域の方々の交流を促進する効果もあることから、今回の交付金を活用した事業は、地域コミュニティの活性化にも寄与するものと考えております。

今後におきましても、デジタル技術を活用した地域の課題解決について、引き続き、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 以上で、デジタル田園都市国家構想についての質問を終わりたいと思います。

続きまして、最後の項目になります。

マイナンバーカードの利活用とトラブルへの対応について、伺ってまいります。

まずはじめに、マイナンバーカードの普及促進事業を展開されているところではございますが、宿毛市における現在のマイナンバーカードの申請率及び交付率を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、三木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公表する本年5月末現在の資料では、本市の交付枚数率は、令和5年1月1日人口に対して、約84.0%となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 確認させてください。聞き漏らしたのですが、交付率が84.0%ということで、間違いなかったですか。お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

交付率が約84.0%となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、84.0%ということで、かなりの交付率に上がってきているなと感じておりました。

今の申請率、承知をいたしました。

続いて、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想の今後の事業スケジュールについて、伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の一般質問お答えいたします。

まず、本事業の実施に当たりまして、マイナンバーカードによる恩恵を引き出すための運用方法を実践的に研究していただくため、マイナンバーカードサービスの効果的な運用に向けた実践的研究を高知大学に委託することとし、6月2日付で委託契約を締結しております。

次に、事業の実施計画のうち、マイナンバーカードによる保育園児登陸園等管理システム導入、マイナンバーカードによる各種施設等利用サービス、マイナンバーカードによる市民ポイント付与サービス、データ活用プラットフォームサービスの4つのサービスにつきましては、公募型プロポーザルを実施する予定としておりまして、7月上旬の公示に向けて手続を進めているところでございます。

また、残りのマイナンバーカードによる証明書発行及び共通診察券サービスの2つのサービスにつきましては、8月頃の契約などに向けて準備を進めているところでございます。

それぞれの事業の完了につきましては、本年度末の2月から3月を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 本年度中には、前回挙

げられた市民カード化構想の事業が一段落として、達成されていくということで承知をいたしました。

続きまして、マイナンバーカードと宿毛市版スーパーアプリの関連性について、伺います。

宿毛市民へのマイナンバーカードの普及が促進されると同時に、その利活用を促進することは重要であると思っておりますが、その中で、マイナポータルアプリを使ってできる各種サービスというのがあります。

これは、令和4年6月議会において補正予算で9,377万円が計上され、実施に向けて取り組まれている宿毛市版スーパーアプリ導入事業とも深く関連しているというふうに思われるわけですが、宿毛市版スーパーアプリは、マイナポータルや防災アプリなどを集約して、ナビゲートするシステムと理解をしております。

SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想によって実施される事業と、この宿毛市版スーパーアプリとの体系的な関連性というのは、どういうふうになっているのか、分かりにくかったものですから質問させていただくようにしました。

スマートフォンなどにダウンロードして、活用するようになるであろうアプリと、マイナンバーカード本体とのひもづけといった点は、どういうふうになっているのか、なかなか質問がざっくりしているかと思いますが、可能な限り説明をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

三木議員からも御説明があったように、宿毛市版スーパーアプリのすくナビは、宿毛市防災アプリや健康アプリのはたマイカルテ、マイナポータル、宿毛市電子申請など、行政のデジタ

ルサービスを集約してナビゲートするアプリと
なっております。

例えば、マイナポータルなどは、すくナビで
ナビゲートしたリンク先でマイナンバーカード
を用いて、オンライン手続をしていただくもの
となります。

アプリで手続をするのではなくて、そこで御
案内をさせていただく。すくナビからマイナポ
ータルに、簡単に行っていただくという形
になっています。

本年度、実装する市民カード化構想で、るる
システムを構築しますけれども、今後、実装す
るアプリやその他のポータルサイトなどにつき
ましても、マイナンバーカードと連携するもの、
しないもの、全て含めまして、すくナビに追加
して行ってナビゲートをしていくという予定に
なっています。

今から今年も新しいアプリを出したり、新し
いポータルサイトを追加していったときに、こ
のアプリ、すくナビを入れておいていただきさ
えすれば、そこからたどってそこに行けるとい
う仕組みを構築しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知をいたしました。

再質問を1点だけさせていただきたいと思
います。

今、答弁の中にもございましたので、おおよ
そは理解ができたのですが、令和4年度の新規
事業等調査表において、今後のランニングコス
トが420万円と計上をされていて、必要であ
ろうかなというふうには思いますが、いろんな
マイナポータルにおいても、今からその中で
できるサービスが増えてきたりということが当然
想定されるし、国のほうも、そうした方向で動
いていっているなど見えるわけですけれども、
今、答弁の中にあつたので理解はしたんですけ

れども、宿毛版スーパーアプリのシステム的な
ものが、単純にここですよというナビゲートす
るだけであって、システムそのものに入り込ん
でいくというものではないというふうに理解し
ましたので、そうした場合、想定はされるんで
すけれども、420万円という部分で、今後、
そうした急激に進んでいくデジタル化という部
分の波の中で、現段階で分からないことではあ
るかとは思うんですけれども、420万円の予
算想定で今の時点で大丈夫なのかと。

ここ数か月の間で、いろんな部分が常に進ん
できているし、国のほうも、打ち出しがされて
いっているところではございますので、420
万円で足りるのかなというのが、1点気になっ
たものですから、この点につきまして、どうい
うふうに見解されているのかお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、三木議
員の再質問にお答えします。

先ほどお答えしましたが、宿毛市版スーパー
アプリすくナビは、行政のデジタルサービスを
集約して、ナビゲートするアプリとなっております
まして、基本的なアプリの仕様といたしまして、
ナビゲートするアプリやポータルサイトを追加
していく、そのような機能が基本的にございま
す。

すくナビでナビゲートするアプリが増加する
ことによって、コストが増えるといったような
ことはありません。

ただし、今後、デジタルサービスの事業を進
めていく中で、新たな機能をすくナビに追加す
る必要があるといった場合には、その改修費は
かかってくると考えておりますが、大幅にラン
ニングコストが増える可能性は少ないというふ
うに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知をいたしました。

本当に急激にいろんな物が増えてくる情勢でございますので、スピードがないとなかなか追いついていかない。スピードと知識もないと駄目なんでしょうけれども、システムを組む側も本当に大変だなと思います。

市民の方には分かりやすい、システムがどうこうというところまでは、正直、専門家じゃないと分からないところでありますので、利活用について、市民への説明というのは、今後も、ケースバイケースではございますが、行っていく方向が望ましいのではないかというふうに思いますので、よろしくお祈りをいたします。

続きまして、最後の質問になります。

マイナンバーカードのリスクへの対応について、お伺いをいたします。

デジタル庁は、昨年7月から今年4月にかけて、マイナンバーカードに他人口座がひもづけられていた誤登録が、7自治体で12件あったというふうに発表をしております。

また、6月14日の高知新聞には、健康保険証がマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に関して、高知保険医協会が会員の県内開業医にアンケートをしたところ、マイナ保険証を使って受診できる医療機関の62.1%が、トラブルがあったと回答しているとの記載がありました。

そこで、当市におきまして、こういったようなマイナンバーカードに関するトラブルの報告は今現在であるのか。もしあるようでしたら、どのようなトラブルなのかをお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバーカードに係る不具合や、マイナ保険証に係るトラブルの本市の状況についてで

ございます。

まず、本市において、マイナンバーカードに関し、報道にあるような不具合や誤りは確認されてございません。

具体的に申し上げますと、コンビニエンスストアにおける住民票等の交付や、本市がサポートをいたしました公金受取口座に係る登録、マイナンバーカードと国民健康保険証、または後期高齢者医療保険証の一体化に係る登録について、承知している不具合や誤登録はございません。

また、本市国民健康保険及び後期高齢者医療保険について、これまで医療機関等からトラブルの報告も受けていない状況でございます。

なお、公金受取口座につきましては、本市では点検のための確認ができませんので、御了承いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 再質問をさせていただきます。

マイナンバーカードは安全なのかといった不信任感、市民の間でもあると思われま。また安全であるとすれば、市民の不安を払拭し、その安全性について、正しく理解をしてもらうことが、マイナンバーカードのさらなる普及及び利活用につながるというふうに考えるわけですが、今現在、宿毛市においては、このマイナンバーカードの安全性について、どのような内容、どのような方法で、また周知をされているのかをお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、三木議員の再質問にお答えいたします。

当市では、ホームページの活用や、デジタル庁の作成したリーフレットを窓口に設置するなどして、安全性に係る周知に努めさせていただ

いております。

また、カード利用者御自身によるリスク管理も重要な要因となりますので、暗証番号の意味や暗証番号が書かれた書類の保管等につきまして、カード交付時に対応にあたる職員が丁寧に説明させていただきますことで、デジタルに不慣れな市民の方々にも、少しでも安心してカードを取得いただけるよう努めております。

なお、デジタル化の推進や利便性の享受のため、議員がおっしゃられるように、安全性や信頼性の確保は極めて重要なものと認識してございまして、今後も国と連携して、取組を進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 安心をいたしました。

もう1点、再質問させていただきます。

仮にですけれども、マイナンバーカードに関して、宿毛市におきまして、トラブルが発生した場合、高齢化が進む本市においては、先ほど課長の答弁でもありましたが、デジタルに不慣れな方が多々おられるということで、そういった場合に、国などのコールセンターを案内する対応とかにとどまるだけでなく、直接、マンツーマンみたいな形で市民に寄り添う形での対応が、今後、そうしたトラブルが起きた場合ですけれども、そうした対応が安心感を生み出すのではないかと考えますが、市は、もしトラブルがあった場合に、どのように対応をされていくこととなっているのか。

または、今後、何か対応の仕方を変えていくという点がありましたら、この点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、三木議員の御質問にお答えいたします。

まず、紛失の場合などには、議員からも御質

問ございましたけれども、国が設置するコールセンターへの電話、こういったところに加えて、警察への届出も御案内をしております。

また、マイナポータルへの登録内容の確認については、市役所に設置している端末を使用した確認作業のサポートを行うなど、今後も相談内容に応じて、丁寧な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、心配等がございます場合は、市役所市民課まで御連絡をいただけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） トラブルは本当はないにこしたことはないと思いますが、いつ起きるやら分からないことでもございますので、万が一の際には、丁寧な対応をしていただいけるようお願いをいたしまして、今日の私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 3番、小谷でございます。4月の宿毛市議選にて、初当選させていただきました。このたび、初一般質問に登壇させていただくことになりました。

何とぞ、つたない質問となると思いますけれども、ぜひ皆さんの御答弁、よろしくお願いたします。

それでは、これから一般質問を行わせていただきます。

まず、宿毛市で整備をされております津波避難道の現状について、お伺いをいたします。

現在の整備の進捗状況について、お教えいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市におきましても、来るべき南海トラフ地震に備え、平成24年に宿毛市津波避難計画を策定し、宿毛市における基本的な対応方針を定め、ハード、ソフトの両面で様々な対策を進めてきたところでございます。

御質問の津波避難道整備の現状につきましては、これまで市内に89か所の津波避難道を整備しており、宿毛市で計画していた避難道は整備を完了いたしております。

また、整備した避難道につきましては、地区が維持管理を行うこととしておりますけれども、宿毛市も避難道の現地点検を行っておりまして、昨年は沖の島地区を点検しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

私も、宿毛市津波避難計画を拝見させていただきまして、本当に多くの場所に避難道の整備がされております。

避難道の選定については、先ほどの当市の津波避難計画において、安全性、避難のしやすさ、機能性の3点から選定が行われていると記載がありました。

また、避難道の整備についても、先ほど、危機管理課長から御説明があったように、整備の方がなされておまして、スロープ化、あとは手すりの設置等も行われておりますけれども、いまだスロープであったり、手すりの設置というところがなされていない箇所もあるようです。

今後の整備の方針について、お伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

避難道の整備につきましては、津波避難計画でお示ししています、安全性、避難のしやすさ、機能性の3点に考慮しながら、地元地区、それから所有者との協議の上で、場所の選定や避難道の整備を行ってまいりました。

御質問の津波避難道のスロープや手すりの設置などの整備につきましては、先ほど申し上げましたように、地元との調整の上、必要な整備を行ってきたところでございますが、各地区での避難訓練などを行っていただく中で、様々な課題を検証し、必要があれば、地区による避難道修繕を行っていただいております。

この地区が行う軽微な避難道修繕に係る費用につきましては、宿毛市の補助金を活用していただいております。令和元年度から令和4年度の4年間で、手すりの設置や舗装など、11か所の修繕を行っております。

ただし、地区による修繕がかなわない場合には、その都度協議を行いまして、必要があれば改修工事等を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

宿毛市津波避難計画では、多くの場所で裏山が避難道となっております。高齢者の多い地区では、避難道の整備が行き届いておらず、道の崩落であったり、生えたコケによる足元の不安を住民の方は抱えております。

特に避難道の一部においては、住民の方が散歩道であったりとか、というふうに活用されていると聞いております。

そういったことで、そういった不安がある中で、今後の維持管理について、所見をお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

避難道の維持管理につきましては、日頃から地区の状況を把握されています地区の皆様の御協力が欠かせないものと考えておりますので、地区によりまして、維持管理を行っていただいているところでございます。

本市としましても、引き続き、各地区と連携しまして、避難道の状況把握や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

集落の高齢化によって、維持管理が厳しくなっている地域も予想されます。先を見据えて、人口減少を迎えることが想定される地区については、適切な避難道の維持管理を進めていただければと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

体育施設の維持・管理の現状について、お伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、小谷議員の一般質問にお答えします。

宿毛市内の社会体育施設といたしましては、宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市立高砂グラウンド、宿毛市和田体育館、宿毛市立武道場がございます。

このうち、宿毛市立武道場につきましては、生涯学習課が貸し出し及び維持管理を行っておりますが、そのほかの施設につきましては、指

定管理者であるNPO法人宿毛市体育協会に貸し出し及び維持管理を委託しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど、生涯学習課長から御説明があった中で、総合運動公園のアリーナについて、アリーナの方では、今は老若男女、多くの市民の方が利用されておりますけれども、アリーナ床面の整備頻度がどれほどかというのを伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園市民体育館アリーナの床面の管理につきましては、指定管理者が週に4回から5回の清掃を実施し、併せて床の維持管理として、年4回のワックスがけを実施する計画となっております。

また、利用者の皆様にも、使用後のモップがけなどの清掃に御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

私自身もアリーナの使用をさせていただくこともあるんですけども、床面が滑りやすくなっている点があったりもします。

スポーツというと、事故というのは起りやすいものですが、原因が施設というところでは絶対にあってはなりません。

整備間隔等は、競技によって意見が分かれる場合があると思いますので、競技者との話し合いが必ず必要になってくるのではないかと思いますので、その点、どのように感じるか、お伺

いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 小谷議員の再質問にお答えいたします。

施設管理者である宿毛市教育委員会としましても、施設が原因となって事故が起こることは、あってはならないと考えております。

宿毛市体育協会に管理を委託する中で、施設の不備等による危険箇所があれば、直ちに対処していただき、宿毛市体育協会に対処できない場合は、宿毛市教育委員会への報告を常に求めているところでございます。

利用者の皆様におかれましても、お気づきの点や御意見などがございましたら、宿毛市体育協会や生涯学習課まで御連絡いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

市民の方からも、どこにそういった点を伝えればいいのかというのは、分からないという方もいらっしゃると思いますので、何とぞ今後も周知のほう、よろしく願いいたします。

続きまして、平田公園テニスコートの整備の現状について伺います。

現状の整備頻度や方法はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

平田公園テニスコートは、平成5年度高知西南中核工業団地造成に伴う都市公園事業として整備され、平成30年度にはスポーツ振興くじt o t oの助成金を活用し、事業費として約3,400万円をかけ、コートの全面改修工事を実施しております。

日々の管理につきましては、宿毛市体育協会に維持管理を委託し、テニスコートの整地や珪砂などの適切な管理をお願いしているところでございます。

宿毛市体育協会に確認したところ、年2回程度、利用団体と協力して珪砂の補充を行っており、市としましては、適切に管理をしていただいていると認識しております。

しかしながら、風雨により砂が不足することもあるかと思っておりますので、そのような御意見等があれば、状況を確認の上、必要に応じて珪砂を補充するなど、今後も適切な施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

テニスコートの維持・管理のためには、先ほど生涯学習課長のほうからもありました、砂の充填というところが必須であります。

充填を怠れば、コートのめくりあがりや競技者の負傷を引き起こす場合がありますので、特に平田公園テニスコートの場合は、コートが屋外にあるため、先ほど、課長のほうからもありました、風雨によって砂が少なくなりやすくなっております。

そういった声が利用者のほうからも上がっていることから、競技者の安全確保等、施設の維持管理のため、今後の整備、維持・管理についてお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、今後も宿毛市体育協会と協力しまして、年2回程度、珪砂の補充を行っておりますので、今後もそれを継続し、必要に応じて協議を重ねて状況を確認しな

がら、適切な施設の維持・管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。すみません、質問が重複してしまいました。

整備に当たっては、利用者からの陳情で施設整備がなされることがあるように思いますけれども、本来であれば、利用者が安心して利用できるよう、事前に対応が必須であります。

今後もスポーツ振興のために、一層の整備・管理をよろしく願います。

最後の質問となります。

移住者に対する就業支援について、お伺いいたします。

現在、市として施行する移住された方への就業支援については、どのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、小谷議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現在、本市で実施している就業支援につきましては、特に移住者に限定するものではございませんが、新規就農を目指す方に対して、作物に応じた実践研修が受けられる制度や、漁業就業を希望する方に対しての生活支援や技術習得支援、また林業事業体での雇用を目指す方を対象とした、就労に向けた研修などを行っております。

また、市内には高知西南中核工業団地や宿毛湾港工業流通団地等、多様な企業が進出しておりますので、移住者が雇用就業を希望される場合は、求人情報を提供するなどの移住者に寄り添った支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

実際にホームページにもあるように、農業、漁業の振興であつたり担い手の確保というところでは、現在の支援制度、すごくいいと思いますけれども、移住あとは定住については、支援としては、ハードルが高いのではないかとこのように感じます。

国内の産業ごとの就業者数についても、卸売り、小売り業や製造業、あとは医療、福祉、建設業、サービス業が上位を占めております。他業種や起業を目的としたI・Uターン移住者への支援拡充も、今後必要ではないかと感じますけれども、御意見を伺えればと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、小谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、移住者に対する支援といたしましては、移住相談員2名を配置し、移住相談対応や空き家の紹介、各種補助金の活用など、移住に向けた様々なサポートを行っております。

市の支援制度につきましては、要件などもございますが、宿毛市地方創生移住支援事業補助金として、東京圏から移住してきた方が就職や起業などをする場合、2人以上の世帯で100万円を支給する補助金がございます。

高知県においても、高知県創業支援事業費補助金として、200万円を上限に起業や事業承継をされる方への補助金もございます。

また、昨年度より本市独自の支援制度として、本市にUターンした40歳以下の方を対象に、奨学金の返還を支援する宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金もございまして、これは市内や近隣市町村において、就職や起業、個人事業を営む方に申請いただける制度となっております。

今後におきましても、多くの方に宿毛市を選んでいただけるよう、移住者の求める支援ニー

ズを調査・分析するとともに、国や県の状況も注視しながら、議員からも提案ございました起業や他業種に対する支援なども含め、より効果的な支援策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 御答弁ありがとうございます。

実際に、私も前職で県の新規事業補助金を何件か拝見させていただいたことあったんですけども、そういったところも、なかなかハードルが高い部分があったりもします。

それと、本質問に当たって、近隣市町村の移住者支援制度を調査させていただいて、比較を試みましたが、当市の制度には多くの魅力がありました。

人口減少の課題を抱える本市にとって、定住する移住者の方の存在は大きいものがあります。他市町村との競争の中で、選択される市となるために、今後も支援拡充の推進を御検討いただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。今回もよろしくお願いいたします。

今回、昼までぐらいでどこまで進めるかと思っておりますけれども、始めたいと思っております。切りのいいところで切っていただきたいと思っております。

まず、はじめに市民、そして各地区からの要請について、伺っていきます。

はじめに、サニーサイドパークについてです。

サニーサイドパーク落成以降、公園整備において、市民からどんな要請があり、市はどのように対処したのか、お伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の一般質問にお答えします。

サニーサイドパークは、リニューアルオープン以降、多くの観光客や市民の皆様にご利用いただき、アウトドアレジャーも楽しめる道の駅として再スタートすることができました。

また、ボランティアでごみ拾いを行っている方もおられ、近隣の方々にとっても大切な施設になっていると感じております。

落成以降にいただいた公園整備に関する御意見については、のり面へ大きい石が残っている箇所や雑草が目立つ箇所など、危険性や景観上の配慮について御指摘をいただき、市職員により早急に対応いたしました。

また、樹木の伐採跡が沈下してしまった箇所や、落ち葉が原因で集水柵の雨水があふれた箇所、以前設置していた看板の支柱切断跡などについては、施工業者に御協力いただきながら改善作業を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 金属柱の切断痕とか、木の伐採痕の穴埋めなど、それからあと、遊具エリアの危険防止なんかもしていただいているのではないかと思います。

このほか、必要であるが未解決な点はということで聞くんですけども、要請があったもので、やっていただいたのは、こちらも確認していますので。

それは、また後から出てくるかもしれません。
まだ、ごみの撤去で地中からごみのはみ出し
ている部分とか、そういう指摘もあったのだと
思います。

要請の中で、必要であるが、まだ未解決な点
がありましたら、また教えてください。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

先ほど御質問あったように、遊具の近くの階
段の撤去については、今、施工中でございます
ので、本日、芝に張り替える予定にしておいま
す。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 子供が安全に遊べるよ
う、確認をお願いいたします。

それでは、次の質問です。

今度は公園管理ですね。公園管理などにおい
て、市民からどんな要請があり、市はどう対処
したのかをお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
今城議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークのリニュー
アルオープンから1か月半程度が経過し、本施
設の運営管理について、利用者から様々な御意
見をいただいておりますので、何点か抜粋をい
たしまして、その内容及び市としての対応をお
答えいたします。

まず、園内の樹木の剪定が行き届いていない
点や、除草後の集草が不十分であったという点
につきましては、本課職員により対応し、解消
しております。

次に、本施設南側にあります浜田の泊り屋レ
プリカにつきまして、シロアリによる被害が見
受けられるという指摘がございました。

本件につきましては、市内建築業者に現状確
認を依頼し、シロアリ駆除等に要する費用の見
積もりを依頼しているところでございます。

最後に、本施設外周に設置してあります擬木
の柵についてでございますが、腐食による損傷
が見受けられ、危険であるとの指摘がございま
した。

この柵につきましては、これまでも適宜、点
検を行ってきておまして、昨年度も一部修繕
を行ったところではございますが、今回の御指
摘を受けまして、再度、業者を交えて安全性の
確認を行い、適切に管理をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） あと、こういう指摘も
あったと思います。

RVエリアの水道が使えるようにしてほしい
というの、あったんだと思います。これも正
論だと思っております。

それから、管理棟やトイレの管理のこととか、
障害者駐車場のこと、それから外周路の柵の件
とかも指摘があったと思います。

このようなことで、まず管理の問題というか
運用の問題ということ、指摘も含めて改善点、
あるいはまだ、今言った以外に未解決な点あり
ましたら、よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
今城議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど御指摘のありました、まずRVパーク
エリアの水道につきましては、当初、指定管理
者のほうも少し勘違いをしておまして、我々
といたしましては、あそこに設置しております
水道につきましては、RVパークエリアを利用
される方のために設けた水道ではございました。

ただ、水道のパンですとか、そういったもの
が設置されておりましたので、指定管理

者のほうにも誤解を生むような整備となっておりますので、その点については指定管理者と協議が終わっております。

また、障害者駐車場とベンチ等につきましても、指定管理者と協議をしております、現在、移動をしておりますので解消済でございます。

そのほか、外周道路の柵につきましては、先ほども答弁で申し上げましたが、腐食が進んでおるといことで、御指摘を受けておりますので、昨年度も一度、改修工事を行いました、今年度もまた業者立会のもと、危険性の掌握について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私も、要請書も見せてもらいましたし、1回目の回答書も見せていただきました。

要請者の指摘に対して、その多くをすぐに改善していただいたように思っております。ありがたいことですが、反面、落成までの間に、市のチェックがずさんだったのではないかという思いもしてきます。

その点について、2つの課から話がありましたけれども、どうでしょうか。それぞれに聞きましようか。都市建設課のほうから、それから続いて商工観光課をお願いします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

公園整備について御意見いただいたものには、整備の契約内容以外のものもありましたが、伐採跡の埋め戻しが十分でなかった箇所のように、契約内容に起因するものについては、受注者に修補を行っていただきました。

建設工事請負契約書第45条では、受注者から引き渡しを受けた後でも、修補や履行の追完を請求できることになっております。

また、受注者が自ら修補することもできるよ

うになっておりますので、契約内容に起因するものがあれば、その都度、協議して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、再質問にお答えをいたします。

公園の管理・運営に関しまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

サニーサイドパークは御存じのように、当初、これまでであったサニーサイドパークから比べますと、全く仕様が異なったものとなっております。

そういった部分で、この4月から新たな指定管理者によって運営を進めているところではございますが、市民の方からの御意見にもあるように、見落とししていた部分ですとか、改めて気づかせていただいた点、多々ございました。

その際には、御意見を反映させていただいて、すぐに対処できるものは対処させていただいておりますし、また予算を伴うようなものにつきましては、その必要性等、また議会のほうにも提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今回を機会に、行政のほうも時々、実際現場を見ていただき、不足のないような対応をお願いしたいと思います。

その次に、6月12日、要請者からの質問書と懸念点が提出されました。そして、話し合いの場を持ったわけですが、私もそこを、とりもってほしいということがありまして、同席してもらいました。

そのときに、要請者の思いが担当職員に伝えられたと思います。重要な視点が指摘されたと思いますが、市はどう受け止め、今後どのよう

に取り組むか、確認したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
お答えをいたします。

先ほどの答弁とは少し重複いたしますが、本施設の設備や運営管理に至るまで、貴重な御意見をいただいているというふうに認識しております。

御指摘いただいた内容には、市も改めて気づかされる点もありましたので、本施設の利用者の安全が確保されますよう、今後も指定管理者と連携を密にしながら、適切な施設管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 懸念点などの中には、例えば手すりのところにバーベキューグリルが置いてあったりとか、それから手すりにタオルが干されていたりとか、それからトイレ掃除のモップなんか支払い所にあたりとか、それからトイレの清掃チェックのスペンが長いこととか。一番気になったのは、手すりと同様に、障害者駐車場のところのルートが確保されずに、大きなベンチがそこに置かれている。

この点についての指摘というのは、障害者に対する配慮というものが、気づかされたんだと思います。

それから、今言った回答の中に、本当は言わなければならないことがあると思います。今のものと同時に。

質問書についての返事がありません。どうして私が仲介することになったのか。私について来てほしいということで、話し合いの場が設定されたのかという、要請者の思いに対する回答が入っていません。

そのあたり、どなたか言えるでしょうか。言

えなければ構いません。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長。

申し訳ありません。今の今城議員の御質問の趣旨が、すみません、ちょっと分かりかねるのですが、よろしければ、もう一度、お教えいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 質問書の書き出しのところを少し読みます。

6月5日にサニーサイドパークで散歩していた要請者に対し、宿毛市職員が事前連絡もなしに多人数で押しかけて、有料キャンプエリアやイベント広場を利用する事業者に、どのような話をされていますか等の質問をされました。

私は、これまでのように、そのような行為をされたことがなく、ショックで一晩中眠れませんでした、と書き出しがあります。

つまり、これ回答はいいんですが、こういう思いがあって、話し合いの場をつくったということになります。

そこで話し合った、あるいはさらなる懸念点が行政に伝えられ、そしてフィードバックにつながったわけですね。新たに公園が、よくしていくということが、その理念が確認できたんだと思います。

そういうことですね。

そういうことで、市はどう受け止め、今後どのように取り組むかを確認しますということを聞いたわけです。

要請者は、日常から、皆さん御存じのように、公園やごみを拾い、気になる点は……

○議長（川村三千代君） 休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時03分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

今城議員に申し上げます。

議長においては地方自治法に基づき、議事の整理権等がありますので、議事の進行上において、自己の意見を許可なく発言しないよう注意いたします。

今城議員の一般質問を継続いたします。

6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 午前中に継続していきたいと思います。

脈絡が切れましたので、復唱させていただきます。

サニーサイドパークについての市民からの要請ということで、その最後の質問として、6月12日に、要請者から質問書と懸念点が提出され、要請者の思いが担当職員に伝えられました。重要な視点が指摘されたと思いますが、市はどう受け止めて、今後どのように取り組むかを確認しますということで、市民の声を生かしながら、公園づくりに努めていくという回答が得られたと思います。

それを受けて、質問書の内容についてはどうかということ聞き返して、その回答は構いませんということで、最後、締めようと思っていたところです。

それを読み上げさせていただきます。

要請者は、日常に公園や歩道のごみを拾い、気になる点は市に報告していたと思います。

道の駅が訪れる人に喜ばれるようにと、担当職員や管理者に伝えた善意の行動が、よく思われてなかったのでしょうかということで、それは残念ですねということになります。

今後は、市民や利用者からの要望は、必要な情報として生かしながら、市民と協力しながら、よりよい公園づくりを進めるよう希望します。

これは、同じスタンスに立ってやっているとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各地区からの要請2番目で、防災・復旧・危険防止についての要請です。

その1つ目、昨年の市政懇談会では、高石地区から防災行政無線の要請が出され、坂ノ下、山北地区からも議会請願がありました。

市は、固定電話による情報伝達を進めると回答していましたが、回線接続の進捗状況をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長(川村三千代君) 危機管理課長。

○危機管理課長(有田巧史君) 危機管理課長、お答えいたします。

令和5年3月議会で答弁いたしました防災情報固定電話通知サービスにつきましては、全地区へ案内し希望者登録を推進しております。

御質問の坂ノ下地区と山北地区の質問がございませぬけれども、両地区のほうからの申請は、現時点ではございませぬ。

本サービスの利用者につきましては、本年6月20日現在で29件となっております。引き続き、固定電話通知サービスや防災アプリへ登録していただくように、取組を継続してまいります。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 昨年12月議会で確認したときは市内全域で14件、そして3月議会で確認したときは、14件増えて28件。今回は29件ということで、進捗具合は少ないようです。

結局は、地区からの要請には、誠実に対応していただきたいということです。

地区からは、防災行政無線が設置しなければ聞かないという要請がきている。これは切実なものだと思いますので、地区に入って、情報を聞き取って、必要な方々に接して加入してもらおうとか、接続してもらおうという営みをし

ていただきたいと思います。

恐らく申請を待つだけでは、なかなか進まないと思いますので、また今後も聞きたいと思いますので、頑張って広げていただきたいと思います。

その対応について、今言いましたけれども、どう取り組もうとするか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質問にお答えいたします。

現在、29名の登録をいただきまして、この登録については、市内各地区におきまして、小筑紫地域でありますとか、東部、それから街区、西地区、幅広い地域の方々に、現在登録をいただいております。今後も新たに登録いただけるものというふうに考えておりますけれども、そういった状況を鑑みながら、3地区、おっしゃいました高石、坂ノ下、山北のみならず、引き続き、市内全地域におきまして、広報や案内を行いまして、加えて市内各地域の自主防災組織が一堂に会する会合などにおいて、そのような機会も捉えながら、御案内や地区の方々のニーズや状況など、情報収集を行いつつ、希望者の登録をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ぜひ、私の感覚としては、会合以上に区長に要請のあった地区、特に要請があったわけですから、どの地区が聞こえない方がいるかということを紹介していただいて、どうですかというふうに、直接、当たってみるという方法、大事なんじゃないかと思えます。

行政担当者が、聞こえないならつなげますよということ声をかけて、申請していただくという形が確実に広がっていくと思いますので、各

地区、切実な要請に応じてほしいと思います。

お願いします。

次の要請に移ります。

次は、栄喜の住吉地区の谷川、それから福良小三原口の治水対策です。

6月2日の豪雨も結構大変でしたが、現状認識と今後の対応について、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、今城議員の質問にお答えいたします。

栄喜地区につきましては、地区役員の方々と現地確認を行ったところ、河川の石積み崩落している状況が見られました。

この対策としましては、来年度、石積みを練り石積みで復旧する工事を予定しております。

福良地区におきましては、市道に流れ込んだ雨水が道路側溝へ流入しにくい状況であり、道路の敷地外へ影響を及ぼしているため、改修方法について検討を行い、早期に改善工事を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ありがとうございます。

以前は心配なかったものが心配になってきたという、本当に改善していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

続いてです。

3番目ですが、かつて死亡事故があった西町二丁目市道沿いのガードレール等の設置要請の対応について、伺います。

加えて、以前より地域要望の強かった市道小筑紫大海線のガードレール等、転落防止策はどうなっているのか。

それから、加えて、大海児童公園危険遊具の対応についても、確認したいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答へします。

西町のガードレール等の整備につきましては、昨年度の地区要望を受け、現地確認を行った結果、市としても早急な整備を行う必要があると判断し、今年度の実施箇所として既に予定しております。

現在、工事の契約手続を進めているところであり、今年度中には設置する予定となっております。

また、旧小筑紫小学校付近から小筑紫町大海地区へ通じる市道小筑紫大海線のガードレール等の安全対策施設の整備につきましては、昨年度、特に優先度の高い区間につきまして、国の補助事業等を活用し、視認性を高めるために、ラバーポールやグリーンのラインなどの整備を行いました。

引き続き、市道の安全対策施設等の整備につきましては、国の補助事業などを活用し、各要望箇所の必要性や緊急性などにより、優先順位をつけ、実施してまいりたいと考えております。

また、大海漁港の緑地広場に設置してある遊具につきましては、老朽による損傷が著しいため使用禁止としております。

なお、注意喚起のため、遊具には使用禁止などの標示をしております。

今後の対応につきましては、使用者である地区等の意見を確認する中で、方針を決定してまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 西町地区、今年になっても私のほうに問い合わせがありましたので、本当に安心しました。あそこは本当に危険だと思っていました。

大海についても、ラバーがつかまりましたので、自分もよく通りますので、車の場合は大分安心になりました。ただ、小学生の登下校に出くわして、私も何度か、今年になっても危険な思いをしました。子供たちが落ちるんじゃないかと。

ですので、ぜひこの件については、本当に気をつけて、事故が起こらない対策をお願いします。

児童公園の物も、撤去なり修理なりということも必要かと思ひます。ぜひ早期に対応をお願いしたいと思います。

次です。

交通・医療・買い物難民等の対策等の要請です。

大島地区から要請のあった高齢者交通難民対策を、市は具体的にどのように進めていくのか、お聞きします。

よろしくお願ひします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、今城議員の一般質問にお答へいたします。

交通難民対策ということで、主にコミュニティバスの視点から回答させていただきます。

本市コミュニティバス、通称はなちゃんバスにつきましては、平成29年10月の本格運行開始から、利用状況に応じて、その内容を変化させながら継続運行しております。

現在、14人乗りワンボックスカー2台で、月曜日から金曜日まで各曜日ごとに、それぞれ異なる路線を1日4便の体制にて運行しております。

現状を申し上げますと、議員からもあったように、大島地区をはじめとする複数の地区から、運行に関しての要望がなされており、昨年度からその内容について、関係機関等と協議を開始しているところでございます。

これまで協議を重ねる中で、現行の運行体制

では、既にダイヤ上、余裕がないといった状況であり、これ以上の経路を延伸することは、移動時間の増加による運転手の拘束時間延長や、利用者の快適性低下などにつながるおそれがございます。

また、運転手不足により増便が困難な状況では、運行者と利用者の双方にとって、望ましくない状況も想定されます。

しかしながら、今後も公共交通空白地域において、移動手段を持たない人々が増加していくことは明らかでありまして、課題解決に向け、引き続き、検討を進めてまいります。

増台、増便等によるコミュニティバスの運行体制そのものの見直しや、本年度からデマンドタクシー、グリーンスローモビリティをはじめ、機能性や拡張性で進化を続けている電動アシスト付自転車またシニアカーなど、様々な移動手段との組み合わせを検討することとしており、これまで要請をいただいた内容につきましても、全体的見直しを行う中で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 早急な対応が要ると思います。

デマンドタクシーとか、今年から行うという線が出てきましたけれども、地域を支える足としてデマンドタクシーを営みたいと考えている方が複数いると聞いております。

このあたり、具体化を進めるために、地域、行政、それから営みたいと考えている方、一緒に話し合う場が早急に必要じゃないかと思うわけです。

課題や解決を整理しながら、進めていってほしいんですが、乗り越えなければならない課題を解決していただきたいんですが、話し合いの計画は、もう既にあるのでしょうか、どうでしょ

うか。お聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、今城議員の質問にお答えいたします。

今城議員がおっしゃるデマンドタクシーを営みたいという方については、ひもとくと、公共交通空白地域における自家用有償旅客運送事業として、デマンド運行を営みたいという方のことだと思いますが、本市に対しましても、同様の相談を受けたことがあり、市内にそのような方がいらっしゃることは承知している、そのような状況です。

この公共交通空白地域の自家用有償旅客運送につきましても、公共交通として果たすべき役割から様々な制約があり、その実施は今城議員も御存じのように、非常にハードルが高いものとなっています。

一方で、公共交通を維持する上での課題として、運転手不足が顕在化する中、これを支える意欲のある方が地域におられるということは、明るい兆しであると考えております。

質問にありました、具体的にそういう相談の日程が決まっているかということではありますが、そういう具体的な相談の日は決まってないですけども、本市といたしましても、意欲のある方の思いを、公共交通にうまく結びつけたいと考えておりまして、国や県などの関係機関や関係団体と連携して、その可能性を一緒に模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 基本的には、有償、無償は関係ないんだと思います。関わろうという方がいて、その人の人生をかけてやるというよりも、ボランティア精神を生かしながら、無償でやっても会員制などで補えるやり方もあるかもしれません。

だから、何ならできるかという線が、話し合いの中で出てくれば、解決の手だては出るんだろうと思います。

それから困っている人の声、これが具体的にないと、実際にどういう運行をするかという、これが全く出てこないと思います。

ですから、地域が必要としている、割と声が出てくる場所に行って、それからやろうとしている方、それから区長さんなどと一緒に話し合う場があって、その次のステップになるんだと思うんですね。そのさっきの話というのはね。

先に情報を聞くということが必要じゃないかと思っています。

よろしくをお願いします。

実は、今まで私のところにも、同じ内容で幾つも聞くわけですけども、主に高齢で、医療・買い物難民となった住民の支援要請ということが見えてきます。

その手だてのヒントというのをつくってくれました。

介護準備ガイドブック「ずっともっとすくも」。ここには、弁当宅配もあるし、それから大井田の訪問診療のことなんかも載っているし、それから、困ったときの家事とか、そういうことの手続もあります。訪問理美容もあります。

ということで、これを実際に活用していくことが地域で広がれば、デマンドとか、はなちゃんバスのもとになっている原因が、解決する可能性がありますね。そういうふうに思ったわけです。

ずっともっとすくもの普及、活用をどう上げていくのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

昨年度制作しました宿毛市介護準備ガイドブックずっともっとすくもは、主に日々の生活が

しづらくなった高齢者や、御家族などに活用していただけるよう、在宅生活を支える行政サービスや民間サービス情報、介護予防の取組紹介や、実際に介護が必要になったときの情報などから構成され、本年4月に冊子の配布を開始し、ホームページも開設いたしました。

冊子については、皆さんに手に取っていただけるように、社会福祉協議会や市の保有する施設、健診会場、選挙期日前投票所などへの設置のほか、民生委員や医師会等の支援者や量販店等でも配布してまいりました。

ガイドブックの活用と普及についてでございますが、ガイドブックの配布だけではなく、これまでも地域の相談や訪問活動の際に、ガイドブックを活用して、御説明をさせていただいておりますので、今後につきましても、さらに多くの方に御覧になっていただけるよう、様々な方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 頑張っていたきたいと思います。本当に期待しているところです。

ホームページを広げる、それから冊子がいろんなところに届く、これもあるんですけども、実際は使っていいと感じてもらうということが、第一だと思います。

本当に要請がいろいろなところからあると思いますので、行ってください。私から行政職員にお願いしたいことは、さっきの防災と一緒に、行くと必ず、いろんな似たようなことで違う状況が分かっていくと思いますので、困っていることに適合する、これに載っていることで適合することがあったら、その場で一緒に使ってあげてはいかがでしょうか。こういう営みが広がることを期待します。

これが最も重要と思っています。

それが、市職員への信頼とか、本当に頼る気

持ちとか、いい関係が生まれていくんだと思いますので、地区の抱えているトラブルを行政サービスの枠が当然あって、利用してなくて困っているという方が相当多いんですね。

実際に利用していくところまで結びつけていく営みを、ぜひ続けてほしいと思います。

大島地区の出した要請に対する回答も、区長から読ませていただきました。

市からの回答は、実は今言ったような、市内全般的な回答でしたので、ある意味では大島地区の出した方にとっては、ちょっと寂しいなと思いました。私も、そこに出すところに当たっても相談を受けましたので。

大島地区に対してのメッセージというものが、書かれてあればよかったなとも思いました。ということは、大島地区から出たものに対して、今後、どう具体的に答えるかということも大事になってくると思います。

今、言ったようなことで、実際にそこにおられる方が使ってみるとか、解決していくという、一つひとつ手だてをとっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

同じ話ですが、ここの項目の最後の質問。

交通難民といえども、各地域の課題はそれぞれ異なるため、リサーチとそれに対する多様なアプローチが必要です。地域に調査に入り、課題解決に向けた取り組みを始めるということ。そういうことを確認してよろしいでしょうか。

地域に入り具体的に取り組みを始める。そういうことでいいですか、ということで、……………(発言一部取り消し)……………がどうでしょう。お願いします。

○議長(川村三千代君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきたいと思います。

地域課題を解決するためには、各地域で調査

が必要不可欠、そのように私も考えております。

例えば、はなちゃんバスの運行開始から、宿毛市地域公共交通網形成計画に基づきまして、毎年運行経路の沿線地区を対象といたしておりますが、そうした公共交通利用者との意見交換会を実施してきたところでございます。

意見交換会につきましては、平成29年度から令和元年度までの間は毎年13地区で、これを実施をいたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、車内での利用者アンケートや、運行に関し要望のあった地域を対象とした書面によるニーズ調査を実施をしたところでございます。

皆様からいただいた意見につきましては、利用状況などを踏まえ、停留所の増加、あるいは利用の著しく少ない停留所の廃止など、随時内容の見直しなども行ってきたところでございます。

先ほどの答弁のとおり、各地区からの要望や、これまでの利用状況、高齢化の著しい進展を踏まえますと、増台・増便などによる、コミュニティバスの運行体制そのもの見直しや、デマンドタクシー、グリーンスローモビリティをはじめ、機能性や拡張性で進化を続けている、いろいろ変わってきている電動アシスト付自転車や、そして近年少し見るようになりましたが、シニアカーの活用など、様々な移動手段との組み合わせを検討いたしまして、全体の見直しを協議をしてみたいと考えているところでございます。

また、最近では、市内の医療機関におきまして、医療関係へのアクセスが不利な中山間地域などを巡回し、オンライン診療を可能とするといったことができる医療車両、ヘルスケアモビリティといいますが、こちらが導入されまして、また、市内社会福祉法人による買い物サービスなどや民間事業者による食品移動販売、こちら

のほうも充実をしまいたところでございます。

今後におきましても、自治体DXを推し進め、その目的である、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指しまして、デジタル技術の活用や関係機関と連携して、市民の皆様が必要な場所へ移動する手段の確保や、事業者が各地域へサービスを提供できる体制の整備に努めていきたいと考えております。

そういった形の中で、各地域に出向いていて、話を聞くということは、当然、非常に重要なことだと思っておりますので、地域懇談会のほうも、昨年度、少し始めさせていただいてるところでございますが、さらなる、そういった市民の声を直接聞く機会を増やしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

今城 隆君より、会議規則第65条の規定により、発言取消しの申し出がありますので、この際、これを許します。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。

先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「ということで、」の次から、「がどうでしょう。」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、今城 隆君からの発言取消しの申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 中断しましたが、続けていきます。

先ほどの市長の回答、課長の回答もありましたが、様々な課題、地域の課題を放置せず、具体的な施策を一步ずつ前進させていただき、よろしくお願いいたします。

それでは次のテーマ、宿毛小中学校PFI建設事業のモニタリングについて、伺っていきます。

まず最初に、モニタリング事項及びその内容について質問します。

モニタリングには、監視報告会が設置されていますが、その構成及び議事概要について確認します。

また、PFI株式会社によって提出される業務報告書とは、具体的にどのようなものか。

参加委員からの意見は活発になされているかなど、お知らせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

監視報告会につきましては、定例会と年間評価会議の2種類が行われております。

定例会につきましては、月に1度開催しております。宿毛市から学校教育課、宿毛小学校・中学校の教職員、それと宿毛学校PFI株式会社の職員などが出席し、開催しております。

議事としましては、開催する前月に行った維持管理業務、修繕の報告。当月に行う業務の学校行事との調整、修繕、是正依頼や問題に対する対処方法の確認といったことなどを話し合っております。

年間評価会議につきましては、宿毛市、有識者、事業者で構成される会議となっております。宿毛市からは、総務課、学校教育課、有識者2名、それと、宿毛学校PFI株式会社の職員が出席しております、四半期に1回のペースで行われております。

主な目的は、現在のサービス水準の妥当性を評価するものとなっております、事業者から提出された業務報告書をもとに、適切に維持管理が行われたことの確認や修繕の内容や状況、問題となっている事項の対処方法、契約内容の確認といったことを話し合っています。

業務報告書には、毎年度開始前に提出されます業務計画書に基づきまして、該当四半期に行われた建物設備点検や修繕、空気環境測定、水質検査、清掃などの維持管理業務の内容や結果が、月別にまとめられて記載されているところでございます。

どちらの会におきましても、参加委員から意見や質疑、提案など様々な内容について、活発に議論が行われていると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 開校から2年が経過しましたが、業務評価で未達レベルの事例があったか。また、監視報告会の中で、課題とされた案件にはどのようなものがあったか、確認します。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教

育次長兼学校教育課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

現在まで、KPI（業務評価）が未達となった事例は、今のところございません。

監視報告会で課題となった案件としましては、カビの問題がございます。

開校以降、湿度の高い5月から9月にかけて、学校内で結露を伴うであろうカビが発生しており、その対策が課題となっているところでございます。

カビが発生した後の対処は一定できていますが、カビが発生しないよう、根本的な解決に向け、監視報告会においても、事業者と協議を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私が開示請求で開示できたのは、令和3年、4年度の評価会議録の計8回分です。

それで、A4・16枚。内容は多くはありませんが、その中でも結露のこと、カビの発生、健康への心配の言葉とかも出てきました。

24時間の空調が4月から10月にわたって行われていると。それから、それによる電気量増大で、今、言われたところではありますが、根本的対応策、まだ定まっていない様子がうかがえました。

質問します。

もしカビ対策の方向性が出ていたら、お知らせください。また参考として、令和4年度の宿毛小中学校と市庁舎の電気料金の比較をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

カビ対策でございますが、今のところ、まだ

最終的な結論については至っておりません。そのため、今、空調機器を回すなどの対策を取っているところがございます。

質問のございました、宿毛小学校と市庁舎の電気の使用料についての比較ですが、両施設で面積とか、構造等も違うため、参考になるかどうかわかりませんが、令和4年5月から令和5年4月までの1年間で比較しますと、宿毛小学校、中学校の年間電気使用料金が、約995万円。市庁舎の年間電気使用料金が、約980万円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 空調を4月から10月ずっとつけっぱなしというのは、大変な費用がかかっているんだと思っております。

これを減らしたいと思えます。本当に大変だと思います。

質問します。

校舎のクラック、カビ対策の費用、電気料金の増大などがあるでしょうが、これまでに契約金額外の支出になったものがあれば、確認をさせていただきます。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

カビ対策につきましては、事業内で行っていますので、契約金外での支出は、今現在のところございません。

通常の維持管理業務以外で支出したものとしましては、開校後、児童生徒数の関係で、通常教室でなかった教室を通常教室として使用する必要が生じまして、黒板等を設置した費用や、学校より開校後、追加で設置の要望がありまし

た屋外コンセントなどを設置した費用などがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 電気料金も、当然別枠ですね。

これから学級の教室の改装とか、そういうものが契約外になってくるといことになるかと思えます。

今後、生徒数減少で、少学級編製の教室とか、そういうことについては、またお金がかかってくるんだろうということになりますね。

それでは、次の質問です。

契約にある修繕費の枯渇による増額もあるということでしょうか。また、契約金額、45億円がさらに増額する可能性はありますか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長。

契約にあります修繕費でございますが、例えば、年数が経過することによりまして、大規模修繕でありますとか、そういったものが生じましたら、別途の支出が必要になってくると考えております。

それと、総契約金額の増額に関しましては、契約書において、物価変動等に伴う物価スライドも認めておりますので、現在のような物価が上がる状況でありますと、増額となる可能性もございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） カビ対策等もありますから、構造改善とかっていうようなことで、ひよっとしたら、修繕費が枯渇するということもあり得るといこと。それから、物価スライド

があるので、契約総額は上昇する可能性もあるということになりますね。今後も出費がかさむ心配があります。

それでは、次のことです。

モニタリング情報の開示について、伺います。

監視報告会協議記録とPFI株式会社による業務報告書、これは1,500枚ぐらいになると伺っております。これら全てについて、開示請求を行いました。開示されたのは16枚です、ということで、出てきたものは1%ぐらいということになります。

質問します。

契約で秘密保持とする個人情報等に当たる部分は、黒塗り開示も可能なはずですが、学校管理は公的業務であるのに、なぜ業務報告書や評価が開示できなかつたのか、お聞かせください。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

開示できなかった理由といたしましては、事業者と交わっております、宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書に関するサービス基準合意書において記載されているものでございます。

内容につきましては、甲乙双方は、相手方から提供された資料及び情報を、第三者に対し一切開示、漏えい、または提供してはならない。また知り得た情報、資料等は、適切なサービス基準の管理やマネジメントサイクルを回すこと以外に使用してはならないと規定されていることから、事業者と協議しましたが、事業者が策定した資料につきましては、宿毛市情報公開条例第6条第3号に該当するものとしまして、非公開となり、市が作成している議事録の

みを開示したものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 了解しました。

確かに、契約書を見させてもらうと、サービス基準合意書第13条というのがあって、今の言葉が書かれています。

法令上というか立てつけ上、契約書第108条に合意基準よりも契約条項の方が上位にありますので、こちらが優先されると思います。

その108条2項には、秘密保持義務の対象から除くものとして、法令等により開示が要求され開示する場合、というのがありますので、必ず禁止かということでもないかと思っております。

そういうことで、今、PFI株式会社と相談していただいたということになるかと思いますが、ちょっと聞かせてください。

この契約書の立てつけで開示しなかった、開示できなかったということですが、報告書や業務内容は、開示しても問題ない内容がほとんどだったんじゃないかと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか、お答えください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、再質問にお答えいたします。

事業者から提出していただきました資料につきましては、事業者とも確認しましたが、企業秘密に当たる部分もあるということもありまして、今回のような対策、対処とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 情報開示請求により、その公金支出が正当であるかどうか。市民が判

断可能な状態に置くことは、行政事務の原則ということになります。

そこで、宿毛小中学校 P F I 事業の契約総額が 4 5 億円。市は、その中の建設費 3 3 億円の中の 3 0 億円分は支払っています。ということは、契約金額の中の 1 5 億円がまだ残っていて、それは、建設費の残り 3 億円と金利の分、そしてこれから 3 0 年間の維持管理サービスを購入するという形で、返済していくということになるかと思えます。

しかし、3 億円の金利も維持管理業務の内容も、その内訳が市民には一切見えていないということが問題になってくるわけです。

質問します。

市として、維持管理業務の内訳や監視報告会の評価についても、最大限、市民に示せるよう P F I 株式会社にも今後も申し入れしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

P F I 事業につきましては、契約期間が長期にわたる事業でございまして、改善を繰り返しながら進めていく必要があると考えております。

情報が開示できない部分につきましては、事業者の法人としての利害を害する内容が含まれることから、全ての情報は開示することはできないかと思えますが、開示、公開することができない資料を作成できないかなど、事業者と協議するなど、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） P F I については、同じようなことが取り入れている市町村、大きな

町が多いと思えますけれども、対応がある程度なされています。

そのやり方としては、業者が自発的に開示していくというパターンがあるようです。業者が、この業務報告書を自分の会社のホームページに提示して、というパターンですね。そういう対応もありますから、ぜひまた図っていただきたいと思えます。

それでは、市長に伺いたいと思えます。

1 % の情報開示しかできない P F I 事業に、問題を感じないでしょうかということです。

この状況のままで、西地区小中学校建設は進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の質問にお答えをさせていただきます。

今後、宿毛市の事業に P F I を導入するかにつきましては、実施する事業の個別の事案に応じまして、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（川村三千代君） 6 番今城 隆君。

○6 番（今城 隆君） 追質問したいと思えます。

私が問題と感じているのは、公共業務でありながら、その内容が市民から見ることができない状態に置かれているということです。

P F I であろうがなかろうが、公金の支出の大半の部分が、市民の監視状況に置かれないというか、企業秘密は当然あります。

しかし、どういう業務がなされたか。技術的な問題とかはなくて、会計は普通見れますよね。予算が見れて、決算が見れてという状況を作りますが、それが今は全然見れる状況になってないということが問題と思えます。

追質問。監視報告会の資料が一つも見られな

いということになりますから、私と市長の関係にとってみると、市長は私に、証拠資料も示さずに、公費支出の正当性を証明できるでしょうか、こういう問いかけをしてみたいと思います。

市長は、私に証拠資料も示さずに、公費支出の正当性を証明できますか、こういうことを投げかけたときに、結局、情報公開を広げてくださいということになります。情報公開を広げるように求めますということで、市長も努力していただけますでしょうか、こういう質問です。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

今、突然聞きましたので、事前にお話いただいておけば、また細かく検討して、お答えできたと思うんですが、当然、できる限り広く情報を公開していく、また御理解いただくために提示していくということは、当然必要だというふうに思います。

P F Iにおきましても、当然、これから改善すべきところは改善もしないといけないとは思っていますが、今、次長が説明したのが、P F Iの今の状況でございまして、またそのことにつきましても、今後、いろいろ検討を進めながら、P F Iをその事業ごとによって、実施すべきなのかどうなのか検討してまいりたい、そのように思っているところでございます。

先ほど聞かれた、自分のいろんな部分に関しての開示っていうのは、当然必要になってくるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 開示を広げていただくよう、頑張ってくださいと思います。

本当に重要なことだと思います。

行政として、当たり前の開示もできない状態で、次のP F Iに進むということは、私は宿毛

市政の信頼を失うことになろうかと思っておりますので、この点は、本当に頑張って開示を広げるようにしていただきたいと思います。

そういう意見を述べて、最後のテーマに移ります。

最後のテーマ、マイナンバーカード市民化構想についてということで、マイナンバーカード市民化構想についての制度の概要と課題について伺っていきます。

マイナンバーカード市民カード化に向けて、予算2億8,000万円が決定しましたが、市民カード化とは、どのような制度を構築するものかを質問します。簡潔にお願いいたします。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 今城議員の質問にお答えさせていただきます。

本年度、予定しておりますSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想は、保育園や交流施設、医療機関、公共交通など、子供から高齢者まで、全世代がマイナンバーカードを利用できるシーンを提供することで、利便性を向上させ、また図書館の利用カードや診察券などをマイナンバーカードに一元化することで、市民の方がマイナンバーカードだけで、市が提供する様々なサービスや、市内の医療機関を利用できるといった環境を構築しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ありがとうございます。大変簡潔に言ってくれました。もっといっぱい出てくるかと思いましたが。

ホームページで見られるものが4項目ありましたので、私も付け加えて話したいと思います。

今言ったのが、1番目の項目にあったマイナンバーカード1枚で、保育園児の登降園の通知

が親に入ってきたりすると。それから、公共交通や図書館、その他施設の利用カードと一体化できると。さらに、医療機関の診療券の一体化ができる。

2番目として、マイナンバーカードによる市民ポイントを付与して、景品進呈というのがありました。

3番目として、コンビニで取得できる証明書を拡張すると。今あるものよりも広げていくということですね。コンビニ交付サービスを、利用増加させるということが書かれていました。

最後の4番目が、マイナンバーによる行動履歴データプラットフォームによる本人の行動確認や、市民の行動分析により、健康促進のための政策決定を行う、こういうところがありました。

つまり、私は4番あたりが、すごく、ちょっと困るんですね。

私の行動を分析されたときに、ちょっと恥ずかしいということはあるかもしれませんが。

ちょっと冗談っぽく言いましたが、マイナンバーカード1枚に、様々なサービスをひもづけし、ポイントを付与するとともに、市民の活動履歴を蓄積すると。便利でお得感あふれる。

しかし、情報管理では、やはり危ないと思います。情報管理では危ない、市民サービスが提供されるということになるんでしょう。

伺います。

マイナンバーカード、特にマイナ保険証では、現在、様々な問題が露呈しているようですが、主な事例及び、それが何に起因するか伺います。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

これまで、本市においてマイナンバーカード及び国民健康保険、後期高齢者医療保険におき

まして、誤登録や不具合の事例は報告を受けておらず、現状では、マイナ保険証等の不具合に関して、デジタル庁のホームページに掲載されているものや、報道されている以上の内容は把握しておりません。

デジタル庁のホームページや報道によりますと、これまで問題となった事例としては、保険者が取得した情報をシステムに登録する際に、確認不足等により誤登録があり、正しい被保険者情報が反映できていなかったケースや、医療機関に設置している資格確認システムの不具合により、マイナ保険証が読み取れなかったケースがあったものと認識をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 各県からも医療関係者に調査したところで、大体、どの県でも6割以上がトラブルがあったと答えています。6割の人にじゃなくて、6割の医療機関がトラブルがあったという報告。これは現場としては大変なことだと思います。

それから、NHKであったものですが、コンビニで別人や抹消済みの証明書が発行されたとか、マイナ保険証に別人の情報が登録されているとか、公金受取口座で本人ではない口座が登録、子供のものを入れたりとか、そんなことが多いんだと思います。

マイナポイントが別人に付与。

マイナポータルで、別人の年金記録が閲覧。同姓同名の別人にカードを交付。こういう事例が挙がっています。

普通なら、こういういろんなタイプの問題が起こる場合は、誤入力というよりは、システム上にトラブルがあると考えべきだと思います。

そんなことで、まだまだ大変な状態だと思いますが、こういう問題が多く報告される中、宿毛市民に負担が起こった場合には、市民カード

化を推進する本市にも、一定の道義的責任を負うことになると思うんですね。そのことについて、市のスタンスを伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、今城議員の御質問にお答えいたします。

現在、発生しているマイナンバーカードに関する問題と原因について。

その原因につきましては、議員もおっしゃいましたように、システムの不具合によるものや、またヒューマンエラーによるものと考えられております。本市におきましても、公金受け取り口座の登録やマイナポイントの申し込みについて、支援作業を実施しておりますが、現時点では、誤登録や誤った申し込みを行ったとの情報はございません。

マイナンバーカードの取り扱いにつきましては、今後も国と連携し、取り組みを進めまして、今後の支援作業等につきましても、慎重かつ正確な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 市の対応としては、どうしようもない部分が、かなりあるんだと思います。

それでは、今後心配される問題への対応についてということで、マイナンバーカードによるトラブル回避の手だてがあれば、確認いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、今城議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードのトラブルを回避するための手だてについてでございます。

デジタル庁作成のマイナンバーカードの安全

性に係るリーフレットより、御紹介をさせていただきます。

まず、持ち歩き方は、普通に持ち歩いていいので、なくさないようにしてください。

裏面のマイナンバーは、見られても大丈夫ですが、書き留めたり、コピーを取ることはしないでください。

暗証番号はマイナンバーカードを利用するため必要な大切なものですので、他人には教えないでください。

万が一、マイナンバーカードを紛失したり、盗難に遭ったりした場合などの連絡先として、24時間365日体制で、一時利用停止が可能なマイナンバー総合フリーダイヤルなどが紹介されてございます。

また、マイナンバーカードにおいて、万が一不具合があれば、国に御報告の上、内容に応じた対応が必要になることが考えられますので、マイナンバーカード総合フリーダイヤル、または市民課まで御連絡をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） これまで、なかなか秘匿すべきとされていたマイナンバー自体が、カードにもそのまま読める状態になっていますよね。それから後ろのQRコードでも、携帯にかざすとすぐ読めてしまうっていう状況でありますね。

マイナンバーカードに4桁の暗証番号を入れると、医療情報、他人でもたどり着けます。

ですから、落としたりとかということについては、かなり注意をしておかなければならないんだと思います。

私なりに考えてみましたが、心配な人は、できるだけマイナンバーカードを使わない、そんなことかと思えます。

それから、各種カードをひもづけしない、これもセキュリティは上がっていきます。

マイナンバーカードの電子証明書を失効させれば、これはマイナポータルや保険証としては使えないが、セキュリティレベルを上げて、市民カードとして使えるということになるかと思えます。

マイナンバーカードは基本的に、マイナンバーと結びつけてない利用がいっぱいありますよね。ですから、機能的にはそうなるということです。

本当に心配な人は、この電子証明書のシリアル番号を失効させて活用することもできるんだと思えます。

これは、行政に言えば、失効証明書があると思えますので、またそういう対応、高知市なんか、もう既にやっていると思えますけれども、確認しておきます。

それでは、その次の質問。

情報流出のほか、トラブルが起こった場合に、そのフォローはどうしますかと。これは、既に言ってくれたと思えますので、これはいいです。

次です。マイナンバーカードを持たない、あるいは持てない市民に対するフォローを教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、今城議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、マイナンバーカードを持たない、あるいは持てない方への保険証に係る対応についてでございます。

マイナンバーカードと保険証の一体化に関しては、健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードによる保険資格の確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるように、被保険者からの申請に基づき、資格確認書が交付されることとなります。

また、詳細は今のところ示されておりませんが、経過措置期間中は、保険者等は、必要があると認めるときは、職権で被保険者等に対して、資格確認書を交付することができることとなります。

当市としても、今後、国から示される通知を確認する中で、国民健康保険の保険者として、マイナンバーカードを取得されていない方に対して、どのように対応していくのか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、引き続き答弁させていただきます。

SUKUMO市民カード化構想における対応についてです。本年度予定しております、SUKUMO市民カード化構想におきまして、図書貸出カードや診察券のマイナンバーカードへの一元化を予定しておりますが、マイナンバーカードを取得されていない場合であっても利用が可能となるよう、従前から持たれている図書貸出カードでも利用が可能となるよう、システムを構築する予定としております。

また、保育園における登降園の管理におきましても、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、QRコードやタッチパネル、保育士の直接入力などで、登降園の管理が行える、そういうシステムを構築する予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 濱田知事ですね、16日の記者会見がありました。

16日の記者会見で、暫定的に今の保険証が使えるようにすると。それに代わる証明書を出して、折り合いをつけると述べました。

ですから、マイナンバーカードを持たない人も、これまで同様に、さっき言われた図書貸出

カードとか様々なサービス、市民サービスが受けられるよう対応していただくことを希望します。

それから、さっき言ったように、マイナンバー自体が、通常、普通に皆さんに見られて、書き写しもできるような状況に置くというのは、特に子供にとっては心配な気がしています。悪用された場合に心配ではあります。

子供については、十分に、その対応をよろしくお願いいたします。

最後に、市長に伺います。

市民カード化を推進するとしても、マイナンバーカードのシステム上の問題を修正するには、相当な労力と時間が必要になると思っています。トラブル続出の現状においては、市民カード化は、一旦立ち止まるべきではないかと考えます。市長の考えをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、デジタル社会の形成に必要な不可欠なものであることから、国を挙げまして普及促進に努めておりまして、本市におきましても、多くの市民の方に申請いただいたことで、全国でも上位の交付率を誇る、そういった自治体となっているところでございます。

現在、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる、デジタル社会に向けまして、国と地方公共団体、関係する民間事業者が一丸となって、取り組みを進めている状況であります。

子育てや介護、転出・転入に係る行政手続などに係るオンライン申請サービスの提供も始まっているなど、市民の皆様が、マイナンバーカードの利用により、利便性が向上したと感じる

ことができ始めた、そういったところであります。

これから行政サービスのデジタル化が進み、全国どこでも、誰もが快適に過ごせる社会が構築される、そういったことで、市民の方が得られる恩恵は、さらに増加をするというふうに考えているところでもございます。

先般、マイナンバーカードに関して、様々な問題が取り沙汰されておりますが、その主な原因は、ヒューマンエラーであることから、国における再発防止の徹底に加えまして、本市の支援業務などにおきましても、これまで以上に細心の注意を払いまして、正確で慎重な作業を実施いたしまして、皆様の不安の払拭に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

今回の転換期のこの波を乗り越えまして、デジタルの活用により多様な幸せが実現できる、そういった社会において、市民の皆様が最大限の恩恵を得られますよう、宿毛市ではマイナンバーカードの利用促進に向け、市民カード化を邁進しているというところでございまして、引き続き、続けていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、社会状況いろいろ変わってまいりますので、国の動向であるとか、またそのマイナンバーカードを取り巻くものについては、最新の情報を取り入れながら、注意を払っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 便利になる可能性は非常にあると思うのですが、反面、個人の尊厳とか、そういうところに食い込む情報管理の問題がありますので、最大限、気をつけなければならないと。

それから、そういうことを、本来なら本人の

申請によってカードを取るというものが、それを使わざるを得ない生活になっていくという、結局、選択できる場をしっかりと残していくということは大事だと思います。

こんなに多様な種類の混乱が起こるっていうのは、ヒューマンエラーの問題ではなく、制度設計がちょっとおかしいと思っています。

ひもづけが多過ぎると思っています。

そのひもづけは何かというと、マイナンバーとは関係ないひもづけが多いということです。

マイナンバーに絡んだものと違うものとひもづけして、そこからマイナンバーにたどり着くことができる。あるいは、マイナンバーと特定個人情報に入っていくことができるようになるということが、すごく心配な構造になっています。

そういうことですが、最後の言葉を述べておきます。

PFIでは、市民の知るべき権利が奪われ、マイナンバー市民カード化構想では、市民が秘匿すべき特定個人情報を、市は率先して流出の危険にさらしていくことになります。これは間違いないです。便利ですけれどもね。

問題を冷静に見極め、行政としての正しさを貫けるよう、軌道修正していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、私としましては、2期目の最初の一般質問ということで、市民の代表としての立場で、4年前にも話をさせていただきましたが、改めて気を引き締め、市民目線で分かりやすい質問をしていきたいと考えておりますので、よろしく御答弁をお願いします。

それでは、1の市議会議員選挙についてであります。

4月16日告示、4月23日投開票でありましたが、今回の選挙は、全国的には地方議員のなり手不足と言われていましたが、ここ宿毛市におきましては、新人6名が出馬し、5名が上位で当選するという世代交代が行われ、若い世代へ期待をするものとなりました。

ただ、投票率は64.06%と過去最低の結果となりました。

この投票率は、私たち現職議員への不満の表れかもしれませんが、市の選挙管理委員会としては、どのように受け止めているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 堀議員の一般質問にお答えします。

まずはじめに、4月23日に行われました宿毛市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の御協力のもと、無事に終えられましたことに対し感謝申し上げます。

議員御指摘のとおり、本年4月23日に執行の宿毛市議会議員選挙におきまして、投票率が64.06%となり、過去の市議会議員選挙の中で最も低い投票率となりました。

市議会議員選挙は、市民にとって最も身近な選挙であり、宿毛市政のあり方を方向づける、

重要な選挙であると認識をしておりますので、今回の結果は、非常に憂慮しているところがあります。

選挙は民主政治の基盤を支える重要な制度であり、市民の皆様には、棄権することなく投票していただきたいので、今後も、投票参加の重要性を訴えていき、選挙啓発の活動をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私は選挙後に、市民の方々から、期日前投票に、新しい市役所まで行くのが大変だったという話や、投票が簡単にできるよう、高知市みたいに大型量販店で投票ができれば、買い物のついでに投票できるからわざわざ投票所に行かなくてもよいのにねと話されているのを耳にしました。

近い場所で、期日前投票が分散して何か所かでできれば、投票率アップにつながるかもしれません。

秋に実施される市長選へ向け、投票率アップにどうすればいいのか、何か対策を考えているのか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 堀議員の質問にお答えいたします。

投票率向上に向けた取り組みは、選挙管理委員会の主要な職務の一つであります。

ただ、投票率につきましては、選挙の争点や候補者の顔ぶれ、当日の天候など、様々な要因が影響するものであります。

議員御指摘の新たな期日前投票場所の設置や、移動期日前投票の導入は、有権者の利便性を考えれば重要なことであると認識しており、そういった御意見もいただいております。

ただ、場所や人員の確保、機器の導入、セキ

ュリティの問題など課題も多くございます。

現庁舎に期日前投票所を設置して以降、昨年の参議院議員選挙、4月の市議会議員選挙と2つの選挙を執行してまいりましたが、旧市役所同様、多くの市民の皆様に御利用していただき期日前投票率は上昇しております。

新たな期日前投票場所の設置につきましては、今後、期日前投票の状況や、有権者の皆さんの状況なども勘案しながら、検討してまいります。

投票率向上の取り組みについては、対策の一つとして、若年層の政治の関心を高め、選挙に対する意識づけ、動機づけを図ることが重要であると認識しております。

現在、学校への選挙物資の貸し出しによる模擬投票の支援のほか、高知県選挙管理委員会と合同で小学校の出前授業も予定しており、若年層への選挙啓発には、引き続き力を入れていきたいと考えております。

今後も、市の広報やホームページ、アプリ、SNSなども活用しながら、情報発信を行うことにより、選挙の周知に努めながら、投票率の向上に向けた啓発活動を地道に続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 場所、人員、予算の面ですぐには難しいかもしれませんが、将来的には、ネット投票にも移行でき、若い世代にも関心を持ってもらえればと思います。

10年後20年後には、ネット投票が当たり前になっているかもしれません。

続きまして、2の防災についてに移ります。

（1）豪雨災害について。

6月2日、台風2号からの暖かく湿った空気が前線に流れ込み、梅雨前線の活動を活発化させ、幡多を中心に線状降水帯が発生し、豪雨をもたらせました。

本市におきましては、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、そして小筑紫地区には、警戒レベル4の避難指示が発令され、1,218世帯2,269人に避難指示が出されました。

私は、防災アプリで小筑紫小学校体育館と文教センターが、避難所として開設されたことを知りましたが、避難所の避難状況、住宅の浸水、道路冠水、土砂崩れなど大きな災害はなかったのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

6月2日の豪雨は、小筑紫町石原と土佐清水市との市の境付近で、短時間に強い雨が続いた影響によりまして、周辺の土砂災害の危険が高まりました。その後、気象庁の土砂災害警戒情報の発表を受けて、災害対策本部を設置し、午前9時30分に小筑紫町地域に警戒レベル4の避難指示を発令するとともに、小筑紫小学校体育館と宿毛文教センターに避難所を開設し、危険な場所からの避難と安全の確保を呼びかけました。

同日の午後2時30分に、土砂災害警戒情報が解除されたことによりまして、避難所への避難者はゼロ人で、いませんでしたので、避難指示を解除し、開設していた避難所も閉鎖いたしました。

御質問の豪雨に伴う被害の状況につきましては、住宅裏の土砂崩れが4か所、道路・河川被害が8か所。農林業被害につきましては、頭首工の破損が2か所、林道の路側の破損が2か所。林道の崩土が2か所。

それから水産業につきましては、養殖魚のへい死が2業者で、シマアジが5万5,000尾、シマアジ稚魚が4万尾、マダイ3,000尾の被害が発生いたしました。

また道路冠水も4か所発生いたしましたけれ

ども、住宅の浸水はなく、幸いにも人的被害はございませんでした。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） お隣の犬伏町では、県道沿いの土砂が20メートルにわたって崩れ、道路に流れ込んだり、黒潮町では流れ出た土砂の影響で、列車が脱線するという被害も発生しました。

今、人的な被害がなく、災害も比較的小さな被害であったと確認でき、安心はしましたが、なお、被害に遭われた方々にはお見舞い申し上げます。

私は、今回の豪雨の次の日、地域や近隣の地区の被害状況の確認をして回りました。すると、大島地区で、平成30年の豪雨のときに大きながけ崩れをした場所のすぐ横に、小さながけ崩れを見つけました。

道路の片側に土砂が流れていましたので、休日ではありましたが、土木課へ連絡してみますと、すぐに現場へ来て、土砂は業者が休み明けに撤去してくれる約束をしてくれました。

また、側溝に草や土砂が堆積して、水の流れがよくない状況を説明し、職員と一緒に確認すると、側溝清掃もしておきますと言ってくれました。

通常、側溝の清掃は、地区や個人が行うものだと思っていましたが、状況によっては、市の協力が得られることが分かりました。

側溝清掃については、空き家となっている区間や、高齢化により、蓋が重くて何十年も上げることなことができないなど、土砂がたまっている箇所がたくさんあると思います。

市内全体の側溝の堆積調査を実施する必要があるのではないかと私は思いますが、調査等できないのかをお尋ねいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、堀議員の質問にお答えいたします。

本市が管理している市道は803路線、総延長約395キロメートルと多くの路線を管理しており、その全ての道路側溝を調査することは大変難しい状況です。

現在、地区長等から連絡をいただいた際に、現地の調査を行ったり、現地移動時等に確認するように努めております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 再質問させていただきます。

総点検となると、調査だけでも各地区で実施するのは大変な数ですので、難しいであろうと思っておりました。

実は豪雨の数週間前に、地区の神社の前の側溝清掃を神社の総代5人で行いました。

コンクリートの蓋が重く、何十年も清掃されておらず、2人がかりで蓋を開けた際、堆積した土砂は20センチほどありました。

数十メートルだけの作業でしたが、土嚢袋は50個以上になりました。

また、湊地区の清掃活動にお手伝いに行った際に、側溝が土砂で埋まり、道路と一体化している箇所を見つけました。

側溝の堆積調査は、地区と協力しながら実践して、このような土砂の撤去を行う必要がありますが、その点どのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えします。

側溝清掃におきましては、地区での一斉清掃時に土砂撤去等を実施していただいておりますが、地区での困難な場所等は、調査により確認し、優先順位をつけながら、維持工事により土

砂撤去を行っております。今後におきましても、土砂が堆積している箇所等があれば、地区等の御協力をいただきながら、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 土砂の撤去におきましては、継続して行っていただきたいと思っております。

また、学校のほうから、防災学習の中で、学生が土砂撤去を行うこともできる、そういった話もありましたので、市のほうで蓋を上げるといった協力をしていただき、学生も地域の方々も参加して土砂の撤去ができれば、すばらしい防災対策ができると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（2）の大島橋について移ります。

大島橋については、南海トラフ地震や津波などによって、橋が重大な損傷を受けて通行不能になった場合、大島地区の孤立化が懸念される中、令和元年9月議会において、いつ頃の建設になるのか、私から質問させていただきました。

その定例会で市長より、超音波探査による鋼管橋脚の肉厚測定により、40%程度の腐食が確認され、早目に措置をする必要があると診断されており、宿毛市が管理する橋梁の中でも、特に優先的に対策を実施する橋梁の一つであると答弁をいただいているところであります。

着手時期については、市道新田1号線の廻角橋の施工完了後となる令和4年度以降に、大島橋に着手するということでしたが、現在の進捗状況や今後の展開について、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、堀議員の質問にお答えします。

大島橋は、老朽化や耐震化が課題となっており、今年度より設計条件の設定に必要な基礎デ

一タを得るため、既存している旧橋台の構造と、基礎状況を確認する調査を行う予定としております。

この結果を踏まえ、大島橋への対応方針を定め、橋梁の設計や工事中の交通利用形態等も併せて検討を行い、早期の工事着手に向け、事業の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 再質問させていただきます。

今年度より、設計に必要なデータを得るための調査として、早期工事着手を考えているという内容の説明でありましたが、なかなか調査してみないと分からないのは承知しておりますが、この新しい大島橋の完成がいつ頃になるのか、あえてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えします。

現地状況の調査をしている段階であり、調査の結果や工事内容により、見通しは変わってきますが、市道新田1号線の廻角橋架設完了までの期間を参考に、10年ほどかかる見通しであります。

大島地区住民の皆様における大島橋の重要性については、重々認識しております。地区の皆様が安心して暮らせるよう、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 大変答えづらい質問だったと思います。調査してみないと分からないことが多いのは理解しておりますので、これ以上の質問はいたしません。早期完成に向け、よろしく願いいたします。

次に、子育て支援対策についてに移ります。

まずは、放課後児童クラブについてです。

国の総合的な放課後対策事業の中で、放課後児童クラブ、これは学童クラブ。それと、放課後子ども教室の二つの事業があります。

放課後児童クラブは、本市におきましては、一般的には学童保育と呼ばれていますので、この場では学童保育として、話を進めさせていただきます。

学童保育は所管が厚生労働省で、対象は、保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生が対象で、目的は、適切な遊び及び生活の場を提供することで、放課後児童支援員の有資格者と補助員が子供に関わります。

一方、放課後子ども教室は所管が文部科学省で、保護者の就労の有無に関わらず全ての子供が対象で、地域の人々の協力を得て、学習や様々な体験、交流活動、スポーツなどの機会を提供することです。

市内では、学童保育が宿毛、山奈の2校の小学校、放課後子ども教室は、咸陽、大島、小筑紫、平田、橋上の5校の小学校で実施されています。

私は十数年前から、子ども教室に関わってきましたが、以前より学童保育と子ども教室の一体化や、併設ができないものかと考えてきました。

宿毛小学校の学童保育を例にすると、入会金3,000円、会費は一月4,000円。兄弟でとなると、第2子目から2,000円。

また、ひとり親の場合も2,000円となっております。

他市の負担額は、6,000円前後であると聞いていましたので、この点については、比較的安い設定になっていると感じました。

そこで、質問させていただきます。

宿毛小学校、山奈小学校での受入人数について

て、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、堀議員の一般質問にお答えします。

令和5年5月1日現在、山奈小学校学童保育保護者が運営するかかし学級は、1年生から6年生までの30名。宿毛小学校学童保育保護者が運営するにじいろクラブ1では、1年生を33名。にじいろクラブ2では、2年生と3年生39名を受け入れしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 宿毛小学校の学童保育は、合計72名とただいまお聞きしましたが、この人数は適正であるのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

宿毛小学校の放課後児童クラブににじいろクラブにつきましては、国の基準により算出した1クラブ当たりの定員は39名となっており、現在の施設は、2クラブの扱いとなり合計78名となりますので、にじいろクラブの受け入れ人数の72名は適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私は、コロナの状況の中でも、もちろんスタッフが工夫され指導されたとは思いますが、現実的には大変苦労があるのではと感じました。

学童保育におきましては、先ほどお話ししたように、負担額が生じるわけですが、それに対し放課後子ども教室は、全学年対象で、年間800円の安全保険に加入することで参加できます。

ただ、長期休暇となる夏休み、冬休み、春休

みについては、学童保育は8時から18時まで受け入れができ、子ども教室では、学校によっては開催されている学校とされていない学校があり、それも4時間までと規定があり、2つの事業の中では、この点が非常に異なるところでもあります。

宿毛小学校では、多方面の地区から、学童保育があるからと、わざわざ遠くから通わせている児童も少なくありません。

そうした児童も含め、4年生になった場合の子供たちの居場所がなくなってしまうのではないかと考えますが、この点はどのようなお考えなのかをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市の放課後児童クラブにつきましては、各小学校学童保育保護者が、国の基準をもとに受入対象等を決定し、運営しております。

宿毛小学校では、平成12年に保護者からの要望に応え、学童保育を行う場として、保護者が宿毛小学校放課後児童クラブを設立し、現在に至っております。

宿毛小学校放課後児童クラブは、1年生から3年生の就学児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない子供や、疾病、介護等により、昼間家庭での養育ができない子供を対象としており、宿毛市といたしましては、児童クラブの目的でもある基本的な生活習慣の確立や、自主性、社会性の向上等については、この期間で基本的に習得できていると考えており、4年生以上の児童の居場所につきましては、それぞれの御家庭で判断されていると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 習い事や、いろいろな場所があるということですが、実際、家庭で1人

で過ごす児童がいることも事実であり、宿毛小学校に子ども教室も開設されていれば、全ての子供の居場所ができると、この子ども教室の運営に関わるものとして、感じるところでございます。

現実的には、予算や支援員、活動場所の確保、困難な点が多いと思いますので、今後、西地域、東地域の学校統合の際には、今ある放課後子ども教室、放課後児童クラブを一つに統合するのではなくて、一つの学校に両方が開設されるようなことを検討していただければ、さらなる子供の居場所づくりになると考えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)の中学校の部活の地域移行についてであります。

この件におきましては、今年の3月議会で野々下議員が質問されておりました。

まだ3か月しか経過しておりませんが、答弁をよろしく願います。

まず、アの有識者の検討委員会について。

文部科学省は、休日の部活動の指導を地域クラブ等に任せる地域移行を進めたい考えで、23年から3か年を改革推進期間として、段階的に移行を進め、早期実現を目指す方針を示しています。

私が、今回取り上げさせていただいたのも、国が掲げている部活動の地域移行が進められることに疑問があるからです。

原点にあるのは教員の働き方改革で、部活動を含めて、長時間労働がないよう教員の多忙化解消に向けての対応であります。

部活動の地域移行には、教員の課題とともに、民間団体や外部指導者の確保、保護者負担の軽減、指導者への報酬費等いろいろな課題があります。

昨年11月に部活動検討委員会が立ち上げたと、一般質問の中でも教育長が答えられてい

ましたが、その検討委員会では、何名のどのような方で編成され、今年度は話し合いが持たれたのか。今年度のスケジュール等があればお聞きしたいと思います。

○議長(川村三千代君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長(中平成也君) お答えいたします。

部活動の地域移行に関する経過と現状といたしましては、令和4年11月に、行政、学校、スポーツ団体、保護者からなる宿毛市立中学校部活動検討委員会を立ち上げ、部活動の在り方について、協議を行っているところでございます。

検討委員会での意見としましては、現在ある部活動について、一括して地域移行することは非常に困難であり、地域移行できる種目から段階的に移行するなど、地域に合った形で学校とクラブチームとの協議を継続して進めていくこととしております。

部活動検討委員会立ち上げ後の具体的な取り組みといたしましては、校長会やスポーツ指導者連絡協議会等での制度説明や、市内中学校における部活動の種目、部員数、平日や休日の活動場所、外部指導者の有無などの実態調査を実施しております。

また、これらと並行して、レスリングやソフトボールなどの競技団体と地域移行に向けた具体的な協議も行っており、引き続き、学校やクラブチームとの協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 7番堀 景君。

○7番(堀 景君) 私が一番大事にしてほしいのは、子供たちであります。

子供たちも一緒になって部活を考える。子供たちが、楽しく有意義にするにはどうしたらいいか。生徒会等で話し合うことも、大切である

と思います。

いずれにしても、この検討委員会で話し合われていくようになると思いますので、またよろしく願いいたします。

イの外部指導コーチについてであります。

教員の長時間労働が深刻化されていますが、宿毛市内の部活動においては、平日に1日、休日に1日の週2日の休みを取ること。

平日には2時間から3時間、休日には3時間から4時間の練習時間としているようです。また、クラブ未経験者の教員の部活には、外部指導コーチをお願いしている部活もあり、熱心に指導されている姿をよく見かけます。

私も十数年前に、バレーボールの外部指導コーチをしたことがあります。仕事と両立することで、あまり練習を時間どおりに行けなかったり、以前は大会のときにベンチに入れない規定があり、子供たちにも負担をかける状態であったことを思い出します。

今年度の市内の中学校の外部指導コーチの人数、日数や時間の規定、または報償費はどれぐらいであるのか、どういった方がコーチをしているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、堀議員の御質問にお答えいたします。

本年度の会計年度任用職員として雇用しております部活動指導員の配置状況について、お答えさせていただきます。

本市では、令和4年度より高知県部活動指導員配置促進事業補助金を活用いたしまして、部活動指導員を配置しております。本年度の内訳としましては、宿毛中学校が、バレーボール部、陸上部、卓球部、バスケットボール部の4部活動。片島中学校が、バレーボール部、ソフトテ

ニス部の2部活動。東中学校が、バレーボール部となっております、合計7部活動となっております。

指導員の職種につきましては、教員OBの方が3名、会社員の方が3名となっております。1名の方は重複していただいておりますので、数が合いません。

報酬については、1時間当たり976円となっております。部活動時間につきましても、先ほど議員のおっしゃられた、部活動の活動時間に合わせて行っていただく中で、指導員が行ける時間に行っているというような活動となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私が思っていたより、人数は少ないのかなというふうに思いました。

私は、外部指導コーチとしていろんな分野で経験と知識を持った方を、教員の補助的な立場で技術的、精神的な部分も含め、手助けしていただける方が、たくさんいればいいと思います。

ただ、部活は学校生活の延長であり、教育の一環であります。

教育者としての素質も兼ね備えた、そういった人材を十分に確保するのは容易ではありません。非常に難しい問題であると感じます。

この幡多地域の近隣の中学校でそういった地域移行がうまくいっている学校があるのか、現状、お聞きいたしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

幡多地域における中学校部活動の地域移行の現状につきましては、土佐清水市の総合型地域スポーツクラブスクラムでは、バドミントンと硬式テニスの2種目が、地域クラブとして活動

しております。

この2種目につきましては、元々、部活動としては存在せず、地域活動として活動されていたものが、地域クラブとして高知県中学校体育連盟に加盟した形となっております。

また、四万十市、黒潮町、大月町、三原村につきましては、今年度、部活動検討委員会を立ち上げるなどして、協議を行っていくという状況であるとお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 近隣の中学校でも、あまり話が進んでいないのが現状だと思います。今回、部活の地域移行について、地域の中学校や部活担当の教員、他市の教育長や校長先生など幅広く話を聞かせてもらいました。

たくさんの資料として用意もしてきましたが、私自身、まとめて話をすることができなかつたかもしれません。

今後、検討委員会で様々なことが話し合われると思います。

新たな地域クラブ活動のあり方について、これからも注視していきたいと思います。

続きまして、4の観光対策についてに移ります。

(1)の市営定期船についてのア、新船おきのしまについてであります。旧船であるすくもの老朽化により、本年4月12日に、島民にとっては待望の新船おきのしまが就航されました。

私も2回ほど、おきのしまに乗船させていただきましたが、船長室からは、船の全体が見回せるようなモニターがあり、ひと目で安全確認ができ、2階の後部座席よりデッキに出ても割と静かで、凧の日の乗船でしたので横揺れはあまり感じませんでした。

新船になり、島民の方の感想など、どのよう

にお聞きしているのか、御指摘などもあれば、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

新船、定期船おきのしまにつきましては、本年3月31日に竣工し、4月12日には関係者の皆様に多数御参加いただき、就航式を開催し、同日の午後便より就航しております。

航路や時刻等に関しましては、今までと変更はありません。

5月の乗船者数は、1,339人となっております。昨年の5月の実績1,228人と比較しますと、若干ではありますが、増加している状況でございます。

新船おきのしまの特徴についてですが、バリアフリー設備として、昇降機を設置しております。

また議員からもあったように、デッキ部分には屋根と椅子を設置しております。利用者などからは、今まで以上に快適に外の景色を見ることができるのでよかったです。

また、車椅子を使用している県外の知人が、沖の島訪問の計画を検討しているみたいですね。うれしいお声がけをいただいております。

その一方で、船内の階段の天井が低く、頭をぶつける可能性があるなどの御意見もいただきました。

これにつきましては、構造上変更ができない箇所でございますので、クッション材を取り付けることで、対策を講じております。

今後におきましても、安全運航を大前提として、適切な管理運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） まず、きれいなのはもち

ろんですが、先ほど課長も言われましたように、車椅子での乗り降りしやすいように、バリアフリー化もされており、観光の誘致や、何より島民の足として、欠かせない移動手段として活躍が期待されます。

私が耳にしましたのは、運送時の荷物の安全対策についてであります。最近はすごく高価な自転車に乗られている方もいるようです。御自身の自転車で、沖の島の自然を楽しむ方も多くなると思います。

そこで、そのような荷物の運送に関する安全対策について、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の再質問にお答えいたします。

定期船での貨物運搬につきましては、出荷者が梱包等の発送準備をしていただき、定期船職員等が積み下ろしをしております。

貨物の品目は、生活用品や食材、建設資材等となっております。内容は多岐にわたっております。

いずれの貨物につきましても、安全に運搬できるよう職員等で積み込みをしておりますが、御質問のありました、緩衝材等を含みます貨物の発送準備につきましては、出荷者をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 出荷者が用意するということでしたが、保護カバーであったり緩衝材があったらいいねというふうに、自転車愛好者の方からお話を聞きましたので、小さいことかもしれないかもしれませんが、お話したことです。

これからも、安全性に留意していただきたいと思います。

続きまして、イの旧船すくもの処分についてに移ります。

夕方、定期船の停泊している桟橋に散歩していきましても、左手にすくも、右手におきのしまの2隻の市営定期船が勇壮に並んでいます。

それはそれで絵になるような風景で、夕焼けが映し出す姿に感動もいたします。

このまま2隻を維持していくのは、宿毛市にとっては大変だろうなど、いつも思います。

旧船のすくもの処分については、現在どのような状況であるのかを、お伺いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

定期船、旧船すくもにつきましては、新船おきのしまの代船として所有する場合、その経費は、国及び高知県の航路補助対象外となることから、売却することを決定し、一般競争入札による売却手続を進めてきたところでございます。

経過につきましては、本年5月8日に入札公告を行い、10社から入札参加申込書の提出をいただきました。そのうち8社から、実際に入札がありまして、6月5日に開札した結果、売却金額5,001万円で、愛媛県松山市の山下商店有限会社が落札者に決定し、6月14日に売買契約を締結いたしました。

今後につきましては、契約上、売買代金の入金をもって所有権が移転することとしておりまして、契約に基づく売買代金の入金を待っている、そのようなところでございます。

なお、予定といたしましては、7月上旬までに船舶の引き渡しを行う見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 近く処分されるということで安心しましたが、私としましては、少し寂しい気持ちにもなります。

2日に1回はエンジンをかけ機械の点検なども行い、さらに、いつも船員の皆様が掃除しており、どちらが新船か見間違ふほどきれいにされているなど感じています。

どれぐらいで売買されるのか、もっと低い金額を聞いておりましたので、高く売買されたのは、こういった日頃の船員のおかげであることは言うまでもないと思います。

次に、(2)の定期船事務所について、移ります。

ここで言う定期船事務所は、片島取扱所のことです。

私は毎朝作業して、事務所前の自動販売機でコーヒーを買い、事務所の中で飲みながら、沖の島の写真を見たり、海を見るのが日課となっています。

この建物は、私が学生の頃には建設されていたような記憶がありますが、現在、事務所内の天井には、張り替えの跡や大きなひびを修理した跡などがあり、古い建物であると思います。

この事務所が建設されたのは何年であるのかを、お伺いします。

○議長(川村三千代君) 商工観光課長。

○商工観光課長(長山敏昭君) 商工観光課長、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

定期船事務所がいつ建設されたのか、との御質問でございますが、定期船事務所は、宿毛市観光センターの一部を利用している状況でありますので、観光センターの建設年月についてお答えをいたします。

この建物は、昭和54年3月に完成をしております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 7番堀 景君。

○7番(堀 景君) 昭和54年に建設されたということですが、昭和56年以前であれば、耐震基準を満たしていない建物ということにな

ると思いますが、これまで耐震をされていたかどうか、お聞きします。

○議長(川村三千代君) 商工観光課長。

○商工観光課長(長山敏昭君) 商工観光課長、質問にお答えをいたします。

この建物は、先ほど答弁いたしましたように、昭和54年3月に完成をしておりますので、議員が言われます、新耐震基準が定められました昭和56年以前の建築物になりますので、耐震化は現在されておられません。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 7番堀 景君。

○7番(堀 景君) ただいま、耐震がされていないという御説明でしたが、これは、耐震診断であったりとか、そういうふうな対応は検討しておりますか。お答えください。

○議長(川村三千代君) 商工観光課長。

○商工観光課長(長山敏昭君) 耐震診断を検討しているかという御質問でございましたが、現状では、耐震診断を検討はしておりません。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 7番堀 景君。

○7番(堀 景君) 耐震診断も予定はしてないということでしたが、何か早急な対策が必要であるんじゃないかなと、私は感じるころでありますので、またこれから、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の、(ウ)のエアコン設置についてであります。事務所は、島民の皆さんや家族を迎えに来られた方々の集う待合所となっております。

夏場はミストつきの扇風機が一つ備えてありましたが、道路と海からの照り返しで、尋常でない暑さとなります。お年寄りが多く、熱中症の危険性があり、早急な対応が必要だと思いますが、これについては、何か対策があるのかをお聞きします。

○議長(川村三千代君) 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどの定期船の待合所のところでありますが、この観光センターが立地している場所は、堀議員もよく御存じだと思いますが、高知県が現在進めております防波堤の堤防耐震化事業の区域に入っているところでございます、移転等の検討も必要になってくる可能性がある、そういった場所でございます。

先ほど、課長からも答弁させていただきましたが、堤防のほうの詳細について、まだ決定をしていないという状況でありますので、今後も県と情報共有する中で、耐震化あるいは建て替えについて、検討を進めていきたいと思っております。

引き続き、課長に答弁をしていただきたいと思っております。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、堀議員の質問にお答えをいたします。

エアコンの設置についての御質問であったかと思っております。

定期船事務所の待合所が暑いという声は、市のほうにも届いておりましたので、現在、ミストファンを設置をして対応をしているところでございます。

エアコンの設置につきましては、待合所の利用時間や利用頻度等を考慮する中で、その必要性について、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 本年も、これから大変暑い夏となることが予想されます。

ぜひ、早急な対応を考えていただきたいと思っております。

続いて、（3）のサニーサイドパークについての来場者についてに移ります。

サニーサイドパークは、1年間の改装工事を経て、5月3日にリニューアルオープンいたしました。

子供たちが楽しめる遊具やキャンプ場も併設されて、新しくスタートしました。

まだ2か月近くしか経過しておりませんが、来場者は以前と比べてどうなのか。市民の声、反応はどうか。お聞きしていることがあれば、お伺いいたします。

先ほどの今城議員の質問と重複するお答えがあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークの来場者数についての御質問であったかと思っておりますが、道の駅は、24時間利用可能な施設でございますので、指定管理者が不在となる夜間についての来場者数については、把握が困難ではありますが、昼間にレジを通過した客数の実績といたしまして、5月の1か月で2,113人の方がおられたというふうに聞いております。

そこから、指定管理者の実感による推測ではございますが、5月1月の昼間の道の駅の来場者数は、3万人を超えているものと想定しております。

また、フリーキャンプエリアの利用件数41件、デイキャンプエリアの利用件数が8件、RVパークエリアの利用件数は20件となっております。

過去との比較ということでございました。過去、道の駅で、5月の利用実績をかつちりと実数を計測したわけではございませんが、過去、5月の来場者数としましては、約1万人程度ということで報告をしておりましたので、そこから考えましても、今回、リニューアルオープンした道の駅の5月の実績数は、約3倍程度にな

るんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私も実際、サニーサイドパークに行き、どのような様子か見てまいりました。

行ったときには、キャンプのテントが3張あり、お客さんに、このキャンプ場はどうですか。入場料についても教えてくださいと聞くと、とても快適で、値段も安いと話してくれました。

また遊具では、子供たちが元気よく遊んでいて、楽しそうな声が聞こえました。

一方、子犬を連れた女性に会うと、以前からここで散歩するけれども、大きな木が伐採されたのが残念ですと話されていました。

先ほど、課長が話されていた市民の声など、いろいろな方の意見があると思いますが、これから先も観光の拠点となり、宿毛市の目玉になることを期待します。

最後の質問になります。

茶堂についてであります。

リニューアルされたサニーサイドパークの中で、一つ気になったことは、現在ロープが張られ、2階まで上ることができない茶堂であります。

下の柱はシロアリの被害に遭い、空洞になっている箇所が見てとれますが、新しい雰囲気の中では、何かマッチしていません。

そのアンバランスさがいいという方もおられるかもしれませんが、この茶堂は、平成17年にロータリークラブが、山奈の浜田の泊り屋をモデルに、歩き遍路の休憩所として寄贈されたものです。

20年ほど経過して、老朽化したこの建物を、市はどのように保存していくのかをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

浜田の泊り屋のレプリカであります道の駅茶堂につきましては、議員がおっしゃられるように平成16年度に宿毛ロータリークラブから寄贈いただいたものでございます。設計段階におきまして、ロータリークラブとも協議を行い、施設内に残すことを決定いたしました。

しかしながら、現在この茶堂の柱にシロアリによる被害が確認されているため、利用者の安全を考慮し、立入禁止の措置を講じております。

このシロアリ被害につきましては、本日、今城議員の一般質問でもお答えをいたしました。建築業者にシロアリ駆除に要する費用の見積もりを依頼しているところございまして、適切な処置が完了し、建物の安全性が確認されれば、立入禁止措置を解除したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ぜひ、早急な対応で保存されるとともに、これからも長く、茶堂が皆様に愛され、利用されることを希望したいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 5時07分 延会

令和5年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和5年6月27日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健正 君
9番 川田 栄子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真弓 君	12番 野々下 昌文 君
13番 松浦 英夫 君	14番 寺田 公一 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係 長	桑原 美穂 君
庶務係 主任	宮本 恵里 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	上村 秀生 君
総務課 長	桑原 一 君
危機管理課長	有田 巧史 君
市民課 長	岡本 武 君

税務課長	朝比奈 淳 司 君
会計管理者兼 会計課長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環境課長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	川 村 志 保 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土木課長	太 田 芳 宏 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	畠 中 健 一 君
水道課長	宮 本 潤 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中 平 成 也 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（三木健正君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 改めまして、皆様おはようございます。公明党の野々下昌文でございます。ただいま副議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

私の質問内容は、大項目で、行政手続の市民の利便性について、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想について、異次元の少子化対策について、熱中症対策の推進について、中山間地域の飲料水供給施設の維持管理についての5項目であります。執行部の皆様には明快な答弁をよろしく願いをしておきます。

それでは、早速一般質問に入ります。

まず初めに、行政手続の市民の利便性についてから行います。

私はこれまでデジタル化の推進について一般質問で取り上げてまいりましたが、その進展に伴って本市でもマイナンバーカードを利用したオンラインサービスであるマイナポータルにおいて、令和3年から行政手続が市役所の窓口に出向かなくても、自宅や職場からインターネットによって24時間手続が可能になっております。これからの行政のデジタル化は、市民の利便性向上のみならず、市の業務の効率化、軽減を図る上でもますます重要な取組になってくると思います。

本年2月12日の日本経済新聞において、北海道北見市の書かないワンストップ窓口の記事が掲載をされておりました。記事には、北見市の書かないワンストップ窓口は、業務を改善し

たいという職員の提案から始まり、業務の見直しや改善点の洗い出しがあり、業務の目的を達成するために、同システムの力を活用するかどうかという過程で導入が決定するに至ったようであります。

記事を紹介しますと、平成26年にワンストップサービス推進計画を定め、一つの窓口で複数の手続を完結できるよう改良を重ねて、結婚、出産、転居など生活上の届出を含む、現在150ほどの手続の申請を網羅するとしております。

さらに窓口の職員と相談しながら、申請書類を作成する仕組みを取り入れ、原則として住民自ら書き込む手間を省いた記載済みの書類に署名すれば申込みが終わるため、記入漏れや誤記入を減らせる利点もある。以前まで引越しの際の住所変更や国民保険の加入、児童手当の申請なら3か所の窓口を回る必要があった、窓口が1か所になったために所要時間はおおむね30分から20分に短縮されたと記載をされておりました。

デジタル庁も令和5年、本年の夏頃をめどに書かないワンストップ窓口の実現をさせる窓口DX SaaSのサービスを開始するとされております。

高齢化が一段と進む宿毛市において、市民が行政窓口で書かない、待たない、回らないで済む意義は大きいのではないかと思います。

現在多くの自治体がワンストップ窓口の導入を進めており、八幡浜市やさぬき市が導入の検討を始めていると伺っております。このような視点から書かないワンストップ窓口についてどのように考えておられるのか、また、導入の検討も含めて本市の所見をお伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） おはようございます。市民課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、本市1階窓口の体制についてでございますが、新庁舎の建設に当たりまして、来客の動線や各課の配置も協議する中で、ワンストップ窓口の導入が有用な手段の一つとして検討してきたところでございます。

検討におきましては、北見市のような窓口業務を一つの課に集約する形態も選択肢の一つではありましたが、各所管課の担当職員が専門知識を持って対応するほうが、よりきめ細かい対応につながるとの判断により、窓口業務の集約ではなく、関係の深い課の配置を工夫することで効率的な動線の確保に努めてまいりました。

また、旧庁舎に比べまして着座して手がでけるスペースを大幅に増やしまして、死亡届の際の各課にわたる手続を初め、多くの手続において来庁者が御自身で各課を回るのではなく、それぞれの課の職員が、市民課窓口で交代して対応に当たります実質的なワンストップ窓口化を図ってございます。

さらに本市では、全国に先駆けて令和3年度末になりますが、書かない窓口端末の導入も行っております。市民課窓口を設置した書かない窓口端末を使った受付により、住民異動届や各種申請書にあらかじめ印字を行うことで、申請時の来庁者の利便性の向上に取り組んでまいりました。

現在のデジタル化の進展や市民の利便性、業務の効率化などから、先進地事例なども含めて、今後さらに研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の答弁によりまして、住民は窓口において職員が回ってくれるということで、実質的ワンストップ窓口化を図っているということですが、非常にありがたいことだとは思いますが、しかし、業務、職務の効率

化を考えるとどうかなという気もいたします。

本市の令和3年度、一昨年から導入した書かない窓口端末については、私も利用して非常にスムーズになった。また、便利になったということは実感を感じているところであります。

しかし、今後、高齢化が一段と進んでいくのは必至でありますので、やはり一つの窓口で複数の北見市のような手続が完結できる、書かない、待たない、それから回らないワンストップ窓口に向けて研究、努力をさらに続けていただきたいと思っておりますし、今やはり本市もデジタル化に向かう過渡期であろうかと思っておりますので、さらに努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

今後の申請手続のオンライン化をさらに検討していくに当たり、どのような方向性でいくのか、既に具体的に検討している申請項目があればお聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本市におきましては、国が特に国民の利便性向上に資する手続として指定しました子育て分野で15手続、介護分野で11手続、罹災証明に係る手続、転出・転入に係る手続につきまして、本年度よりマイナポータルを通じてオンラインで申請が行えるように環境を整備しております。

行政手続のオンライン化は、住民の方の利便性が大きく向上するものでありますので、本市では、前段申し上げました、マイナポータル以外の各種行政手続につきましても積極的にオンライン化を進めておりまして、独自のオンラインシステムにより税関係や戸籍関係の証明書請求、水道の利用開始や休止等について、オンラインで申請が行える環境を構築しております。

今後におきましても、順次オンラインで申請できる手続を追加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 子育て関係で15、また介護関係で11、国が指定した手続に関しては本年度から26のオンライン化ができたというふうに今おっしゃられました。税関係や戸籍関係の証明書等は、宿毛市独自のオンライン化も構築しているという答弁でありますので、一定評価をするところでありますので、さらに市民の利便性のために前に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、マイナンバーカードと保険証の一体化について、お伺いをいたします。

国民健康保険証や後期高齢者医療保険における一体化の状況について、マイナンバーカードを通じて身近なデジタル化に関わる利便性を感じるの一つとして、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の利用があると思っておりますが、御高齢者を初め、デジタル化やマイナンバーカードの利用に関わる心配や不安もあるのではないかと思います。国民健康保険証や後期高齢者医療における直近の一体化の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

当市の国民健康保険及び後期高齢者医療保険における保険証とマイナンバーカードの一体化の状況についてでございます。

まず、国民健康保険におきましては、令和5年3月末時点で、被保険者数4,956人に対して51.15%に当たる2,535の方が一体化の登録をいただいております。

また、後期高齢者医療保険におきましては、同様に令和5年3月末時点で、被保険者数4,012人に対して42.15%に当たる1,691の方が一体化の登録をいただいております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 国民健康保険に関しては、令和5年3月末の時点では51%を超える方が一体化をされて、後期高齢者に関しては同じく42%以上の方が一体化登録をされているということですが、ここで再質問をさせていただきます。

保険証との一体化につきましては今後も丁寧な説明が必要であろうかと思いますが、市役所窓口での説明や広報のほか、周知等について予定していることはあるのか、お伺いをいたします。

併せて政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルの使用はもとより、多くの医療機関の薬局において、マイナンバーカード機能を読み取ることのできる専用機器により、顔認証や4桁の利用者証明用電子証明書を用いて一体化できるとお聞きをしておりますが、市役所窓口における登録のサポートについてはどのような対応しているのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバーカードと保険証の一体化についての今後の周知とサポート体制についてでございます。

まず、市民の皆様への周知につきましては、これまでホームページや広報すくもにより周知に努めてまいりましたが、国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者に対しましては、来

月7月に令和5年度の被保険者証を発送する際に、国のほうが作成いたしましたリーフレットを同封する予定としております。その後、広報すくも9月号により、再度周知を図りたいと考えております。

次に、市役所でのマイナ保険証の利用申込みに係るサポート体制につきましては、現在、マイナポイントの登録補助の一環として、公金受け取り口座の登録と併せて商工観光課においてサポートいたしておりますが、9月末をもってマイナポイントの申込み期間が終了することとなります。10月以降については、今のところ、市民課窓口でサポートができる環境を整えていくことを想定してございますが、9月までに決定したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 本市においては84%の方たちがマイナンバーカードを取得をされております。今後、保険証との一体化について、さらにリーフレットや広報で周知を図っていくということですが、国のほうでは登録ミス
の報告がされておりますので、これからもさらに丁寧に進めていっていただきたいと思
いますし、今後のサポート体制につきましても決まり次第、お知らせを願いたいと思
いますので、よろしくお願いをいたします。

では、次の質問に移りたいと思
います。

続いて、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、昨日、三木議員、また今城議員の質問でおおむね理解ができたかと思
いますが、もう少しお聞きをしたいところ
がありますので、よろしくお願いをしたいと思
います。

初めの質問ですが、SUKUMOマイナンバ
ーカード市民カード化構想に入る前に、マイナ

ンバーカードの全国の平均交付率と本市の直近の交付率についてですが、きのう、三木議員への答弁で確認をいたしましたので結構ござ
います。

続いて、マイナカードの関連ミスについて
でございますが、これも昨日の三木議員への答弁で確認をいたしましたが、本市においてはコンビニでの住民票等の誤交付や公金受け取り口座等の誤登録はなく、国民健康保険証や後期高齢医療保険証の一体化に関しても、不具合や誤登録がなかったということがきのう答弁がありましたので、一定安心をしたところ
でございます。

そこで、マイナカードの関連ミスについて、再質問をさせていただきます。

非常に限られた職員の数の中で、どんどん複雑化をしていくデジタル業務であります。思いがけないことで、人為的ミスが発生する可能性も非常に大きくなってきているように思
います。ミスが発生してしまうと、たちまち行政と住民、市民との信頼関係が崩れてしま
います。このようなヒューマンエラーを起
こさないための対策、どのように取組
を行っているのか、お伺いをいた
します。

○副議長（三木健正君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

市民課における人為的ミスを起こさないための対応といたしまして、マイナンバーカードの設定等における本人特定の作業について、2名以上で確認し行うことや、窓口の混雑状況により来庁者に順番札、番号札でござ
いますが、お渡しし、対応させていただくなど、時間を要しましても適切で正確な対応ができるよう、取組を進めて
おります。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 2人以上で確認を

しながら進めているということで、先ほど申しましたが、幸いなことに、今宿毛市はそういうミスが起こっておりませんので安心しておりますが、より丁寧で正確な対応をお願いをしておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

ちょうど1年前の令和4年第2回定例会、6月議会において、デジタル田園都市国家構想推進交付金総額9,377万円を活用するデジタルヘルスケアによる安心して暮らせるまちづくり事業を提案をされました。すくも版スーパーアプリを導入し、宿毛市の防災アプリや新規に健康アプリやオンライン診療に加えて、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとありましたが、私たちにこれ1年たちましたけどもあまり実感がございません。

デジタルヘルスケアによる安心して暮らせるまちづくり事業の成果目標として、登録施設数、登録患者数、医療データ参照回数目標達成を挙げておられました。それぞれどのような成果となったのか、併せて市民にどのように還元をされているのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

まず、成果目標についてお答えいたします。

御質問の3つの指標につきましては、本事業の財源となりました令和3年度補正予算、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業計画書に掲げているもので、初年度であります令和4年度末のそれぞれの目標値と結果について御報告いたします。

1つ目の登録施設数は、市内のはたまるネットへの登録事業所数で、目標値40施設に対しまして40施設の成果となっております。

2つ目の登録患者数は、2月にリリースされました健康アプリはたマイカルテのダウンロー

ド数で、目標値100人に対しまして223人の成果となっております。

最後に、3つ目の医療データ参照回数は、市内医療機関のはたまるネットによる医療情報の年間参照回数で、目標値1万3,000回に対しまして1万3,579回の成果となっております、いずれも目標は達成しております。

次に、本事業の実施により、市民にはどのように還元されているのかとの御質問ですが、本事業の実施により構築されたシステムは、はたマイカルテを含め、はたまるネットの機能拡張が主なものとなっているため、現在医療に関わりがない方にとりましては、議員がおっしゃられるようにあまり実感として感じられていないこともあるのではないかと考えております。

実際に届いているお声としましては、はたマイカルテに自身の体重や血圧などを毎日しっかりと登録をして、病院を受診される患者さんがおられ、診察をした医師は、患者さんの日々の状況が分かりやすく確認することができて大変よかったとのお話もあります。

今後は、はたマイカルテの市民への普及に合わせまして、はたまるネットを利用する医療従事者に対しまして、医師会等を通じて本事業で構築された機能の有効活用につきまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

また同時に、宿毛市版スーパーアプリすくナビにつきましても、引き続き広報に努め、デジタル技術を活用した健康なまちづくりに取り組みたいと考えております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 成果目標は達成しているということですが、私たちに実感ないのは初年度であり、1年しかやってないということで、それとまた、はたマイカルテ等の市民への普及がこれからだということですが、ちな

みに私、高知県の健康パスポートを利用してありますが、非常に便利でありますし、そのすくも版であろうかと思っておりますので、私もぜひ使ってみたいと思っておりますので、ぜひ頑張って広報して、一人でも多くの方に普及していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

ここからSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想の質問に入ります。

去る5月9日、第1回臨時会において、デジタル田園都市国家構想交付金事業として国庫支出金10分の10で2億8,114万8,000円という予算を国から全額いただいて、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想に取り組むということが発表されました。

事業の目的としてこの交付金を活用して、医療や暮らしという2つの領域でマイナンバーカードを活用するシステムを導入し、医療の面では、医療を受けるときに利便性がよくなったり、災害時には安心感が向上することを目的としたカードの活用に取り組む。暮らしの面においては、ポイントや優遇といったインセンティブを設けたり、各種証明書発行の手間を削減し、日々の生活の中でカードを使い、利便性やお得感を感じていただくことによって、宿毛市民の生活の機能の強化を図っていききたいということで、6つの事業のサービスが示されておりますが、聞き慣れない片仮名言葉が多くて市民に分かりにくい内容だったと思っておりますので、これらのそれぞれのサービスが市民にとってどのように利便性がよくなるのか、災害時にどのように安心感が向上するのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本年度、構築を予定しておりますSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想につき

まして、議員から質問ありました、市民がどのように利便性がよくなるのかという点について、それぞれ事業ごとに説明させていただきます。

まず初めに、園児登降園等管理システムの導入となりますが、保育園における登園や降園の管理がカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで行え、保護者がスマートフォンなどでリアルタイムに登降園の確認ができる仕組みや、また、園児が休む際等の保護者から園への連絡や、園から保護者へのお知らせなどの連絡事項をスマートフォンを利用して、リアルタイムで確認できる仕組みを構築する予定でございます。

保護者が仕事などの理由で妻や夫、祖父母に送迎をお願いする場合に、スマートフォン等で登園情報を確認できれば安心感を得られると考えます。

また、保護者から園、園から保護者への伝達事項等をシステムで行えるようになれば、開園時間中に電話で連絡しなければならないといった時間の制約を受けることがなく、利便性が大幅に向上するものと考えます。

次に、マイナンバーカードによる各種施設等利用サービスについてですが、現在、図書館等の公共施設を利用する際は、施設のカードを提示していただき、カードを使用していない施設においては、利用申請書を記入していただく等の対応をいただいております。これをマイナンバーカードに一元化することにより、利用者はマイナンバーカードのみを所持することで各種施設の利用が行える環境を構築する予定です。

また、公共交通では、コミュニティバスにおきまして、免許返納証明書や障害者手帳を提示いただくことで運賃の割引が受けられる制度がございますが、当該情報をあらかじめ登録し、マイナンバーカードを提示することで、割引を受けられる環境を整備するものです。

カードの一元化が進み、将来的に利用者がマイナンバーカード1枚で様々な施設やサービスが利用できれば、利便性は大幅に向上すると考えておまして、今回の事業はその一歩となります。

次に、マイナンバーカードによる共通診察券サービスの提供です。

これは医療機関ごとに診察券が異なるため、利用者は病院ごとに診察券を所持しなければなりません。これをマイナンバーカードに一元化し、共通の診察券として利用できるようにすることで、管理の手間や忘れ、紛失のリスクを低減するものでございます。

また、発災時にはマイナンバーカードを避難所における所在登録や安否確認を行うための避難所カードとして利用が行える仕組みを構築するものです。

昨年度の事業におきまして、マイナンバーカードと幡多地域の医療ネットワークはたまるネットのカードの一元化が行える環境が整備しておりますので、連携をされている方に関しては、発災時に避難所ではたまるネットの医療情報の開示ができるようになり、災害時、緊急時においても適切な処置を受けることが可能となります。

次に、マイナンバーカードによる市民ポイント付与サービスの提供となります。

これは、健康で住みやすい街にするための取組であるいきいき百歳体操などの健康増進活動への参加や、地域貢献活動などへ参加をいただいた方に対しまして、市民ポイントを付与し、たまったポイントに応じて景品を贈呈する等の施策を実施することで、市民の方がより積極的にいろいろな活動に参加いただける仕組みを構築し、市民の健康活動などを促進しようとするものです。

各自自治体では、介護予防を目的として高齢者

へ外出を促しておりますが、今回の事業でポイント付与を行い、外出機会が増えれば御本人の健康増進につながり、健康で住みやすい街に近づくと考えます。

次に、マイナンバーカードによる証明書発行となります。

現在、本市ではコンビニのキオスク端末で、マイナンバーカードを使用して住民票及び印鑑証明を交付するサービスを提供しておりますが、新たに課税証明等をコンビニで発行ができるようにするものでございます。

コンビニ交付は、市役所の開庁時間を気にする必要がなく、住民の利便性を大幅に高めるものでございます。今回、要望が多い税の証明書を交付可能とすることで、利便性はさらに向上すると考えます。

最後に、データ活用プラットフォームサービスの提供となります。

これはマイナンバーカードを利用した施設の利用状況や、各種イベント等へ参加した情報を蓄積し、その情報を市内における健康増進活動や地域貢献活動の参加ランキング等で分かりやすく表示し、市民自身が確認できる仕組みを構築することで、様々な活動に積極的に参加するといった行動変容を促そうとするものでございます。

また、収集した情報を解析することで、健康行動等を促進する政策決定等に活用しようとするものでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 非常に丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。

そこで1点、マイナンバーカードによる園児登降園等管理システムについて、再質問をさせていただきます。

園児の生活環境が適用できていない場合、例

えばスマートフォンを持っていなかったり、使えない環境にある園児の場合、そういう家庭の場合の対応についてお伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちでない方や、スマートフォンアプリを利用されていない方の対応につきましては、マイナンバーカードの代わりにQRコードやタッチパネルなど、ほかの方法でも登降園の記録ができる仕様にしております。

また、マイナンバーカードやQRコードをお忘れの場合でも、保育士が直接入力することで、全園児の登降園が管理できるようになっております。

保護者の利用できるアプリの機能としましては、連絡帳や県からのお知らせ配信などを導入する予定ですが、スマートフォンをお持ちでない方やアプリを使用できない方に対しては、これまでと同様の紙や電話等での対応を考えております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） スマートフォンをお持ちでなかったり、使えない方等、今本当に少数であろうと思いますが、もしそのような方がいた場合、いろんなことが気になります。やはりちょっとしたことで今いじめとかに結びついていきますので、気にかけていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

次の質問に移ります。

SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想について、現在の市民の84%の方がマイナンバーカードをお持ちであります。マイナンバーカードを市民カードとして利用される市民の割合について、マイナンバーカードを取得

されている全ての方が対象となると思いますが、いつまでに何%を目標に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを市民カードとして利用するためには、マイナンバーカードへ宿毛市IDを登録いただく必要がございます。

国に提出している本事業の実施計画のKPI（成果目標）におきましては、令和7年度末までにマイナンバーカードへの宿毛市IDの発行件数を8,000件とする目標としております。登録にかかる手間を敬遠される方もいらっしゃると思いますが、できる限り魅力的な事業を構築し、マイナンバーカードを取得されている全ての方に、市民カードの登録をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 令和7年度末までに、マイナンバーカードへの宿毛市IDの発行者数8,000件を目標に取り組むということではありますが、現在の宿毛市のID発行件数につきましてはあまり進んでいないとお聞きをいたしておりますので、目標達成に向けて全力で頑張ってくださいと思います。よろしくお伺いをいたします。

では、次の質問に移ります。

3番目の異次元の少子化対策についてお伺いをいたします。

異次元の少子化対策について、年始から岸田総理が異次元の少子化対策なる政策を掲げました。異次元というのは次元の異なる世界、通常とは全く異なる考え方、または、それに基づく大胆な施策など、かつてない少子化対策を打ち出すキーワードを述べたものだと思いますが、

東京都の小池知事からは、国に先んじて都内の子供1人当たり月額5,000円程度の給付金の支給政策を打ち出すなど、とてもインパクトのある少子化対策を打ち出してきております。

2022年に生まれた赤ちゃんの数、出生数は前年比5.1%減の79万9,728人で、1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回ったことが2月28日の厚生労働省の人口動態統計で分かりました。国内の外国人などを除き、日本在住の日本人だけに限れば77万人前後になると見られ、1980年代の約半分の水準に落ち込むなど、深刻なものとなりました。

このような人口減少が訪れると、労働人口の減少、それは国力の衰退を映し出すものであり、日本社会にとって各分野における次代の担い手がなくなることなど、社会の存続すら危うくなることを意味しております。為政者としても、最も責任が問われる社会問題に発展をしています。

日本の出生数は、第2次ベビーブームの1973年には209万人でしたが、その後は減少傾向が続いております。ここにきて明らかに少子化が加速していることは顕著であります。

本市においては令和5年の人口推移表を見ますと、人口は1万9,178名、令和4年の出生数は81名です。10年前と比較すると人口は3,353名減少をしております。1年に約300名を超える方が減少していることとなります。出生数は10年前には146人でしたが、81名になっており、令和2年以降は100名に届いておりません。

そこで、本市の合計特殊出生率について、10年前と比較した数字をお伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本市の合計特殊出生率につきましては、10

年前の平成25年が1.77、直近の令和4年は確定値が公表されておられませんので、本市で算出した暫定値ではありますが、1.27となっております。

この10年間では、平成30年には2.0、令和2年には1.23となるなど、増減が見られますが、10年前と比較しますと0.5ポイントの減少となっております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 10年前の1.77から1.27、0.5減少しているということですが、人口を一定に維持できる数値が人口置換数値と言います。2.07と言われておりますが、この数値を超えると人口が増え始めるということですが、何かをすれば増えるという数字ではなく、ただ、若い方たちが安心して宿毛市に住み、結婚ができ子育てができる、そうすればこの数字は自然と上がっていくというわけです。そういう環境をどうつくっていくか、そのためにどのような施策を打っていくかということだと思います。市長、ぜひ思い切った取組を期待をしているところでございます。

次の質問に移ります。

少子化対策についてお伺いをいたします。

政府は異次元の少子化対策の3つの柱として、1つ目、児童手当を中心とする経済支援の強化、2つ目として、幼児教育や保育サービスなどの支援拡充、3つ目として、仕事と育児の両立支援や働き方改革などを中心に、若者応援策を打ち出しております。

私も今回の選挙戦で一番訴えたことは、少子化対策であります。政府から打ち出される少子化対策が実現するのは1年後、2年後、3年後であります。それをどう先取りをしていくかあります。人口が著しく減少している中、本市における少子化対策について、宿毛市長はどの

ように捉えているのか、市長に所見をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現在直面している出生数、児童数の減少は将来の担い手不足にもつながることから、大変深刻な問題だというふうに捉えているところでございます。

先ほど来、異次元の対策であるとか、大規模なというか、思い切ったとか、いろんなお話をいただいているところでございます。

自分も思い返すと、ちょうど20年前に市議会議員にさせていただいて、今日、議場にも来られておりますが、浅木議員と当時同期ということで議会のほうにお世話になることになりました。当時からおられる議員も、もう寺田議員1人となったところでございまして、この間先ほど来300人を超えるというお話がありますが、当時平成15年の頃から年間350人程度の減少を続けているところでございます。

当時は団塊の世代を迎える前でして、どんどん亡くなる方も増えてきている。そして、生まれる方が少なくなる一方で、特に生まれた方々が進学に伴って市外、県外のほうに出てしまう、こういった形の中で社会減が非常に深刻化をしている、そういった状況でもございました。

また、子育てにおいて何がやはり問題、また、子供を産まないということは何が原因なのかということはこの20年間考えてきたところでもございます。そういった思いも込めまして答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。

そういった状況の中、本市独自の少子化対策といたしまして、令和元年3月の3歳児以上の保育料の無償化、これに合わせまして副食給食費を無償化をいたしているところでございます。

そして、昨年6月からは、医療費の無償化を中学生までだったものを高校生まで拡大をしたところでございます。これにも多額の予算を使わせていただいているところでございまして、議員の皆様方にも御理解をいただいているところでございます。

また昨年度より、駅前避難タワー等に遊具を設置をいたしまして、小さな子供連れの御家族が遊べる公園、そういった公園の整備にも取り組んでいるところでございます。

先日リニューアルオープンをしましたサニーサイドパーク、こちらもキャンプ場というのが表に非常に強く出ていますが、市民の方々が、特に親子連れの方々が訪れて、時間を楽しく過ごすことができないか、そういったコンセプトも盛り込んでいるところでございます。

さらに、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠届と出生届を提出する際に面談を行いまして、適切な時期に必要な支援につなぐ、そういった伴走型の相談支援とともに、現金給付による経済的支援を一体といたしまして実施をいたしております伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金事業もことし3月から開始をしております。

そして、個別ケースのニーズに対しましても、きめ細やかな対応を心がけているところでございます。やはり子育てをするに当たって、特にお母さんが非常に悩みを抱えていたり、またそれを相談するような、そういったコミュニティーの場が、非常に今の社会の中で少ないといったことに対応させていただいているところでございます。

宿毛市の子育て支援策につきましては、平成27年度に宿毛市子ども・子育て支援事業計画を策定をいたしまして、様々な子育て支援事業に取り組んでおりまして、現在は令和7年3月の第3期計画策定に向けまして課題の整理など

を進めている、そういった状況でございます。

今年度は子育て世代に対するニーズ調査を実施をすることとしておりまして、第3期計画の策定に当たり、ニーズ調査の内容を分析をいたしまして、子育て世代の方々が抱えている問題や、そして、必要としているそういった支援、こちらの見える化を行うこととしていただいております。

議員御指摘のとおり、歯止めのかからない人口減少に、これまで以上に危機感を持ちながら、現在行っている事業の見直しと、そして、必要に応じて新たな支援事業の実施についても検討を行うなど、国や県の施策との相乗効果をもたらすような、そんな取組となるよう、引き続き少子化対策の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

非常に重たくて難しい問題でございますので、一緒になって取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ただいま市長のほうから説明がございましたが、これまで本市の子育て政策においては、他市と比べても先進的な取組をしてきたことは大変評価をしているところでございます。

これから2030年問題、2040年問題も目の前でございます。課題は多岐にわたりますが、先ほども申しましたけども、事実の上で、若い方たちが宿毛に住み、結婚ができ、子育てができる、将来に希望を持てる宿毛市にしていくために関連施策の充実を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

公立小中学校の給食費の無償化についてお伺いをいたします。

異次元の少子化対策でも、経済的支援の強化の中で給食費の無償化に向けた課題整理が盛り

込まれております。

最近、公立の小中学校で給食費を完全無償化する動きが、全国各地で広がりを見せております。これまで比較的人口規模の小さかった自治体が給食費無償化を実施していましたが、令和に入りまして、人口が多い市区にも広がりつつあります。

お手元に配付したグラフを見ていただきますと、これは2月22日発行の日本農業新聞からのデータグラフであります。2022年度に給食を無償化した自治体は全体の28%、約3割近くは実施をしているところであります。

近年の物価の高騰などを背景に、経済支援策として一番有効なのは、学校給食の無償化だと思われる表れだと感じます。

文科省の2021年度の学校給食実施状況調査によると、給食費は全都道府県の公立小中学校で過去最高で2018年度、前回の調査に比べて3.4%の食材の値上がりがありました。これは食材費の高騰によるもので、子育て世帯への負担がのしかかっております。このように、子育て支援策として一番ありがたい、目に見える現物支給が有効ではないかと考えます。

具体的に、本市の現在の小学校の給食費は1食当たり270円、ちなみに中学校は300円です。小学校を総児童数から割り出すと年間の給食費はおおよそ6,800万円となりますが、国から交付金などを活用することで自主財源を抑えることもできます。子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。中でも食は重要であり、将来にわたり健康であり続けるための源の一つとなります。子供の成長を社会全体で支える施策の一つとして、子供たちの安全で充実した食の環境を整える取組を進めるため、学校給食の無償化を実施すべきと考えます。市長の所見をお伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、お答えをさせていただきます。

本年3月31日、政府発表による異次元の少子化対策として、学校給食の無償化について触れられ、今後積極的に取り組む旨の記者発表、それがあったところでございます。

私も市議会議員の時代に、今から10年ほど前になろうかと思いますが、そういった先進事例が各地であるということでもう10年前の話ではあります。当時の市議会議員の会派で関西、兵庫のほうに視察に行かせていただいて、学ばせていただいていたところでもございまして、自分が市長を目指すに当たって、この給食費の無料化、どうすれば実施できるのか、当時の職員ともいろいろ情報共有しながら学んできた、そういった内容でもあります。

現状といたしまして少し答弁させていただきます。

学校教育における給食は、食育の中心に位置づけられておりまして、子供たちが生きる力を身につけていく上での基本であります。そして、栄養バランスのとれた多様な食事の提供と同時に地場産物、地元のを地産地消というのが当時はやっていましたが、地場産物を積極的に使用することにより、生きた教材として活用し、健康教育の一環として行っているところでございます。

宿毛市の学校給食の現状といたしましては、今なお食材の高騰が、議員からいただいた資料のほうにもありますが、そういった高騰が続く中で、保護者の負担金、保護者からいただいています、これは食材費のみをいただいております、その関連の費用はもう既に行政が見ているような状況でございます。その負担金が1食当たり小学生が270円、中学生が300円を維持しております。これを保護者からいただ

ているということでございます。

しかしながら、本年度の4月、5月の1食当たりの小中合算の給食材料費は、月額約316円と339円ほど必要となっているところでございまして、本来食材費をいただいているんですが、その食材費ではもう賄えない状況になっております。保護者負担金との差額につきましては、令和4年9月から食材料費高騰対策事業といたしまして公費で補填をしているところでございまして、令和5年度も継続し、子育て世代の新たな負担の抑制に取り組んでいる、そういった状況でございます。

また加えまして、準要保護、要保護世帯、要するになかなか給食費を払えない、そういった世帯、保護者につきましては、現在でも無償となっているところでもございます。

学校給食費の無償化は、多額の財源が必要となるということでございまして、また、仮に無償化を現状の負担金ベース、先ほど言った270円と300円、このベースのまま実施した場合、給食の質や量を落とす、そういった結果となってしまいまして、実際そうなっている自治体もあるように伺っているところでもございます。そうなってしまいますと、子供たちにとっては不利益を強いてしまう、そういったことにもなりかねないという状況でございます。

そういったことから、いろいろなことを考える中で、今後における国の方向性、財源となる予算が具体的に示された時点で実施するのが望ましいのではないかと現在は考えているところでございまして、実際この資料にもございますが、2022年に給食費を一時的に無償化したとしても、国からの補助金がなくなった時点で、自主財源で無償化ができずにまた値段を上げたとき、上げたときには材料費も高騰しているもので以前よりも高くなった、こういうことは起こり得るような状況でございまして、やはり安

定化した、先の見えた政策をすべきだということで、現在は国の動向を見ているところでございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、非常に保護者にとっては助かる、有効なそういった政策の一つであるということは重々自分も理解しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 市長からる説明がございました。物価高騰分を市で補っているという説明でございましたので、予算を伴うことでありますので、私の思うようにはいかないと思いますが、国が積極的に取り組んでいくと、少子化対策の中で言われておりますので、今後も前向きな取組をお願いをしておきまして次の質問に移ります。

いよいよ本格的な暑さが近づいてきて、熱中症対策についてお伺いをいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いております。近年では年間1,000人を超える年が頻発するように、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。総務省消防庁の熱中症情報によると、先月、熱中症で病院に搬送された人は全国で3,647人余りと、5月としては統計を取り始めた2015年以降で2番目に多くなりました。今年の夏は、気温が平年並みから高くなると予想されているために、防災関連の学会でつくる団体は、今から体を暑さに慣らすなど対策に努めてほしいと呼びかけております。

また、今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加することと見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、今後起こり得る極端な高温も見据えて熱中症の発生、予防を強化するための取組を一層強

化することが必要だと考えております。

そこで、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。人間の熱バランスに影響の大きい暑さ指数、WBGTという指数がありますが、気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた温度の指標ですが、この数値が28を超えると、熱中症患者発生率が急増することが分かっております。この暑さ指数の認知度向上につながる情報発信も必要と考えますので、所見をお伺いします。

また、熱中症による救急搬送における発生場所の7割が屋内となっております。外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。さらに、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなど、普及、促進も重要と考えます。

そこで、エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要だと思いますが、この3点、所見をお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（三木健正君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

全国的な熱中症の発生状況について、野々下議員より御説明がありましたが、本市の直近3年間を見ましても、毎年20人前後の救急搬送事案が発生しております。その半数以上が65歳以上の高齢者で、発生場所につきましても、屋内での発生が半数以上を超えている状況にあります。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、市民一人ひとりに対して、熱中症予防の普及啓発、注意喚起を行うなど、対策に万全を期すことが重要であると考えております。

本市では、毎年この時期に、宿毛市広報に熱中症予防の普及啓発の記事を掲載するとともに、乳幼児健康診査や生きがい大学、健康相談、訪

間等の事業の際に熱中症予防に関する啓発指導を行っております。

これまでの広報や事業を通じて行ってきました普及啓発では、熱中症になる仕組みや起こりやすい環境、日頃からの予防方法として水分や栄養の取り方、エアコンの利用勧奨も含めた環境の整え方、また特に警戒が必要な場合の対処方法などについて周知してまいりました。

今後は、市民一人ひとりが熱中症予防に関する知識を深め、予防のための行動を自らがとれるよう、熱中症予防に関する知識として議員から御紹介もありました対策の目安となる暑さ指数の紹介なども含めまして、市民の皆様の意識の向上につながる啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、エアコンの利用につきましても、単なる利用勧奨にとどまらず、環境問題も意識した効果的なエアコンの利用ができるよう、日頃からのエアコンの整備、点検などについても広報を行う時期も考慮しながら周知、啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） これからいよいよ本格的な暑さの時期を迎えますので、どうかよろしく願いをいたします。

続いて、エアコンの利用控えについてお伺いいたします。

電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に、熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと思います。

そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応を含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えますが、そのあた

りの所見を伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

電力・ガス、食料品等の価格高騰が続き、家計への御負担が次第に大きいものになっていると認識をしております。そのため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対しましては、国の臨時交付金を活用して、価格高騰緊急支援給付金として、昨年12月に1世帯当たり5万円を給付し、また、新たに7月下旬からは順次3万円を給付するよう準備を進めているところでございます。

そのほかにも、今期定例会に予算計上させていただいておりますが、本市独自の負担軽減策といたしまして、水道使用料の基本料金とメーター使用料を7か月間免除することとしております。

市民の皆様におかれましては、価格高騰により家計への御負担が大きくなっている現状ではございますが、御自身や御家族の健康を最優先にさせていただきまして、日頃から小まめな水分補給などの体調管理に努めていただくとともに、エアコンの使用につきましても効果的に利用していただくなど、御家庭での熱中症予防に心がけていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

昨年12月の価格高騰緊急支援給付金5万円や、本年7月下旬から順次支給される3万円、そして、水道料金の基本料金とメーター使用料7か月分を免除する、それは電気代高騰等へ充てていただきたいということですが、水道使用料の基本料金、メーター使用料の免除で総額幾ら減額になるのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、野々下議員の再質問にお答えします。

今議会に予算計上させていただいている水道使用料の減免につきましては、各家庭の水道管の大きさにより料金が異なりますが、例として代表的な口径となる直径13ミリのものについては、月当たりの使用水量が10立方メートルまでの基本料金957円にメーター使用料110円を加え、1か月当たり定額分1,067円の減免となります。水道の使用水量が10立方メートルまでの方については、この減免により、その月は水道料金がゼロ円となります。

期間につきましては、本年9月請求分から来年3月請求分までの7か月分を想定しています。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ただいまの御説明がありました、価格高騰緊急支援給付金や水道料金の減免となる月1,067円、また7か月で7,469円になりますが、これは有効に使っていただければというふうにおっしゃっておりますが、10立方メートル以下であるとゼロ円になるというお話でございますので、そうすると、お風呂入れないですね。

次の質問に移りたいと思います。

子供の熱中症予防の取組について伺います。

学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。公立小中学校の普通教室における空調施設の施設整備が進められていると思いますが、ここで公立小中学校の普通教室への空調設置率はどのようになっているのか、また、普通教室以外の教室への設置をどのように進んでいるのか、さらに、空調施設を活用するため、電気代の手当は十分なのか、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 教育次長兼学校教育

課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、野々下議員の質問にお答えいたします。

本市における公立小中学校の普通教室における空調機器の設置率は100%となっております。また、理科室、音楽室などの特別教室にも、旧学校施設の空調機器を活用し、一部設置しているところでございます。

空調機器の使用につきましては、適切な温度設定の依頼はしておりますが、使用を制限するような節約の要請はしておりません。このような想定で、年間の電気代について予算確保を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の御答弁によりますと、一部特別教室への設置も進んでいるということで、電気代に関しては適切な温度設定により電気代等を確保しているということですが、一点再質問させていただきたいと思います。

子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか、また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのかをお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

熱中症が想定される時期には、学校からの通信を活用し、各家庭への協力依頼や啓発を行っております。

具体的には、水筒を持参していただくなどの水分補給や帽子の着用など、衣服についての配慮、日々の健康管理への御協力をお願いしております。

また、学校内におきましては、暑さ指数計等

を活用し、暑さ指数測定を行った上で、測定結果を校内の誰もが見やすい場所に貼り出すなど、日々の対策が取りやすい工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） よろしくお願いたします。

次の質問に入ります。

中山間地域の飲料水供給施設の維持についてお伺いをいたします。

中山間地域の飲料水供給施設の維持管理についてですが、本年4月13日の高知新聞に、水道水が普及していない中山間地域で、飲料水供給施設の維持管理が年々難しくなっており、施設の定期清掃や管理を地域の住民が担っている。人口減少に加え、高齢化が進む集落で作業の負担がのしかかっているということが掲載をされておりました。

私たちの地域にも組合で維持管理を行い、運営している集落が6か所ございます。組合の中で聞こえてくるのは、やはり高齢化、施設の老朽化による維持管理、また、土砂崩れや風水害、地震による施設の破損や崩壊への心配でございます。

水は住民が生活をしていく上で非常に重要なライフラインであります。まず、現在、水道課の管理する水道施設以外で、組合等で運営している給水施設、また、個人で井戸水や谷水で飲料水を確保している地域は何か所あるのか、何人の方が生活をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 水道課長。

○水道課長（宮本潤君） 水道課長、野々下議員の一般質問にお答えします。

水道課の管理する水道施設の未給水区域につきましては、野地、小川、草木藪、小筑紫町の

舟ノ川、都賀ノ川、橋上町の還住藪、楠山、奥下藤、出井、山奈町山田の天神上の10地区で、住民基本基本台帳から令和5年3月31日現在、136世帯237人となっております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） この5月31日現在で136世帯237人が、上水道や簡易水道、飲料水供給施設の恩恵を受けずに生活をしているということですが、最近、家里へ野生動物の出没が大変多くなり、それに伴って野生動物のふん尿等が飲料水に混入する危険性が指摘をされております。そこで、私たちの地域のように、3世帯以上が固まった集落においては、高知県の中山間地域生活支援総合補助金を活用することにより、費用がかからずに供給装置や浄水施設等の整備が可能でありますので、小川、野地以外のところでそういう地域がございましたら、ぜひ積極的に情報提供をしてあげていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますが、次の質問に移ります。

飲料水の確保においては、まだまだ多くの方が不自由さを感じながら生活を送っているわけですが、本市においては、安全な水を世界にこのSDGsも推奨しております。

今後急速な高齢化、人口減少に加え、地震や土砂崩れ、風水害による施設の破損や崩壊時の飲料水施設の維持や、何よりも安全な水の確保について、市長の所見をお伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員からのお話にもありましたが、災害等による施設の破損に対応できる事業といたしましては、補助要件等に合致した場合はつきましてはになりますが、高知県中山間地域生活支援総

合補助金などを活用することが可能となっているところでございます。

また、その復旧までに多くの時間を要するようなことが想定されることから、施設復旧前の水の供給を安定的に行うように努めてまいらなければいけないと、そのように考えているところでございます。

ただ、この補助要件には合致しない、そういった場合もあるというふうに考えておりまして、そちらの復旧に関しましては、高知県や地域の住民の皆様とやはり協議を行う中で、市として適切な支援に努めなければならないというふうに考えておるところでございます。当然市民の皆様が安全な水を確保できますよう取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

また、新設等で水がない場所に住居を構えるといった場合等も今後もあるとも思いますので、なかなか全てに公費での対応というのは難しいかと思えますし、また今給水エリアにおいても給水管から自宅へまでは、実費で引いていただくようなこと等もありまして、総合的に考えながらやはりそこに余り差が生まれないようにしっかりと対応していかなければならないと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） それぞれの担当課の皆様、また市長、本当に丁寧な答弁をありがとうございました。どんなときも、安全な水の確保ができるような取組をお願いをしておきます。

また誰一人取り残さないとのSDGsのサブタイトルがございます。市内にはまだまだいろんな形で取り残される、そのような多くの方たちがおられます。そのような方たちにも目を向けられる市政運営をお願いいたしまして、一般

質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でございます。このたび4月の宿毛市市議会議員選挙で当選させていただいた5人の新人の1人でございます。誠実に真っすぐに取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市道の維持管理について、まず、市道真丁線はアーケードが撤去された後、雨天時には道路に水がたまり、水はけが悪く、雨が止んだ後も水たまりが残り、歩行通行に支障を来しています。また、道が凸凹している部分があり、晴天時でも手押し車を押している高齢者が転倒するなどの被害も起きております。

昨年10月17日の宿毛文教センターでの地域懇談会で、真丁地区長からこの件の質問がなされ、質問事項に対して市長は、市道真丁線は道路をかさ上げすることで、隣接している店舗などへの雨水が流れ込んでしまう箇所があることから、根本的な解決には至っておらず、これまでの部分的な路面補修で対応を行ってまいります。今後の整備につきましても、水たまりができないよう、部分的な補修を予定しており、来年度より、平坦性が悪い箇所から随時していきたいと考えております。

地区の皆様には御不便をおかけするかと思いますが、今後も市道の維持管理に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたしますと書

面で回答しております。

今回、私も多くの区の皆様から市道真丁線の雨水排水対策については、苦情・要望を聞いております。市長は昨年10月の地域懇談会で回答した内容を踏まえ、どのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、東議員の質問にお答えします。

市道真丁線におきましては、昨年度、地区長より要望のあった水たまりができる箇所について、本年度の維持工事におきまして、小野 梓公園からときわ前までの間のオーバーレイを計画しております。施工時期につきましては、地区長と調整し、準備が完了次第、実施したいと考えております。

その他の箇所につきましても、地区長と調整し実施してまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） きのうの堀議員の答弁にもありましたとおり、市道を約800路線、距離で約395キロと認識しております。また令和5年度一般会計当初予算を確認をしたところ、7款2項2目14節、市道維持補修工事費として計上されている金額は5,636万9,000円とのことで、本当に限られた予算の中で優先順位をつけて補修工事が行われていることだと思いますので、補修箇所に関しましては、再度、地域住民の方々とよくよく協議の上、そごが起きないように調整していただきたいと思っております。

続きまして、市道二ノ宮野地線について、市道二ノ宮野地線については、道路の補修の予算が計上されているとのことですが、土木課からの程度の補修計画、内容として次期補修箇所、補修方法をお答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えします。市道二ノ宮野地線におきましては、著しく舗装が悪い場所におきまして、舗装工事を現在発注済みであり、工期は本年6月6日から10月3日で契約しております。

補修方法につきましては、アスファルトオーバーレイで施工いたします。

施工範囲につきましては、路線のうち3か所を予定しており、それぞれの面積は1,330平米、630平米、1,300平米で、工事費の総額はおよそ1,200万円となっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君）

滞りがない施工と管理運営をお願いしたいと思っております。

次に、関連質問として、市道平井蔵尾線についてでございます。

この道は広いのですが、道と田畑との高さが同等程度であり、秋口になると日中でも植物の生育により道の境目が分かりづらくなります。雨が降り、暗くなるとさらに見通しも悪いことから、いつ事故が起きてもおかしくない状況に思われます。

事故を未然に防ぐという観点からも、早期に白線や反射板などの設置を考えるべきではないかと思いますが、市はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えさせていただきます。

市道平井蔵尾線につきましては、視認性確保が難しい状況を確認した上、市内全域での優先順位を勘案し、必要な対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 先ほども述べたとおり、事故が起きてからでは遅いと思いますので、早期に現地確認を行い、検討されるべきだと思います。

続きまして、市道桜町藻津線について御質問させていただきます。

市道桜町藻津線の街路樹についてですが、街路樹が成長し過ぎ、道路施設、舗装縁石の損傷の問題、歩車道間の視認性の問題、落ち葉の問題、病虫害防止の問題、維持管理の問題などがあると思いますが、市はこれらの問題をどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えします。

市道桜町藻津線につきまして、地元より街路樹の落ち葉や病虫害発生のため、街路樹の撤去を要望されているところです。

市道桜町藻津線は、中央2丁目の県道宿毛津島線の合流地点から片島中学校前の三差路まで3,269メートルの路線であり、本年度は、県道宿毛津島線との合流点からおよそ350メートルの街路樹の撤去を予定しております。今後、地元と調整しながら、引き続き街路樹の撤去を行っていきたく思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 地域の皆様としっかりと協議を行いながら進めていただきたいと思います。

再質問になってしまいますが、街路樹の維持管理費にどれぐらいの予算がかかっているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、再質問にお答えします。

市道桜町藻津線の街路樹の高木剪定117本、低木剪定1,000平米、草刈り2,200平米であり、今回の剪定等作業に約80万円ほどの費用がかかっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再々質問になってしまっているのですが、1回の剪定作業に80万円ほどの予算とのことですが、剪定作業は年何回程度行われておりますか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えいたします。

6月下旬から7月上旬と9月以降、草の状況を見ながら年間2回程度実施しております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） この項目最後の質問になります。

これは私見ではありますが、街路樹を撤去後、花壇などに切り替えて管理を市内事業者へ委託してはどうかと考えますが、市としての所感をお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 東議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど道路の維持管理費のほう、本年度の予算のこともお話をいただいたところでございます。

自分が市長に就任する8年前は、ほとんど、本当にもう少ない金額でして、議員の皆様方の御理解をいただく中で、この管理費についても毎年増額を続けて、今は、当時から言えば倍増している状況でございますが、それでも全く足りてない、そういった現状というのは自分も把握をしているところでございます。いろいろな方面から捻出をしながら、できるだけ早い段階

で、市内のいろいろな道路の管理をしっかりとしていきたい、そのように思いながら取組を進めさせていただいているところでございまして、真丁の皆様方にも本当に長きにわたって我慢というか、御理解をいただいているところでございまして、やっとな根本的なということではございませんが、オーバーレイでやれるということで、今見通しを立てているところでございます。

また、工事に関しましては地域の方々の御理解をいただきながら、御協力いただかないとできないことではございますので、引き続きよろしくお願いをいたしたい、そのように思っているところでございます。

この街路樹の撤去の後の管理について、市内業者というお話をいただいたところでございますが、自分が市長に就任して以後の政策ではございますが、宿毛でお花おもてなし事業という取組を現在進めているところでございまして、本事業につきましては、花を植えるといった活動を通じまして、住民の方々のボランティア精神や環境美化に対する意識の高揚を図ると同時に、宿毛市に来てくださる方々をお花でおもてなしをしたいという考えのもとで、現在宿毛市周辺、一部は街路樹がなくて花を植えているところがあると思うんですが、あれがそうです。例えばベスト電器の前であるとか、こういったところでやっている事業でございまして。

その街路樹を撤去した後のその植樹樹というんですか、そこの取扱いについては、それぞれ近隣の方々が御意見お持ちでございまして。宿毛市としてはぜひ花を植えてもらいたいということで、それに対するポット苗であるとか、肥料であるとか、そういったものは御提供させていただいて、住民のボランティアでやっていただきたい、もしくは有志の方々がやっていただきたい、そのように進めているところでございますが、場所によってはそこを再度舗装して歩道

を拡張してもらいたいとか、場合によってはもう草とかも生えないように、そういった形で上を処理をしていただきたいとか、いろんな御要望ありますので、地域の方々のそういった御意見も聞きながら今後進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ぜひ地域の皆様の意見を聞きながら考えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

すくもいきいきサロンについて、すくもいきいきサロンの設立の経緯と内容について、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、5番東議員の一般質問にお答えいたします。

すくもいきいきサロンは、市民の皆さんの健康増進及び交流の場として令和3年5月に長田町に開設いたしました。昨年12月からは、桜町の旧市役所本庁舎を改修した宿毛市交流複合施設さくら内にあつたかふれあいセンター事業の一部として実施をしております。

サロンは日曜日を除く週6日、午前9時から午後7時まで開館し、運動機能低下防止のための機器を用いたトレーニングができ、交流スペースも設置をしています。

運動機器の利用料は、市内にお住まいの65歳以上の方は無料、市内にお住まいの64歳未満及び市外にお住まいの方は1回200円です。

今後は、認知症予防対策に役立つプログラムを体験できるオンライン健脳カフェや健康マージャン、eスポーツなどを導入予定ですので、皆さんに交流を楽しんでいただけるよう、サロン事業の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番(東 新君) すくもいきいきサロン
設立の経緯と内容についてよく理解できました。
オンライン健脳カフェは、令和5年度新規事業
等調査表、3款2項1目、eスポーツは多世代
交流事業、令和5年度新規事業等調査表、3款
1項3目、ともに事業内容を拝見しましたが、
認知症予防対策や多世代交流事業は、高齢者が
さらに増加することを考えると、大変意義のあ
る事業だと思いますので、広報活動にもぜひ力
を入れていただきたいと思います。

再質問になります。

本年5月末のサロンの登録者数及び5月の利
用者数、年代別、性別についてお聞かせ願いま
す。

○議長(川村三千代君) 長寿政策課長。

○長寿政策課長(谷本裕子君) 長寿政策課長、
再質問にお答えいたします。

本年5月末現在の登録者数は613人、5月
の利用者数は延べ978人、年代別内訳としま
しては、65歳以上が917人、64歳以下が
61人で全体の約94%が65歳以上の高齢者
となっております。

また、性別内訳は、男性244人、女性73
4人で全体の約75%が女性です。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 5番東 新君。

○5番(東 新君) 大変数多くの方が利用
されているということが分かったのですが、器
具についてどのようなものが設置されているの
か、また器具によっては摩耗が早く、壊れてし
まうことが想定されますが、この場合の修繕、
入替えなどはどのようにするのか、お聞かせ願
います。

○議長(川村三千代君) 長寿政策課長。

○長寿政策課長(谷本裕子君) 長寿政策課長、
質問にお答えいたします。

現在設置されている運動機器につきましては、

上半身のトレーニングに適したショルダープレ
ス、ルームランナー、エアロバイク、足踏み運
動ができるステッパー等、8種類16台を設置
しています。

使用頻度の高い機器は故障することもあり、
修理については運営を委託しております宿毛市
社会福祉協議会が対応し、修繕が難しい場合は、
市が購入をしています。

サロンは多くの方に御利用いただいております
ので、今後も新しい機器の導入などを検討し
ながら、利用者の皆さんの使いやすい施設とな
るように運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 5番東 新君。

○5番(東 新君) サロンの利用者数の9
4%が65歳の高齢者ということから、高負荷
をかけるような器具は必要ないと思いますが、
新たな器具の導入を検討されるときには多くの
利用者さんが使用しても耐えられる器具を選ん
でいただきたいと思っております。

さらに再質問になってしまいますが、利用者
からインストラクターを常駐させてほしいとの
意見も聞いていますが、どのようにお考えにな
られているか、お聞かせ願います。

○議長(川村三千代君) 長寿政策課長。

○長寿政策課長(谷本裕子君) 長寿政策課長、
お答えいたします。

サロンは市民の皆さんが主体的に運動し、交
流を楽しんでいただく場と考えておりますので、
インストラクターの常駐は予定しておりません
が、受付職員が運動機器の操作説明や利用など
に関する質問などに対応できるほか、鍛えられ
る筋肉や効果、トレーニングに適した回数や時
間などを記載した説明書や動画を御用意してお
ります。

さらに、個人のニーズに応じた御相談に対応
できるよう、月に2回、特定医療法人長生会の

看護師と理学療法士が駐在しておりますので、御自身の体調に合わせたトレーニング方法などを御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 月2回看護師、理学療法士が常駐していることに対する広報活動も積極的に行っていただきたいと思います。

すくもいきいきサロンについて最後の質問なのですが、サロンの事業を宿毛市の別の場所でも展開するお考えはあるのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、お答えいたします。

すくもいきいきサロンにつきましては、現在の場所へ移転後、利用者数が増加し、既存市街地以外からもたくさんの方にお越しいただいております。主な利用者となります65歳以上の方に向けた集いの場としましては、御自宅から近くにあることが重要となりますが、各地域には、いきいき百歳体操や元気クラブなど、住民主体の健康づくりや交流の場がございますので、現時点ではサロン事業の他地域での展開は計画しておりません。

なお、今年度から、各地域の集いの場でもインターネットを活用したオンライン健脳カフェなどを体験していただけるよう、パソコン機器等の貸出しを行うなど、住民グループの支援も充実してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 東 新君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

----- . . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東 新君の一般質問を継続します。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 先ほど、長寿政策課長の最後の答弁に対して一つ付け加えさせていただきます。

オンライン健脳カフェの事業の目的に対する成果目標、地域の自主グループの利用率10%、約5グループ、40歳以上の健診受診者数の利用率10%、約180人を達成できるように私自身も各地区に赴いたときには、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、宿毛市の地産外商について質問させていただきます。

宿毛市振興計画の重点戦略基本目標1、地産外商により魅力ある仕事をつくとあります。まずは地産について御質問させていただきます。

宿毛市の生産年齢人口及び労働人口は現在何人いるのかをお教え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

現在ということですが、最新の直近データでお答えさせていただきます。

直近のデータである令和2年の国勢調査におきまして、本市の生産年齢人口は9,209人、労働力人口は8,670人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） そのうち、基幹産業である第1次産業に従事している人口は何人いるのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

直近のデータである令和2年の国勢調査にお

きまして、本市の第1次産業の就業者は1, 137人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 第2次、第3次産業に従事している人口は何人いるのか、お教え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

直近のデータである令和2年の国勢調査におきまして、本市の第2次産業の就業者は1, 510人、第3次産業は5, 612人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 農林水産業別の売上げはどの程度あるのか、お教え願います。

産業振興課長。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

まず、農業産出額でございますが、農林水産省から農林業センサスからの推計値として公表されている最新のものが、令和3年で約28億8, 000万円となっております。

次に、林業産出額につきましては、県が市町村ごとに公表する令和2年の生産量からの推計値ではございますが、素材生産で約3億5, 000万円、特用林産で2, 300万円となっております。

水産業産出額につきましては、国や県が市町村ごとに公表するものがございませんので、令和3年の宿毛市振興計画改定時に農林業センサスから推計した数値で、養殖業で約73億円、養殖業以外で約4億5, 000万円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 売上げの規模につきましてはわかりました。

そこで、次に、農林水産業の担い手の確保について、現在どのような施策を行っているのか、またどのような成果が出ているのか、お教え願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

農林水産業の担い手の確保に対する施策についてであります。担い手となる新規就業者の確保・育成のため、それぞれの分野において研修制度を創設しております。

この制度では、研修期間中に研修生には手当、スタートアグリカルチャーすくもをはじめとする研修受入れ機関等には謝金を補助しております。

また、林業分野におきましては、地域おこし協力隊制度を活用し、持続可能な小規模林業経営の確立と普及を目指す自伐型林業の実践活動を行っております。

さらに毎年、市民の方を対象としたすくも森林塾を開催し、林業の基礎的な技術を身につけ、自らが所有する山林等の森林整備を行うための担い手確保に努めております。

こうした施策により、毎年度数名ずつではありますが、それぞれの分野における担い手としての新規就業者を確保・育成しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 数名ずつかもしれませんが、継続することが大切であると思っておりますので、今後も精力的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、創業支援、事業継承、企業誘致

についてはどのような施策を行っているのか、また、どのような成果が出ているのか、お教え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、東議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、創業支援についてでございますが、先ほど議員もおっしゃられました宿毛市振興計画の重点戦略である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の個別施策として創業支援、事業承継の促進を位置づけております。

また、平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づき、創業を志す方の支援体制を整備し、市以外の創業支援等事業者とのさらなる連携強化を図るため、平成28年5月20日付で宿毛市創業支援等事業計画の認定を国から受けまして、市内で創業・起業しようとする方を支援しているところでございます。

施策内容としましては、創業・事業承継を検討している方に対して、宿毛商工会議所と連携して相談に対応するほか、空き物件の紹介、情報発信、人材教育の機会の提供を一括して行い、金融機関の協力も得ながら起業後のフォローも含めて支援を行っております。

直近の令和4年度の相談件数等の実績としましては、市の窓口では5件の相談があり、実際に創業につながった方は1件、そしてまた、宿毛商工会議所での相談件数は9件、そのうち創業者数は4件となっております。

また、創業希望者の知識習得を目的として、継続的に行う創業支援の取組を特定創業支援等事業として位置づけており、高知県産学官民連携センターが実施しております、土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAと言いますが、その講座のうち経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分類に係る講座をそれぞれ1つ以上受講し、かつ1か月以上にわたる継続的

な受講した方は特定創業支援等事業による支援を受けた者として認定され、会社設立登記に係る登録免許税の軽減や、無担保、原則第三者保証人なしの創業関連保証、あるいは日本政策金融公庫が行う融資制度の特例措置などの特典を受けられるようになっております。

この特定創業支援等事業による支援を受けたものとして認定し、証明書を発行した方は令和4年度実績で1件となっております。

以上が創業支援に関する成果となっており、今後も引き続き宿毛商工会議所と連携し、進めてまいります。

次に、事業承継については、先ほども少し触れましたように、宿毛商工会議所と連携して実施しているところでございます。

これまで市の窓口への相談実績がない状況ですが、相談があった場合には商工会議所と連携し、必要に応じて国や県の補助事業や支援について御紹介することとしております。

なお、宿毛商工会議所における令和4年度の相談件数は18件とお聞きしておりまして、また、高知県事業承継・引き継ぎ支援センターが当事者間を仲介して策定した宿毛市案件の計画数は8件となっております。

事業承継は全国的にも大きな課題となっておりますので、今後も国や県の支援制度を注視しながら、宿毛商工会議所や高知県事業承継・引き継ぎ支援センターとも連携して取り組んでまいります。

最後に、企業誘致に関しましては、高知県の企業誘致課や港湾振興課と協力して情報収集や企業訪問を実施する中で、本市の高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への誘致に取り組んでまいりました。

成果としましては、高知西南中核工業団地の販売区画は完売をしております、また、宿毛湾港工業流通団地も大半が売却済みとなっております。

ります。

近年では、平成30年度には事務系企業である株式会社ベネフィット・ワン、平成31年度には水産加工を行う株式会社高知道水、令和4年度には、水産加工を行うサンライズファーム株式会社の誘致にも成功し、令和5年度現在、これまでの企業誘致により1,000名を超える雇用が生まれております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 新たな創業者を育成することや事業継承については、我が宿毛市にとって大変重要なことなので、今以上に他団体と連携を取りながら広報活動及びサービスの提供に努めていただきたいと思います。

そして、最後の企業誘致に関しまして、これほど多くの雇用が生まれていることを恥ずかしながら知りませんでした。本当に並大抵なことではないと思いますが、こちらも引き続き、企業誘致に力を入れていただきたいと思います。

ここで関連質問になるのですが、宿毛市も活用しております半島振興法の概要についてお教え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

半島振興法の概要ということですが、制度の趣旨そのものも含めて御説明いたします。

半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等の重要な役割を担っております。また、海、山、里の多様な資源に恵まれ、海を通じた独自の歴史文化を持ち、優れた自然景観などの観光資源にも恵まれています。

一方で、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、幹線交通体系から離れているなどの制約の下にあることから、産業基盤や生活環境の整備等に

ついて、他の地域に比較して低位にあり、また、人口減少、高齢化が進行するなど、厳しい状況にあります。

このような状況にあることから、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、併せて国土の均衡ある発展を図ることを目的として半島振興法が制定され、国、地方自治体等による各種支援措置、施策等が講じられています。

現在、半島振興対策実施地域につきましては、本市を含む幡多地域をはじめ全国で23の地域が指定されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 半島振興法17条に基づく租税特別措置の適用を受けられる対象事業、対象設備をお教え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

本市における半島振興法に基づく租税特別措置の適用を受けられる対象業種につきましては、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等で、対象設備につきましては、機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、改修等となっております。

内容につきましては、3年間に限り、課税の特例である不均一課税の適用が可能となるものでありまして、初年度が10分の1、2年度が4分の1、3年度が2分の1の税率が適用されます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） この半島税制の優遇措置を現在どのくらいの事業者、または個人が活用されているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

現行の半島振興法に基づく租税特別措置の適用を受ける企業は、市内で現在7社となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 半島振興法について大変よく理解ができました。これ以外にも、先ほどお聞きした高知西南中核工業団地、宿毛湾港工業流通団地、また沖の島などは離島振興法、そして過疎地域に認定されたことで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法など、市内の既存の事業者や個人事業主、またはこれから創業を考えられている方たちに対して、まずは該当するのか、該当するならばどれが当てはまるのか、そして、どのような優遇措置を受けることができるのか、広報活動やサービスを他の団体などとも連携を取り、今まで以上に行っていたいただきたいと思っております。

続きまして、また関連質問になってしまいますが、先ほど商工観光課の答弁でもありました、市の企業誘致により数多くの雇用が生まれている中で、子育て世代の雇用者が、夜間や急な外出の場合でも活用できるようなファミリーサポートなどのサービスの提供は考えられないのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の一般質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業とは、保護者が働きながら安心して子育てができる環境を整備するため、子供の一時預かりや保育園等への送迎など、援助を受けたい依頼会員と援助を行いたい提供会員が地域で子育てを支え合う有償のボランティアサービスです。

事業を実施している市町村によりますと、組

織の運営体制や提供会員の確保等に苦慮している現状もあるようですけれども、先ほどの野々下議員の御質問にもありましたように、来年度策定する第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、今年度は子育て世代へのニーズ調査を実施することとしております。

ニーズ調査の結果を分析し、子育て世代が抱えている課題や必要とする支援を整理する中で、ファミリーサポートセンター事業につきましても、潜在的なニーズを把握しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） しっかりと第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の分析を行っていただきたいと思っております。

続きまして、外商について質問させていただきます。

地元製品の外商力の向上、地元製品の販路拡大とありますが、どのような施策を行っているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

御質問いただきました内容につきましては、先ほども御紹介させていただきました宿毛市振興計画の重点戦略であります第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけておりますので、その内容についてお答えをいたします。

まず、地元製品の外商を推進するためには、市場ニーズに合致した商品づくりが求められておりますが、本市はターゲットとなる都市部から遠く離れており、事業者、特に小規模事業者が市場ニーズを把握しにくい環境にあるため、宿毛商工会議所と連携し、専門家によるセミナーを開催することで、ニーズの把握や外商に向けた地元製品の磨き上げを行うこととしており

ます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響があったことから、講師を招聘したセミナーの開催は現在できておりません。

今後、商品の中身だけではなく、パッケージの改善など、効果的に外商を展開できる専門家の選別、招聘について、オンラインでのセミナー開催も含め、宿毛商工会議所と連携し、進めていきたいというふうに考えております。

次に、地元商品の販路拡大につきましては、全国各地で行われる展示会、商談会に出展する地元企業に対して、出展料や旅費等、販路開拓にかかる費用の一部を支援する宿毛市販路開拓支援事業費補助金の交付など、事業者の負担軽減につながる事業を実施しております。

また、宿毛市の優れた商品である宿毛市推奨品制度に認定された商品の外商を推進するため、アグリコレットやイオンモール高知などで開催されたイベント等でのPR活動等を実施しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ただいまの答弁でもありました、宿毛市販路開拓支援事業費補助金の概要並びに活用実績についてお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

宿毛市販路開拓支援事業費補助金の概要でございますが、市内中小企業者等の県外における販路開拓を支援することを目的として、展示会等に出店する中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

補助対象事業としましては、県外において開催される販路拡大を目的に、製品、または商品等を紹介する展示会等への出展等に関する事業としておりまして、物販を行う展示会等や、ま

た、一般客を主な対象とする展示会等は対象とはしておりません。

補助対象経費といたしましては、旅費、PR資材の印刷費や消耗品費、商品の送料、出店料などを補助対象としており、補助率は補助対象経費の2分の1以内で、1事業者当たり年間20万円を補助金額の上限と定めております。

本事業のこれまでの活用実績でございますが、コロナ前の令和元年度の活用事業者が3名で、商談件数は209件、新規契約数は14件ございました。コロナ禍の令和2年度が活用事業者1名、商談件数2件、新規契約数ゼロ、また、令和3年は活用事業者2名、商談件数27件、新規契約数3件、令和4年度が活用事業者2名、商談件数19件、新規契約数2件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 活用している事業者が少ないように感じますが、使い勝手が悪いのではないのでしょうか。そこで、要件を緩和し、物販を許可してはどうか、市としての見解をお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまうのですが、宿毛市販路開拓支援事業費補助金の補助対象事業は、県外において開催される販路拡大を目的に製品または商品等を紹介する展示会等への出展等に関する事業としておりまして、物販を行う展示会等や一般客を主な対象とする展示会等は対象とはしておりません。本補助金は、販路開拓を支援することを第一の目的としておりますので、単純な物販イベントへの出展に対する補助は、現在のところ考えておりませんが、こういった支援を行うことが効果的な

か、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） この件に関しましては、今後も検討していくとのことですので、引き続き別の機会に質問させていただきます。

外商の最後の質問になりますが、販路拡大のための視察を目的とした補助事業を新たに創設してみてもどうかと思うのですが、市としての見解をお答え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

販路拡大のため、県外で開催される展示会や商談会などを視察する、これ自体は大変意義のあることだというふうに考えてはおりますが、一方で、単なる旅行になってしまわないかといった、そういった心配や、また、具体的にどういった効果があったのかを評価することが非常に難しいため、現時点では補助対象事業に加えるという予定はございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 確かに、ただの旅行になってしまわないか、効果があるのかを評価することは難しいと思いますが、新たな取組を試みることは大切だと思いますので、今後も臆せず提案させていただきたいと思います。

それでは、最後の項目であります。

はなちゃんバスについて質問させていただきます。

現在のルート、時刻になった経緯についてお教え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、東議員の一般質問にお答えいたします。

コミュニティバス、はなちゃんバスについて、経緯を含めて説明させていただきます。

本市における地域公共交通の主な手段は、長年乗合バスでしたが、モータリゼーションの進展に伴って利用者が激減し、他の地域と同様、赤字路線、特に中山間地域における路線の多くが廃止されてきました。本市といたしましても、地域の公共交通を維持すべく、国の補助制度である地域間幹線系統補助を活用し、幹線バスの維持に努めてまいりましたが、高齢化の進展により、中山間地域における交通弱者の移動手段の確保が喫緊課題となり、平成26年より公共交通空白地域の解消を目的としたコミュニティバスの運行に関して検討を開始いたしました。公共交通空白地域を抱える各地域において、住民との意見交換を実施し、コミュニティバスの運行が必要との判断に至りました。その後、高知運輸支局のサポートを受け、コミュニティバスの運行に向けた手続を開始、四国運輸局から自家用有償旅客運送の許可を受け、平成28年10月から1年間の実証運行を行い、平成29年10月から本格運行へ移行し、現在に至っているところでございます。

現在楠山線、栄喜線、舟ノ川線、出井線、藻津線の5路線を月曜日から金曜日まで、それぞれ曜日によって異なる路線を運行しております。

本格運行から5年が経過し、その間に利用者のニーズの把握を行い、停留所の増加、あるいは利用者の著しく少ない停留所については廃止するなど、効果的な運行をするべく、利用状況に応じて内容を変化させながら、現在までコミュニティバスの運行を継続したところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 効果的な運行をするべく、利用状況に応じて内容を変化させてきたと

のことですが、ルート、ダイヤを定める場合の選定基準を教えてください、お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

選定基準につきましては、国土交通省において定められた基準を参考といたしまして、バス停、鉄道駅からおおむね1キロ以上離れた地域を公共交通空白地域とし、その対象地域での協議を踏まえた実証実験を経て、各ルートの運行回数を定め、最も効率的であるルートとダイヤを設定いたしました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 最も効率的であるルートとダイヤを設定いたしましたとのことですが、現在の各ルートの利用者数はどれぐらいなのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、5路線を曜日によって異なる路線を運行しております。ルート別の利用者につきましては、令和4年度、昨年度の年間実績で、楠山線が運行日数50日で1,336名、栄喜線が運行日数52日で2,017人、舟ノ川線が運行日数51日で1,494人、出井線が運行日数51日で1,124人、藻津線が運行日数52日で1,812人、合計年間利用者は延べ7,783人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 年間数多くの方が利用されていることが分かりましたが、高齢者が今後より一層増えることが想定される中、地域医療の受診や買い物など、より利便性を向上させ

るために市街地循環ルートを設定してはどうかと考えるのですが、市としての見解をお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 東議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

はなちゃんバスのその市街地循環ルートにつきましては、私もぜひやりたい政策の一つでありまして、例えば宿毛駅をハブといたしまして、そこまでそれぞれの地域から人を運んで来て、そこを一つの点として、市内の病院であるとか、あと買い物ができる場所であるとか、それからあとは公共の例えば市役所であるとか、そういったものを循環できないか、こういったことは一つの構想として今までも何度も検討してきたところでございます。

そういうことが可能となれば、通院や買い物における利便性の向上に加えまして、観光面での効果にも着目をしているところでもございます。

しかしながら、一つにはやはり運転手の不足という事態もあるんですが、それ以外にも様々な課題があって、今のところまだ実現に至っていないところでございます。

先日の今城議員の一般質問でもありましたが、次にまたそのバス停までどうやってその高齢者の方々が出てくるのか、またバス停をどこに配置するのか、それぞれ多くの御意見がございまして、それぞれの地域でその課題というものがまたあるところも事実でございます。

そういった形の中で、グリーンスローモビリティであるとか、現在宿毛市が取組をしている自転車、これに加えてアシスト付きが最近では主流になってきておりますので、そういったものであるとか、それを取り巻くその交通体系、要するに道路ですね、道路の整備であるとか、またドライバーさんの意識づけであるとか、いろ

んなものを一つだけやってもトータルとして形にはなりませんので、そういった目標のもと、今一つずつ課題を抽出しながら、例えば1.5メートル空けて通らしましょうとかというような、そういったドライバーさんに少し優しい運転をしてもらいましょうとか、またそういった取組も市として今掲げて、行っているところでございます。

そういった非常にいろいろな問題はありますが、その効果は本市の公共交通において有用であります。課題は多くありますが、ぜひ実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、またいろいろ地域の方々の御意見であるとか、そういったものも伝えていただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） いろいろと問題があることは、今の答弁でも重々理解できましたが、全ては宿毛市民のためでありますので、最大限善処していただきたいと思っております。

市長をはじめ、それぞれの担当課の課長、ありがとうございました。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） また、皆様とともに宿毛市の役に立つ仕事をしていきたいと思っております。市民の代表、小さな声を今までも伝えてまいりました。これからも私のスタンスは、

小さな声なき声を伝えていくということをやりたいと思います。よろしく願いいたします。

私は新型コロナワクチン接種について、今までも中心に質問を行ってまいりました。本当に今、私の周りでは体の具合が悪くて困っている方も数多くおられます。それで今回も、新型コロナワクチン接種の見直しを考えるべきではないかの論点で質問を行ってまいります。

厚労省のホームページでも死者増大、重篤者数増加の状況であります。私の周りでも倦怠感や足腰の痛みを訴える高齢者が急に多くなり、集まりの数も減っております。国や行政が推奨するから、市民が接種をする状況ではありません。市民の命は守られていますでしょうか。コロナが危ないから、年寄りを守るために、人につかないために打ちましようの状況ではないと思っております。見直すべきではないかと考えております。

このワクチンを危険と思ったのは、政府やテレビ、マスコミの報道は一切ありませんが、最初打ち始めた方は高齢者でも85歳、90歳の方、そして、病歴を持つての方が打ち始めました。すると、2か月遅れで人口動態統計が出てまいります。例年は小さなものですが、こうやって赤と青がくっついて少しずつ上がっていくという状態であります。そして、令和3年が、こういうふうに若干青と赤が離れていくという状況になっております。2月にファイザーが認定されました。そして、5月頃から大きく例年より離れていく様子がよく分かるのが厚労省のホームページの人口動態統計であります。

ここでは多くの85歳、90歳の高齢者の方、そして基礎疾患を持っておられる方が多く亡くなりました。テレビ、マスコミの報道は一切ありません。コロナは怖いとあおり立てたメディア、今思うと、みんなが信じて腕を差し出した

結果、3年目を迎えております。

21年、米国ソーク研究所の論文に、mRNAが持つ自然免疫を抑制することで、様々な障害を引き起こす。血管内皮細胞を損傷し、炎症を引き起こす指摘をしたウイルス学者の複数の論文があります。今も政府はこの事実に向き合うこともなく、原因を調査することもなく、打ち続けています。そして死亡者、副反応被害者はどんどん増え続けています。

毎日新聞社は生後6か月に実験製剤を打つ狂人との大きな見出しで、ファイザーが4歳以下の乳幼児が受けられるワクチンの見出しが大きく新聞にありました。23年3月の死者数2,005人です。重篤後遺症2万6,441件、副反応部数3万4,018件、これは氷山の一角であります。

同志社大学生6期生の卒論によると、mRNAワクチンで7万3,000人の死者が出ることを発表です。これは根拠がありまして、大体ほぼ85歳から90歳の方は1,000人に1人、このときは亡くなっていましたので、そういう数字が出てきます。そして、65歳から下がっていた、6、7、8月頃にはぐっとグラフも例年に近づいていくというような状況になっておりますので、若い方はワクチンによる死亡者数は少なくなっています。

そして政府は、コロナ予算100兆円を使いました。PCRをかけてCT値を上げ、陽性者をつくり、どんどん感染者を増やしていきました。ワクチンを打ち始めた21、22年の2年間で超過死亡20万人を超えました。日本の事実、そしてこの23年の1、2、3月もとても多くの死者が出ています。これは後で分かりませんが、接種の月と死亡者数の相関関係が見事に一致をしております。私もずっと回ってみました。入退院を繰り返しているという人が複数おられました。仕事も休まなくてはならないが、

家のローンも払わなきゃならない。家族のつらさは決して人ごとではありません。

県に聞くと、認定には1年ほどかかるということでございます。市でそれまで何とかならないかと思えます。ほかにも最近になって倦怠感が出て疲れやすい、健康を損ねたという高齢者が多くいます。市からの接種券で守られると接種をしたが、そうはならなかった。当時は2か月ほどの治験の特例承認である新薬をおかしいと疑う人は少なかった。感染症の新薬の基本は、一握りの人に対応するテストであります。国民にする新薬の治験はあり得ません。テストを繰り返し、その後何が起きるか全く分かりません。ワクチンを止めたい気持ちでいっぱいです。質問に入ります。

接種者の状況についてお聞きをいたします。

日本全体は今、6回目の接種はどれくらいの方がいらっしゃるか、そして宿毛市では何人いらっしゃるか、教えていただきます。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてですが、まず、全国の接種状況ですが、令和5年6月18日時点で、4回目以降の接種回数は1億279万4,064回となっております。

次に、本市の接種状況につきましては、令和5年春開始接種において、令和5年6月20日時点で2,966回の接種が完了しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 2,966人が宿毛で接種しておられるということでございます。了解いたしました。

今接種している対応株は2つありますけど、宿毛市ではどのように、その2種類を提示なさ

っているのでしょうか。例えば東京のほうでは、2種類を提示して、自分で選択をするという方法で行っていると聞きますけれども、宿毛市ではどのようになさっているのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の再質問にお答えいたします。

ワクチン接種の選択の仕方につきましては、令和5年春開始接種では、オミクロン株対応2価ワクチンのうち、本市では全てBA. 4-5対応型ワクチンを使用しています。

本市では、ワクチンのメーカーの選択はできませんが、種類については選択方式とはなっておりません。

BA. 1対応型ワクチンと、BA. 4-5対応型ワクチンの種類に大きな差はないとされておりますが、本市におきましては、接種が開始された時期に、主流流行株でありましたBA. 4-5に対応できるワクチンを使用しているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） BA. 4-5ということでございますので、今の株は何が流行でしょうか、今の株、御存じでしたら教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えします。

今の株が何が主流かといいますと、この場で、宿毛市のほうで答弁は控えさせていただきたいですけれども、国のほうが、そのときに応じた対応株のワクチンをお勧めしている、承認をしているという状況ということで理解していただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） そうですね、2つの種類は余り違いがないということでした。じゃあ、なぜ2つあるのかなと疑問が湧いてまいりますけれども、今、はやっている株はXBB株なんですよ、今言われたように、武漢株とか株が今XBBとは全然違うのを打っているんで世界はどこも打っていないということで、アメリカでも9月のXBB、当市でもそうですが、秋冬接種になりますとXBBが来ますので、それを打つというふうにはなっていると思いますけれども、打つと、回数を重ねていくごとに重症化しやすいということがありますので、非常に気にもなっておりますし、今の株にも合っていないという状況であれば果たして効果があるのかなという疑問も湧いてまいります。

次へまいります。

高齢者基礎疾患のある接種者について、非常に死亡者が目立っています。このことはずっと心配してまいりました。基礎疾患のある高齢者の方が多く亡くなった事実、高齢者だから長く生きられないとしても、昨日までお元気だった方が接種して翌日、翌々日に亡くなっていることは、何となく死期が早まったのではと思います。高齢者や基礎疾患のある方は、ファイザー添付書には接種要注意者に明記されています。感染状況が落ち着いている今、接種リスクが高い方への配慮はどうであったのか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

ワクチン接種は、時間の経過とともにワクチンの有効性や免疫効果が低下していきます。そのため重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患を有する方につきましては、感染した場合の重症化を防ぐため、令和5年5月8日から春開始接種として実施をしております。

現在接種しているオミクロン株対応2価ワクチンの効果につきましては、重症化、感染、発症を予防する効果が期待されるとしておりますので、継続した実施に努めております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 厚労省の発表でも今死亡の人数がこのように出ています。これはほんの氷山の一角だと思います。

それで今、株、課長が言われましたけど、ここに詳しく載っているのがありまして、最初はB.A. 1、B.A. 2とこういうふうになりまして、今年の1月からもうX.B.B.になっておりますので、その前はB.Q. 1はでしたね、その次がB.A. 4、B.A. 5となっております、X.B.B.の接種を急げば秋冬に間に合うかなと思う状態であります。だから世界は打っていないということですね。

それでは、次を伺います。

重症化を心配されて配慮がなかったと、接種券を送ったということでございますね、高齢者、基礎疾患のある方も、そういうことでよろしいですかね、配慮がなかったということですね。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

基礎疾患のある方に関しましては、対象となる方が判断できませんので、接種を開始しますというお知らせをまず送付させていただいて、接種券を希望する方にお送りするような方法をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） それはよかったです。そうやって判断をして自分が選択すると、体のリスクと感染のリスクを考えられると思います。本当に亡くなっている方が基礎疾患ありの方、

85歳、90歳の御高齢の方がどんどん亡くなっていきましたので心配をしておりました。

そしてまた、これから秋冬接種になりますと、それが配慮が続くのか、それとも接種推奨となる接種券の工夫はどうなんでしょうか、教えてくださいいただけますか。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

秋接種の送付に関しましては、接種となる対象の方が初回接種1回目、2回目を完了した5歳以上の方が対象となります。

発送方法は、今回は対象が全ての方になってくるというところで、接種を希望する方のみには発送する方法ではなく、基本的にはこれまでと同様に、対象者に対し接種券をお送りする予定です。

しかし、これまでに既に接種券をお送りしている方で、接種をしていなくてお手元に接種券がある方に関しましては、また今後のその間違い、接種の防止を考えまして、お手元に接種券がある方に関しましては、改めての発送は行わないことといたしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） また、少しちょっと後になりますが、秋接種とX.B.B.系統についてまたお伺いをいたします。そのとき教えてください。

（3）の死者数の地域差についてまいります。

ちょっとこれを見てください。これによりますと、本当に鮮やかに、接種による地域差が出ております。これが22年2月ですかね。大阪だけです。大阪だけで、東北、北海道は真っ白です。誰も死亡者が出ていません。それから、22年の次の接種、これで大阪がすごく死亡者が出たということで騒ぎましたですね。それ

から、22年の8月の接種がこれで、ここの黒いところが一番30%以上増加している、高知が入っていますね。高知は高かったですね。ここは大阪からずっと関東一円ですね、東北、北海道も若干色がついてきました。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） もちろん言葉で伝えてまいります。

さっきお見せしたものをちょっと文章的に説明いたしますと、2019年、21年を比較しました。2月の死者は大阪だけでした。ほかには、京都、奈良、岡山、兵庫、九州は佐賀でした。関東は埼玉、神奈川、東京、千葉のここが多い状況で20%でした。さっき東北、北海道はゼロでした。そして、8月の死者は高知、宮崎、沖縄30%で、死亡率がぐんと高く伸びました。九州、宮崎のほかの九州、それから、大阪、兵庫、奈良は20%になりました。そして、北海道、東北も10%と少しずつ出てまいりました。このときの高知を見ても30%となっておりますので、人口動態統計を見ると31.25%と、この図と数字とが合っていると思います。

接種自治体としてこういうふうには地域差があったということ、何か感想がありましたらお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

お示ししていただきました資料が、どちらから出ているものなのかもちょっと承知しておりませんし、死亡者数について地域差があることとかの認識ということですが、本市として原因を把握できるものでもありませんので、その見解をお答えすることはできないものと思います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 細かくお見せすることはできません、時間もないですし。私も先ほどの図と、それから厚労省の出している数字ですね、そういうものを突き合わせました。ほとんどこの図とそれから人口統計の数字が合致しておりましたので、正直怖いなと思いました。怖いですが、本当に。

次へまいります。次、白血病のリスクについて、お伺いいたします。

白血病のリスクという、どんどん白血病患者が出ていくということで私も調べてみました。最近白血病の患者は少なくなっていましたけれども、接種と関係ないか、あるかは別にしまして、白血病の方が増えているという情報が入っておりますけれども、課長はどのように認識しておられますでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応2価ワクチン接種後の血液及びリンパ系障害の副反応としては、リンパ節痛やリンパ節症の報告がありますが、白血病については認識しておりません。

また、本市が見解を述べることではないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 白血病は大変な病気ですので、一体どんな症状が出たら、このワクチンとの因果関係は分かりません。でも、白血病が増えているということと因果関係があるのかわかりませんが、こういう症状が出ているということに、非常に危機感を覚え

ております。

次、超過死亡についてまいります。

厚労省のホームページを見ると、21年5月から接種を始め、高齢者は80歳以上既往歴の方から、するとすごく死者が増え始めました。65歳以上や職域接種、若者が接種をしていきますと、死亡者も少なくなってまいりました。打っていない4月は4,807人、打っている月は1万254人、そして10月になると、2,743人。11月は4,351人というふうに少なくなっていきます。そして22年の1月は、3,148人と接種は休みでも普通の死者、コロナが関係なくても大体12月、1月は死亡者が多いので、インフルエンザがありますので死亡者が増えています。だからインフルエンザ接種とは関係なく上がりますけど、22年の2月から3回目接種が始まりまして、高齢者や既往歴の方が、2月の死者が1万9,490人、3年間を通して死んでいる。6月、7月は本当にかぐっと減るんですけども、この6月、7月、8月がぐんと高知が上がりました。夏の死亡者は少ないんですけど上がりました。松野官房長官も明言しています。近年の中では大きな数値、原因については決定的な原因を考えるのは困難と回答をしております。このことから戦後最大の死者が出ている、今危険な状態であります。この死亡増加は原因が何であれ、受け入れられるか、られないかは別で、慌てないといけないのに、とても危険なのに対応もしない。考えられる背景としては、新型コロナウイルスの流行か、感染対策か、ワクチン接種が考えられますが、明言はできません。

超過死亡もマスコミも少し報道を広げて、報道が広がってまいりました。ワクチンを打って腕が痛い、熱が出たと同じように1か月の間に死者が増えています。接種と同時に増えています。このことは、原因は分からないにしても、

このように死者が出ているという報道、松野官房長官の言葉の中にありますように原因は分からないにしても、担当課としてはどう受け止めているか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 事実があります、人が亡くなっているという事実、松野官房長官も言ってますよね、事実は認めてるんです、事実あるんですよ……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次、接種と感染について伺います。

接種を、今6回目を打っていますけれども、秋冬接種がまた始まります。先ほどもたくさんの接種者の数字をいただきましたけれども、若い方は大丈夫ですけれども、また子供さんはじめ、様々な範囲に広がっていくということですので、接種について、感染も今ないような、少なくなっている状況で、どうしても打たなきゃいけないという状況ではないような気もしますけれども、これは任意の範囲ですので、接種は別に全然構わないですけれども、多くの方に接してきまして、副反応を抱えておられる方もおりますので、本当にこの接種と感染について、今これが必要なものなのでしょうか、国に従ってやっていると言えればそれまでですけれども、いま一度よく考えていただきたいなと思います、私の思いですけれども、接種と感染、課長はどのように考えていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 接種と感染についてということで、感染予防効果について答弁させていただきます。

令和5年6月16日の第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、オミクロン株対応2価ワクチンを接種した際の感染予

防効果、入院予防効果、重症化予防効果について確認されていることが報告されております。このように国の報告に基づき、今後も国の方針に従い接種は続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ワクチンを待っておられる方もおりますので、接種を続けていくということでございます。

徳島大学で解剖された中学校3年生の子供さんのことを課長も御存じですかね、高知新聞に大きく出ておりましたけど去年の8月のことでしたけれども今年になって出ました。これは批判を受けましたよね、すぐ出さなきゃいけない問題であつたけれども、今年の5月に、亡くなったとニュースとしては出たということでございます。これは徳島大学で14歳の女子中学生が昨年8月、3回目を接種し、ワクチン接種後45時間後に亡くなりました。若い方はこんなに早く突然亡くなるのはおかしいと徳島県警が徳島大に解剖依頼をして、医師がワクチンとの関連死を公表いたしました。原因は心筋炎。主田准教授は、リスクのないワクチンはない。リスクをどの程度許容できるか、考える必要があるとおっしゃっていました。打たなければ何もなかったでしょう。今も生きていたでしょう。今の状況に大人は責任をとらなければいけないと思います。この心筋炎の死亡者は若者に非常に多く、何も知らない子供たちが、心臓をやられたら絶対に修復はできません。大人が言うことを聞いたばかりに、元気だったのに恐るべき被害に遭遇しています。この状況にありながら接種を推奨していること、本当にこういう状態を、接種券と同時に送ってほしいと、リスクはこういうことがありますよということはしっかり皆さんに周知をした上で、接種を選択してい

ただくということをしていただきたいなと思います。

先日は、がんのウイルスがワクチンに混入していました。これもさっきの白血病と同じですけども、多分原因は一つです。このウイルスは免疫抑制剤が入っていますので、免疫を抑制されますから、がんもどんどん増えてくるし、近所の方も带状疱疹で長いこと苦しんでおられました。そういうこともしっかり接種券と同時に、リスクも載せて接種者には送ってください。お願いします。

次、特例承認と薬事法にまいります。

今、長期の試験を受けてないですから、承認がおろせていないですよ、お伺いします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

国の特例承認につきまして、特例承認に限らずワクチンの承認につきましては、国が法律に基づき承認を行っているものでございますので、宿毛市がその見解についてお答えできる範囲のものではないと考えております。

また、国の指示に基づいて実施しておるワクチンにつきましては、安全性に問題ないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 承認はおろせません。承認はおろせませんので間違わないように、特例承認ですので……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解しました。

特例承認。

すみません、特例承認はおろしています、政府も、だからそれは届いていると思います。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 接種者に特例承認であ

るということを接種自治体は示さなきゃいけないと思います。そして、特例承認である以上、接種する医師は、これはきちんと患者さんにそれを伝えなきゃいけない、説明をしなきゃいけないということがちゃんとありますので、だからそのことができているかということをお聞きしたいですけど。自治体が、大井田病院や筒井病院へ頼んでいますでしょ。そのときに、これは特例承認のワクチンですよということを言えば、お医者さんはきちんと伝えなきゃいけないとなって、説明をしなきゃいけないとなっておりますので、その説明は接種者には届いてますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

特例承認についての説明という御質問に関しましては、以前の議会で答弁させていただきましたが、集団接種においても、個別医療機関におきましても、ワクチン接種に係るその手引に従って、医師の方々にも接種していただいておりますので、特例承認について、そのマニュアルに説明をしなければならぬというような記載はございませんので、ただワクチンを接種するかどうかの選択に関しましては、市民の皆様がその選択をできるような情報につきましては、接種券と同時に配付いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 特例承認ですから、打つ方はそのことを知った上で打つということはとても大事なことです。ちゃんとそれは課長のもとにも届いていると思いますし、医師も普通の熱があるかどうかとかなしに、その説明をしなきゃいけないとなっておりますので、そのことがちゃんと接種を受けるほうは知ると、

周知をしているという上で接種をするということになっていかないと、いろんなことでリスクを抱えている人はやめとこか、大丈夫ですよという選択ができるわけなので、その情報はとても大事ですので、必ず医師にはその説明をするようお願いをいたします。大事なことでございますのでお願いいたします。

秋接種にXBBが入ってきますので、その株とワクチンが合致するということが、アメリカも若干打つようになりますけど推奨はしておりません。ワクチン接種事業を行っている本市としては、市民のほうを向いている政策となつて、命を守るかどうか疑念を持っている方もいますけど、XBBという株が入ってくるようになっておりますか、ちょっと確認をいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

秋開始接種につきましては、先ほど発送の方法については答弁させていただきましたが、現在行われている従来株とオミクロン株対応の2価ワクチンでは、流行の主流であるXBB1系統に対して中和抗体価の上昇が低く、移行しつつある主流流行株に対して、より高い中和抗体価を誘導するためにも、最も抗原性が一致したワクチンを接種することが妥当であるとの国の見解のもと、秋開始接種ではXBB1系統に対応する1価ワクチンとなる予定であることを通知いただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） XBB1系統は1価ワクチンということで安心いたしました。くれぐれも高齢者とか、既往歴のある方は御注意いただきたいなと思います。

それで、コロナ対策の検証について伺います。またこのような感染症がはやらないとも限り

ませんので、きちっとこのあたりで検証していきたいと思います。

ワクチン接種医療者の報酬について教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

ワクチン接種の接種医療者の報酬についての御質問ですが、集団接種業務に携わっていただいている医師、看護師への報酬について答弁させていただきます。

宿毛市新型コロナウイルスワクチン接種委託契約書に基づきまして、医師1名及び看護師1名に対する委託料を1時間当たり20回を基本額として、実施時間ごとの超過回数については加算額を乗じた額を加算しております。

具体的には、医師の場合、1時間に20回分2万6,400円を基本とし、超過回数1件当たり1,320円を加算しております。看護師の場合、1時間に20回分1万3,200円を基本としまして、超過回数1件当たり660円を乗じた額を加算してお支払いしております。なお、一部の医療機関におきましては職員派遣の都合により、委託料での支払いではなく、報償費での支払いを行っているケースもございますが、その場合も単価につきましては委託料と同様の金額としております。答弁は単価の契約金額でお答えさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 単価は、1時間に20回分ということによろしいですかね。20回分が2万6,400円ということによろしいでしょうか。そういう単価というのが、どこも全国一緒ではないかもわかりませんが、最も高いところで17万9,800円、看護師が2

万円、平均でいきますと1万8,844円、看護師が4,581円、最低では医師が3,404円で、看護師が1,235円というところがちょっとありましたので、参考にとっと思って伺いました。

接種と補助金について伺います。

冬にインフルエンザがずっと毎年はやっているんですけど、去年、一昨年はインフルエンザの検査をやっておりませんのでゼロです。ワクチンは誰のものかという問題が出ています。個人から誰かのため、今までそんな発想はなかったのではないかと思います。自分の体に接種されるものであります。誰かのために打つというのは勇気が要ると思います。そして、遺伝子組換えとは、特例承認とは、自分が考えることが本当に必要であったのに、今思考停止となっているのではないかなと思うときがあります。

そもそも世界と比べて日本は、コロナに対して重症化も死者も少なかった。重症化しやすい人を守るため、重症化リスクが高くない若者に接種させる構図があったのではないかと。接種者には無料と、そして、接種自治体には補助金、これで市民がそういう構図の中に入ったのではないかなと思われても仕方がないような構図でした。

接種と補助金について詳細をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

ワクチン接種と交付金との関係ということで、接種率に応じて交付金が算定されたのではないかと御質問ではないかと思いますので、お答えをさせていただきます。

令和4年4月26日に閣議決定をされまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一つといたしまして、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のメニューの中に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設をされまして、その交付金算定項目の一つに、各自治体における新型コロナワクチンの3回目接種割合に応じた補正率があり、接種者割合が5割を超える自治体に対しては、段階的に1.1から1.3までの補正率が適用されております。また、令和4年9月9日に開かれた第4回物価・賃金・生活総合対策本部において創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましても、新型コロナワクチンの3回目及び4回目接種者割合に応じた補正率があり、それぞれの割合を足し合わせた接種者割合が8割5分を超える自治体に対して、段階的に1.1から1.2までの補正率が、2度適用されております。

なお、本議会に提出しております令和5年宿毛市一般会計補正予算（第3号）において、歳入予算として計上させていただいております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましては、その算定項目に新型コロナワクチンの接種割合は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 分かりました。この接種の中に、3回目、5歳から11歳の子供なんかを入れてほしくないと思います。子供の命をワクチンから守ってください。いきなり接種券を送ってほしくないのと、今の接種率に対する補助金の掛け具合を見てつくづく思いました。

そして、次へ進みます。

声を上げられなかった問題についてお伺いをいたします。

臨時休校がございました。2020年2月27日、これには小中高、特別支援学校に対し、3月2日から臨時休校の要請発表が木曜日の夕方であり、休校が週明けの月曜日で実質的には

時間が非常に少ない中、全国の学校は休校を決めました。最長は3か月でした。それが子供たちに及ぼす深刻な影響や、なぜそれが必要かについて説明はなかったです。その後も学校活動の制限が続きました。修学旅行、運動会などイベントも中止になり、縮小されました。子供はもともとコロナ対応は必要であったのか。そこからの議論がなしに進んだようにも思います。

保護者の負担、子供たちのストレスなど、子供と教師の学習の負担等の感染対策は適切だったのか、どんな効果があったのか、検証すべきは重要と考えます。子供に寄り添った対応であったのか、命を守る、感染を減らすといったどんな効果があったのか、結果の検証をされていると思いますので、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

議員先ほどおっしゃったように、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供たちの健康、安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることのリスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校等における一斉臨時休業について、文部科学事務次官名で臨時休業要請がございました。

加えまして、高知県教育委員会からも、市町村の小中学校における取組につきましても、県の方針に基づいて、対応いただきたいという要請がございました。

このことを受けまして、本市教育委員会として、教育委員会臨時会等を開催し、本市として3月4日から全ての市内小中学校を一斉に臨時休業するものとしたものです。

新型コロナウイルス感染症の初期段階におきましては、本市の臨時一斉休校の決定は適切であったと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 適切だったというお返事をいただきました。

次に、マスクについて伺います。

子供のマスク強制でマスクが外せない、大人が声を上げない、マスクの有害事象を伝えているのに、まるで人ごとのようです。それは、最近子供の声は騒音で、法律を制定するみたいな話がありました。このような話があがってしまうほど、子供は迷惑の対象のように語られている部分があるわけで、こんな世の中では子供が楽しく生きられるとは思いません。

日本は世界一マスクをつけていましたが、感染者数第1位となりました。政府は飛沫感染、接触感染が感染経路であり、空気感染は起きていないとしていましたが、実際、早くから空気感染だったのですが、政府は受け入れませんで的外れの対策でした。

対策は簡単で、窓開けや送風機で空気のおよみをなくし、換気を徹底すればよい。子供たちも3年間ほぼマスク生活。空気の量は、成長している子供たちには不可欠なものであります。これを遮断されるとIQが20下がると専門家が言っております。そして記憶力の低下、コミュニケーション能力の低下、ほか多くの子供の妨げになる問題が指摘されてきました。

そこで質問します。

マスクの効果の検証はできていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の質問にお答えいたします。

学校におけるマスクの着用につきましては、新型コロナウイルス感染症が2類相当の場合は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等では、身体的距離が十

分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や、体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、夏場におきましては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導するとされており、本市においても同様の対応を行ってきたところでございます。

マスクの着用により、学校における感染拡大は一定防げたのではないかと考えております。

本年、5月8日付で新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律上の5類感染症となったことから、学校教育活動におきましては、児童生徒に対して、マスクの着用を求めないことが基本となりました。

これを受け、本市でも各校に周知を行い、マスクを着用しない児童生徒は増えてきていると思いますが、マスクの着用を継続している児童生徒もいることは承知しております。

今後は気温も上がり、熱中症等への配慮もあり、学校におけるマスクの着用につきましては、校長会等でさらに周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マスクの通達が来てまして、去年の22年6月10日、体育や登下校はマスク不要の徹底通知が教育委員会に伝わっていたと思います。これらは以前からマスク不要だとあります。そのことは周知徹底してきたのでしょうか。マスクは子供に悪い、コロナだけでなくほかの弊害もあるんだと、犠牲になっている子供への思いやりはあったのでしょうか、その意識はあったのでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育

課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、川田議員のほうから、昨年の6月にあったマスクの周知等を徹底してきたのかということですが、宿毛市の取扱いといたしましても、国、県等から通知がありました場合には、すぐ学校に周知をいたしております。その中で各学校において、感染対策を取っていただいていると思っておりますので、コロナ禍においてはきちっとした対応は取れていたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ここは県の管轄ではございませんですよ、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、県の対応ではないのかという御質問でございますが、宿毛市の学校におけるコロナ対応につきましては、文部科学省通知、それと高知県通知に基づきまして参考にしながら取り組んでおりましたので、県の通知を参考にして取扱いをしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 県にも確認しました、県立の学校には構わないでしょうけれども、当市ですから自治体でございますので、ちゃんと主体的な話をもって様々な対応をしていると思うんですけども、県はそこまで介入するんですかということちょっと伺いました。いや、もうそこはしていないと、こっち側の理解があるの上ですということでしたので、極力自分たちで地域を見ながらやってくださいというお話でしたので、参考にまでちょっとお話し

申し上げておきます。

それでマスクについてなんですけど、再質問になりますけれども、マスクは子供の成長については、コミュニケーションを妨げるということで、1年生から3年生まではもうほとんどマスクの状態で学校生活を終えることになりました。人を大事にするコミュニケーション能力が必要であります。とても大事であります。どのような見解を持っているのでしょうか、子供のコミュニケーションの発達についての教育委員会、宿毛市全体の小学生に対するそういう思いは、コミュニケーション能力が低下しますよという再三情報が出ておりましたけれども、そのことについてはどんな思いがありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の再質問にお答えいたします。

マスクを着用していることについて、コミュニケーションが取りにくいのではないのかという御質問ですが、確かにマスクをつけることで、例えば顔の表情が十分伝わらなかつたりとか、見えにくかつたりとかいうふうなことで、ややコミュニケーションが取りにくいということは実際にあるかと思えますけれども、マスク越しであっても、それぞれ子供たちのコミュニケーションはそれなりに取れているのではないのかというふうに、私個人としては理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 自分の思いを語っていただきまして、ありがとうございます。子供というのはもう小さいときに、本当に生まれて3歳ぐらいまでに人を見分けるとか、怒っているとか、笑っているとかいう表情を見分けていく、その訓練をする時期がとても大事なので、小さ

い子供に接するときは、大人自身もマスクをしないで子供にコミュニケーションを取っていかなくちゃいけないという大人の責任があるのですが、自分がマスクをするということについては、赤ちゃんに会ったから、そういうマスクをずっと取り外すという、そういうとっさの作業もできないかと思えますけど、子供にとっては非常に人の感情を読み取る顔が、ほとんど顔に集中していますので、そういうところも今からは気をつけていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。人間は自分や人の感情や体を大事にしていきます。欠点を受け入れ、人生を楽しみながら問題を解決していく存在であります。よい対話の中で育てると、心と体の安定した子供になりやすく、バランスがとれて、笑顔が多く、エネルギーが高い、そういう子供の成長を見守りたいと思います。

再質問になりますけれども、ほとんど任意でということは尊重されずに、つけろということ全体がほぼ100%マスクをつけていたと思いますけど、外すときは強要をしていますでしょうか、もう自然に外しているんでしょうか、外すという理由があったと思いますけど、外すという理由はどのように説明されたでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の再質問にお答えします。

マスクを外す場合に周知を図ったかというふうな御質問ですが、先ほど申しましたが、本市でも各校に周知を行いまして、マスクを着用しないというふうなところの生徒は増えてきております。マスクを外すということは、今のこの状況を鑑みて、先ほども言いましたように熱中症対策であつたりとか、そういうふうなところでマスクを着用しなくてよろしいと、そういうふうな理由からマスクを外すようにというふう

な伝え方であつたりとか、先ほども言いましたように、体育の時間であつたりとか、距離を十分とれるときにはマスクをしなくてよろしいと、そういうふうな伝え方をしているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ほとんどの方が私もマスクをするときはほとんど不織布のマスクをするわけですが、……………

……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………

……………（発言一部取り消し）……………

……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………

どうでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

—————・—————・—————

午後 3時47分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消しの申出がありますので、この際これを許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適当なところがありましたの

で、「するわけですがけれども、」の次から「どうでしょうか、」の前までの発言について取消しをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 異議なしと認めます。

よって、川田栄子君から発言取消しの申出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次の自殺過去最多社会について質問をさせていただきます。

高知新聞紙面にも載ってございましたけれども、小中高校生の自殺者多数。数字も載っております。コロナ禍が始まって、20年、21年からです。20年に前年と比べると100人増と出ておりました。自殺ばかりでなくて小学校、中学校における長期欠席者も増えております。それで本来子供は群れて遊んで、その中で共感や友情を育てていくものであります。こうした数字は、自らが声を上げる機会が限られている子供たちの心の叫びを感じます。新たな病原体によるパンデミックも、今後起きる可能性もあります。同じ過ちを繰り返さないためにも問題点を記憶し、そこから何を学ぶべきか、特に中学生が深刻であります。摂食障害、またゲームによる小中高校生の請求金額がすごく増額となった御家庭もあり、自粛生活でコロナ禍の影響から、小学生25%強、中学生33%、高校生32%がコロナ禍のストレスから悩みを抱えております。

学校に行っても楽しくない、笑顔をつくることもできなくなった、思春期の子供らは非常に繊細で、学校は大切な居場所であります。子供たちはコロナ問題より、大きな残したものがあ

ります。大人はそれをしっかり認識していかなければなりません。教育委員会といたしましては、子供たちのこのような悩みをどのように捉えているか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により、学校や社会において生活が一変し、学校では感染症対策と学びの保障について対応してまいりました。

子供の心にも新型コロナウイルス感染症対策の影響が、少なからずあったのではないかと思います。

今回、新型コロナウイルスが5類となったことから、コロナ前の学校生活は戻りつつある、取り戻しつつあります。

子供の成長過程で、自分のことをまず大事に思う自尊感情を高めていくことが大事だと考えております。

本市では、自尊感情や自己肯定感を高めるキャリア教育等に取り組んでおり、そのほか子供たちの考えを取り入れた学校行事等、様々な教育活動を通じて、子供たちの自主性の育成や、心に寄り添った教育に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 自尊感情などの精神的な面の思いやりがとても大事だということが伝わってまいりました。自尊感情を高めるのには訓練が要りますので、皆さんとともにグループワークをしながら、自尊感情を育てていける教育が今から大事ということがよく伝わってまいりました。よろしくをお願いいたします。

次、黙食について、どのような効果をもたらしたのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の御質問にお答えいたします。

黙食につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針で、国民に対し基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすることを促すことが示されており、県教育委員会から各県立学校への通知にも、密にならないように注意することとともに、黙食の徹底がうたわれておりました。

本市の新型コロナウイルス感染症の対策については、国、県の対策に準拠して対応しておりますので、本市でも給食時の黙食の対応をしたところでございます。

現在は、学校給食の場面では黙食は必要ないこととなっておりますが、衛生管理マニュアルでは、感染が流行している場合などには、近距離、対面、大声での発声は避けること、身体的距離をとることなどの対策を講じることとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 黙食、国の政策がそもそも誤ったということで、子供たちにも、そしてまた現場の関係者の皆様にも、この黙食が本当に効果があったのかどうか、適切な結果が得られたのでしょうか、子供たちに黙食を今日からやめると、再質問になりますけど、やめるといふときにはどのような説明をされたのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、国の方から、学校については黙食の必要はないという形の通知も届いておりましたので、それを通じまして県からも通知が届いておりました。その通知をもって各

学校のほうに周知をいたしておりますので、各学校においてその感染対策に応じて対策を取っていただいているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 以前の議会でもお聞きいたしましたけれども、国からの通達はもともと黙食を求めているなかったという話でしたけれども、それがそのまま延長になって続いておりましたということですね。

次へまいります。

飲食店の時短休業について、飲食店に限らず仕入れ業者や生産者等など、多くの影響を受けたと思われましても、それは皆様にとって感染効果があったのか、検証されていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴う国の緊急事態宣言などに伴いまして、飲食店の時短休業要請が出されるなど、様々な感染拡大防止策がとられてきた、そういったところでございました。

御質問いただきました、時短休業要請や、そして、アクリル板の設置などの感染拡大の防止策として実施をしてきたことが、どれほどの効果があったのかとの御質問でございますが、具体的な数値はお示しすることはできませんが、事業者支援並びに感染拡大防止策としては効果があったものだと、そのように考えております。

現在、全国的にはコロナウイルスの第9波の入り口にいるのではないかと、そういった声も聞こえておりますが、今後におきましてもコロナウイルスに限らず感染症が拡大し、何らかの対策が必要となった際には、国や県からの情報をもとに必要な対策を講じるとともに、市民

の皆様の協力を得ながら市民の暮らしを守ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 感染者が施設などでたくさん出たときには、消毒をしたりとか、濃厚接触者の調査などをいたしました。いたしましたけれども、そもそもこれは空気感染という話でございましたので、消毒、環境とか、そこを消毒していくということはそもそも適切な対応であったのか、どうなんでしょうか、そこはどのように考えていますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対策は、国の示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、状況に応じた対策を行ってまいりました。

また濃厚接触者の特定や、後追い調査につきましては、市町村の業務ではございませんので本市では行っておりません。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症に関する基本的な対策の検証は、必要な範囲で国において行われているものと認識しておりまして、本市としましては今後の対応につきましても国や県の示す方針に基づき、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（中平富宏君） 反問権よろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 反問権を認めます。

○市長（中平富宏君） 議長より反問権のお許しをいただきましたので、川田議員に対しまして反問をさせていただきます。

先ほど来、コロナウイルスは空気感染でしかうつらないというような趣旨の発言がなされておりますが、この空気感染というのはそれでしょうかコロナはうつらないという、そういった趣旨で発言をされているのでしょうか、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 空気感染と接触感染というのは大きく違いがあります。

そこで、空気感染というのは対応が全然違いますし、濃厚接触者なんかでも余り必要はないと。だから結局、医療従事者が濃厚接触者ということで、どんどん待機されていくようになりまして、医療現場がそういう看護師さんがいなくなったということで、逼迫したということですが、医療従事者ももちろん人にうつしてはいけないので、異変を感じたら現場から去るということは大事なことであったでしょうけれども、濃厚接触者ということで、ルートを追わなきゃいけないという対策は必要でなかったと聞いておりますので、濃厚接触者そのものにも感染者は少なかったとデータが出ております。だから、マスクなんかは多少防げるでしょうけれども、空気感染というのはもう全体をいきますので、換気が最も適当な対策であるというようなことでございますので、それぞれの感染原因がきちんと突き止めることによって対策も変わってきますので、そういうことでございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 引き続き反問権を使わせていただきたいと思います。

私が聞いている限りでは、空気感染でしかコロナウイルスは感染をしないので、消毒をしたりするのが無意味だったというような、そういった発言だと思って聞かせていただきました。またそれに伴う答弁を課長からさせていただきますので、若干食い違いがあるように思いま

すが、議長のほうで整理をよろしく願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解はいたしました。まず最初、ちょっとそういう補足をしておきたいと思います。ダイヤモンド・プリンセス号は北海道の方に入って、そういうふうにならんと感染者が広がったということ、これはおかしいということで、そういう教授なんか動いて、感染の結果を出したところは空気感染であると、早くから政府のほうにはそういうのをずっと陳情に行った経過もありますけど、なかなか政府が聞き入れなかったということで、もうこれは接触感染であるということで、もう消毒なんかいっぱい、パーティションとかね、そういう対策をしましたのでなかなか収まらなかったということで静かにマスクをする、とるとか、そういう対策にずっと変わって行ってコロナ収束になりましたけれども、初めの対策はもともと間違っていたので、そういうなかなか収束にならなかったという経過は聞いています。情報がありますので……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 接種者の血液検査についてお伺いをいたします。

これも新聞に出ていたんですけど、これ駄目なんですか、高知大学で带状疱疹の検査をしたら、ワクチンによるスパイクタンパクですね、どんどん体の中でつくられているというスパイクタンパクがあったという報道がありましたけど、そういうことでだんだん少しずつ体の具合が悪くなっているというのは、スパイクタンパクが体の中で生産されていることによって免疫を落としているという状況が、今のワクチン被害者ですよ。そういうことが、自分も心配であれば、そういう血液の検査をしてもらったら安心できるというお話をしたいのですけども、

それは、そういうスパイクタンパクをつくることによって、体の具合がどんどん悪くなりますよということを心配になっている方もいらっしゃるんで、そういう血液検査をすることによって、その心配がないという状態を取り戻せば年的な、年齢的なものを自分が抱えているということになるので、安心して生活できるというようなことを考えたりして、そこのあたりはどうか、血液検査はなかなか市では無理でしょうけど、そういう対応もありますよというぐらい、広報か何かで流していただけることはできないのかなという思いを持って質問をしたいですけれども……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次は、リーダーシップのとれる人材についてお伺いをいたします。

私が聞き取りのときに課長にこういうお話をしたと思います。それで関係者といたしまして、例えば感染症とか、今マイナンバーカードでいろんな事件が起こっていますけれども、そういうときにはリーダーシップのとれる人材についてどう考えてますかというようなことをちょっとお話ししたと思いますけれども、どういう考えを持っているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、健康推進課に限らず、国、県からの通達、情報等を担当職員が受け、まずは課内で共有いたしまして、本市の状況に応じた対策を協議する中で、場合によっては全庁的な体制で対策等を決定してまいりました。

議員がおっしゃられますように、リーダーシップをとって情報を集約した職員を配置してはどうか、そういう御質問かと思いますが、議員がおっしゃられるように情報収集担当者は、各

事業の担当者が担っていると考えております。特に新型コロナウイルス感染症対策に係る業務におきましては、国や県からの膨大な情報が通知される日々が3年以上続いている状況にあります。

そのような中、インターネット上では、国内外の新型コロナウイルスに関する様々な情報が入手できますが、信頼性の確認がとれない情報をもとに、本市としての感染症対策を行うことは大変危険なものと考えております。

本市としましては、今後も国や県からの通達や情報等を収集し、遺漏のないよう、丁寧な業務遂行に心がけ、国の方針に基づく適切な事業実施に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ありがとうございます。私、リーダーシップ、先ほどもたくさんあります。厚労省のデータも、たくさんあります。人口動態統計ほかありますので、そういうものをずっと2021年の接種当時からのものを積み上げてくる人が一人その課それぞれに、何か問題があるときにはそういうものを置いてずっと積み上げて、だって地方自治体ですのね、だから国のほうばかり向いているお話も今ずっと今日も聞いてきました。新型コロナウイルスはそれぞれ接種率を公表しましたよね。そして、自治体間の競争もあおりましたよね。そして、交付金をどうのこうのってちらつかせましたよね。国が自治体に対し、行政義務をどんどん課していますよね、地方自治体へ。地方の自主性を求める最も身近な住民の幸せを考える方向で今ありますでしょうか、私は疑問に思っています。国のほうばかりアンテナを張ってる状況では、俯瞰的に住民を見たり、何を住民が求めているかの判断の確保は無理ではないかと。もう

国のことをそのまま住民のほうへどんどん押し付けていく。押し付けてと言ったらあれですけど、国民の幸せのことをもちろん考えての話でしようけれども、そういう対策が、うちの自治体ではどうなんだという、そういうものがちゃんと感じられているのかなと思います。

問題だらけのマイナンバーカードも同じ方向で進んでおりますけど、特例承認、ワクチンを打ち始めて、死者がどんどんすぐ出始めました。毎月出る人口動態統計は厚労省に上がる副反応報告などを注意し、データを集積するのが一人、そのリーダーとしてそういうデータを持つて者が一人積み上げていくことによって、地域の課題を考えていける、国の方向ばかりではなくて地域の住民のほうもちゃんと見ているということが、即座に自分たちが感じ取れるものを持っていることは強みではないかなと。そういう意味で、正確にそういう情報がとれる人材を、感染症対策とか、そういう特別なものを進めなきゃいけないときには、そのデータを積み上げていくことは、住民にとってもものが言える状況ではないかなと思いましたが……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私の質問は、最後に、これがコロナワクチンをつくった御本人です、つくった御本人です。この先生がこの新しい技術は、十分にテストされていないという事実についてです。あなたの子供にあなたの家族にとって、ウイルスの小さなリスクに対してはワクチンを……

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私の質問は、皆さんに御答弁いただきました以上で質問を終わります。

それで、私の言葉で今打っているワクチンのことについて、ロバートマローンさんという博士、この人がワクチンをつくった御本人ですけど、その言葉をもって、先ほど申し上げました

その言葉をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時32分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 1番井上です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、初めての一般質問になります。何とぞよろしく願いいたします。

まず初めに、5月3日にリニューアルオープンした道の駅サニーサイドパークについて質問をさせていただきます。

今回のリニューアルで基本計画から実施計画が出来上がるまでにかかった期間、また、その期間の中で、構想については様々な意見が出たと思いますが、最終的に今回の実施計画に至った経緯についてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、井上議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパーク改修に係る基本構想から実施計画までに要した期間という御質問ですが、基本設計の作成開始から実施設計の完成までの期間は令和2年9月25日から令和4年3月25日となっております。

現在の改修内容に至った経緯につきましては、建設から30年が経過し、施設の著しい老朽化や利用者ニーズとの乖離による集客力の低下が大きな課題となっていたサニーサイドパークにつきまして、市民の皆様からも改修を望む声が上がってきておりました。特にトイレにつきましては、バリアフリー化や洋式化のおくれによ

り、快適性が低下をしております、早急な改修が求められておりました。

また、そのような状況の中、本市といたしましては、道の駅としての機能充実はもとより、宿毛湾を臨む絶好のロケーションと豊かな自然環境を生かした再整備を計画いたしました。

主な整備内容としまして、施設全体のバリアフリー化、管理棟とトイレの新設、駐車場エリアや遊具エリアの再整備、RVパークエリア、フリーキャンプエリア、デイキャンプエリアの新設、キッチンカーや移動販売等を可能とする設備を有したイベント広場の整備等となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 経緯については分かりました。令和元年第2回定例会の市長の答弁では、サニーサイドパークに新しいにぎわいと人の流れをつくるための施設、また、さらに321号線の観光客誘致が進むと見込まれる中で、近隣の四万十市、土佐清水市、大月町と連携をして取り組むともお答えされています。どうしても近隣にある道の駅同士は比べられることが多いです。サニーサイドパークがほかの道の駅と比べて、ほかにはない魅力を市としてどのように考えられているか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の質問に答えさせていただきます。

まず、近隣との連携の部分であります、これは令和元年の6月議会における岡崎議員の一般質問に対して、私の答弁であったかというふうに思います。

その答弁の内容といたしましては、当時、土佐清水市が2019年に土佐清水キャンプフィールドをオープンをさせたところございまして、そして続いて、2020年7月に新足摺海

洋館 SATOUMI をリニューアルオープンさせる予定となっております、国道 321 号線を取り巻く環境が大きく変わっていく、そういったものが見えている中で、本市の道の駅すくもサニーサイドパークの整備について方針を問われたものでございました。その際の私の答弁の趣旨、その思いといたしましては、道の駅大正、そして道の駅四万十とおわ、道の駅よって西土佐が四万十川沿いに位置することで観光客の周遊が生まれている。非常ににぎわっていた、そういった時期でもありまして、こういったことに倣いまして、国道 321 号線沿いに位置する、この宿毛、大月、土佐清水の道の駅もそれぞれの特色を生かした道の駅として多くの観光客を呼び込むことで宿毛市、土佐清水市、そして大月町のみならず、この幡多エリア全体の周遊観光、そういったものが促進できるんじゃないかということをお話をしながら、黒潮町から入って、そして四万十市に来てぐるっと回って、場合によっては三原も通りながらずっと回る、そういった周遊ルートがこの道の駅巡りでできるんじゃないかなと、そういった趣旨でお話をさせていただきましたのでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 市長の答弁ありがとうございます。様々な思いでつくられていると思います。そして、今回、魅力部分で一つキャンプエリアが新しく新設されたと思いますが、そのキャンプエリアについてお伺いをさせていただきます。

フリーキャンプエリア、デイキャンプエリアは現在何区画ずつありますか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、

お答えをいたします。

現状、指定管理者主導で分けをした区画は、フリーキャンプエリアが 13 区画、デイキャンプエリア 6 区画となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） キャンプエリアは有料となっておりますが、料金設定はどのようになっていますか。また、その有料となったことによって利用する客層はどのような客層をターゲットにしていますか、教えていただけますか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

フリーキャンプエリア、デイキャンプエリアともに利用料金につきましては、指定管理者が条例の範囲内で設定をしております、平日 1,500 円、土日祝日 2,500 円となっております。

そしてまた、客層をどのように考えているかという御質問だったかと思いますが、本市としましては、すくもサニーサイドパークは 24 時間無料で利用できる駐車場、そしてトイレを完備した道の駅、これを施設整備の大前提としておりますので、その上でキャンプ利用等もできる道の駅として整備をしたというものでありまして、キャンプエリアをメインに施設整備をしたわけではございませんので、特段利用者層を限定したものではありません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1 番井上 将君。

○1 番（井上 将君） 私個人もキャンプをするものなので、キャンプをするということについて、サニーサイドパークを一度そういう視点で見せていただきました。

要するに有料となっているところのポイントなんです、市内近隣にはほかの無料のキャン

プ場、例えば日平、咸陽島だったり、土佐清水のほうにも有料のスノーピークのものもあるんですが、基本的に三原のほうも無料のキャンプ場があると思いますので、そういう無料キャンプ場との差別化を有料にすることは諮らないといけないと思うんですが、そのあたりの差別化になっているポイントがあれば教えていただけますか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

本市の道の駅すくもサニーサイドパーク内にあるキャンプエリアと、そしてまた無料でキャンプができる施設との差別化についての御質問だったかと思います。

本市は、キャンプで生じたごみやバーベキューで生じた炭の回収、また宿泊スペースの事前予約、また、管理棟の営業時間内はもとより、営業時間外のトラブルへの対応といったサービスを提供しておりますゆえに、有料とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 24時間のサービスということで差別化を図っているということで認識をさせていただきました。さきに商工観光課長がお答えいただいたフリーキャンプサイトの区画についてですが、現在13区画あるということですが、13区画ある中で、私本人もちょっと確認をさせていただいたところ、斜面になっていて使用困難な区画が、私の見解だと6区画、半分近くあるように思います。モニュメントに近い先端の部分がメインの区画になるのはわかりますが、余りにも使用困難な区画があると思います。

そして、先ほど客層のターゲットは特に絞ってないということでしたので、ファミリー層や

キャンプの初心者、そのような方が使うということになったら、とても使うことが難しいと想定されます。今後、そういうフリーキャンプエリアの斜面の対応について、造成工事など、そのような予定はされているのでしょうか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。キャンプエリアにつきまして、道の駅の改修工事前から傾斜のある地形であることは把握をしておりました。そのため、設計段階におきまして、傾斜を解消させる手だてを検討もいたしました。開発許可を要する造成工事が必要となると時間も費用も多くなることから、今回の改修工事での施工は見送りまして、そして、施設全体をもととの地形を生かした形で整備するという判断をいたしました。

本施設のリニューアルオープンから1か月半程度が経過し、キャンプ利用されたお客様からの意見も様々届いております。

今後そういった意見も参考にしながら、よりよいキャンプ運営となるよう、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ただいま課長が答えたような形で整備をさせていただきました。その後、指定管理者のほうを選定をさせていただいて、指定管理者のほうで今の区画を決められたというふうに認識をしているところです。

ただ、あそこは一般の方々、市民の方々も集う場所であってほしいという思いもありますので、やはり利用頻度が低いようなところは、今後もう少しオープンエリアとして自由に使ってもらえることができないか、そういうことも

含めて指定管理者の方と、それからそういった今後の成り行きというか、動向を見ながら調整、そしてまたよい形での方向性を決めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） キャンプとしての用途、そして魅力ある部分を今後ともまた市民の声を聞いていただきながら、魅力ある部分をどんどんつくっていただいて、つくったのだからしっかりと使用して、皆様が足を運んでいただけるような、そういう場所に変えていってもらいたい、その意見を申し上げて次の質問に移らせていただきます。

続いては、建物設備についてお伺いをさせていただきます。

まずは管理棟のトイレについて。

トイレにウォシュレット機能がついていないことについてですが、この機能は当初からつけない予定だったのか、その意見をお伺いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

温水洗浄便座機能の設置につきましては、設計段階において、設計業者の方から24時間使用可能な公衆トイレの場合、温水洗浄便座機能の備わった便座は、盗難に遭うおそれがあるとの御指摘がありました。それで、バリアフリートイレ以外は設置を見送る決断をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 先ほど御答弁いただいた中で、トイレの老朽化という部分で工事に至ったという経緯もお伺いしました。やはりリニューアルしたというところで、トイレにウォシュレット機能がついていないということは、やはり一般の方から見てもリニューアルになって

いないじゃないかと、そういう声のことが多いです。

やはり今後、ウォシュレット機能の必要性は私自身は感じるんですが、先ほどの盗難の防止の部分をクリアができれば、ウォシュレット機能の設置は可能なんでしょうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

温水洗浄便座機能につきましては、リニューアルオープン後、1か月半程度の期間の中で、当該機能の整備を求める声が、多くの利用者から上がってきているという報告を受けております。

市としましても、利用者の意見を反映させる必要があると判断をいたしまして、男性用、女性用、それぞれ1基ずつではありますが、温水洗浄便座を設置する予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 前向きな御検討ありがとうございます。再質問になりますが、1基というのは予算の都合なのでしょう、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 質問にお答えをいたします。

確かに予算が伴うものでありますので、現在男性トイレ、女性トイレ合わせて7基の洋式便器がございますので、それに全ての温水洗浄便座機能をつける予算は現状ございません。ですので今、男性トイレ、女性トイレいずれも一番手前に少し広くなったトイレがございます。その部分に今回は1基ずつ、設置するということを決断したところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 経緯については分かりました。今は1基ということで、今後は、やはり全てのトイレにウォシュレット機能をつけるという予算編成をできれば考えていただきたいということを申し上げさせていただきます。

続いての質問に移らせていただきます。

トイレの水回り関連のお話なんですけど、下水の臭いがよくするとのことなんです。私も何度か足を運ぶ中で、臭いが気になったことはあります。衛生面、特に臭いを気にされる方は大変多いと思いますが、臭いの原因究明と対策を講じていただくことは可能でしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

管理棟周辺の臭いにつきまして、市としても把握をしております。現在のところ原因としましては、浄化槽を新設した場合、微生物が浄化槽に十分に定着していないため、臭いが発生しているのではないかとこのように考えております。

こうした現象が半年程度続くであるというふうに聞いておりますので、しばらくは様子を見たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 臭いの原因については分かりました。臭いがする原因について、少しトイレを使用する方に周知も必要かと思えます。そのあたりもまた御検討をお願いいたします。

続いては、管理棟の特産品販売スペースについてお伺いします。

管理棟に訪れた方々からは、宿毛の販売品、特産品が少な過ぎるという声を多く聞きます。私自身もそう思います。物販スペースの広さや

物販の数、品物の数などは当初からの予定どおりだったのか、そのあたりについてお伺いをさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

管理棟は実施設計を作成した時点では、地元産品のPRや市内の飲食店、観光施設を紹介する情報発信拠点となることを想定しており、当初の計画からその広さ等は変更はしておりません。

また、そこに並べられております、そういった産品の数ですとか、そういったものにつきましては、ここは指定管理者にお任せをしておりますのでございます。

現在物販スペースにおいて販売している商品につきましては、市が推奨品として認定している商品を中心に、先ほど申し上げました指定管理者が選定した商品を販売しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 同時期の4月29日にリニューアルオープンした道の駅めじかの里土佐清水にも足を運ばせていただいたところ、やはり特産品、販売品の販売の数、スペースが大きな差があるように感じます。

今後、スペース的に難しいかもしれないんですが、市としてはそういった数を増やしていくなど、対策を講じていくことは考えていないのでしょうか、その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど申したように、サニーサイドパークについてはやはり観光の発信拠点、それから案内

所、そういうのを中心に考えさせていただきました。

いろいろな検討をする中で、物販については、新たな道の駅構想として、このサニーサイドパークの道の駅の老朽化というのは、実は先ほどトイレの話もありましたが、トイレの一番の問題は浄化槽自体がもう駄目になっていて、直すのに非常にお金がかかるということと、それからもう一つの問題点は、バリアフリー化がなされていなかった。体が不自由な方が行けないトイレを道の駅として宿毛市は提供しているということで、非常に正直な話、恥ずかしいような状況でございました。

そういったことで、まずこの道の駅をリニューアル改修をさせていただきたいということで改修をしました。

物販場所については、新たな道の駅として皆様方と一緒に今から構想を立ち上げてつくっていききたいという思いでこの道の駅は整備をしておりますので、それが新しい場所になるのか、場合によってはあそこの近隣になるのか、もしかするとあそこの中になるのか、そういうことも含めまして、皆様方と協議をしていききたいというふうに思っているところでございます。

もう一点、実は、道の駅機能というのはもともと24時間トイレ、要するにドライバーさんのための施設というのが道の駅でございますので、かなり道の駅の中の附帯施設として、物産館なんかを皆さんつくっている。市町村によってはそこに防災機能を持ってきたり、美術館を持ってきたり、工芸品をつくるような体験ができるような施設を持ってきたり、いろいろな道の駅がございます。そういった形の中で、宿毛市としては今の形をとらせてもらったということで、この物販については、これから皆様方と一緒に協議をして、また整備に向けて進めていきたい、そのように思っているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 物販の販売については理解をいたしました。現状、新しい道の駅ができるまではやはりサニーサイドパークが宿毛の道の駅として認識をされますので、どうかその部分は少し懸念事項としては頭に置いていただいて、やはり訪れた方が、ぱっと見たときに品物が少ないよねという感情を簡単に持ってしまうので、そういうところについては少し品物の数を増やしていただいたり、外に物販の数、展示ができるような陳列棚を置いていくなど、指定管理者の方とまた協議をしていただきたいなと思っておりますので、そのあたりの御検討をよろしく願いいたします。

続いて、キッチンカースペースについてお伺いをさせていただきます。

キッチンカーを出している事業者から、地面の傾きによって調理をするのがかなり不便さを感じる。そして立っていると前につんのめってしまって、体に大きな負担を感じているという、そういう声も聞くことがあります。キッチンカースペースの後ろ側は、やはり坂が下り傾斜になっていることも私は確認いたしました。キッチンカースペース自体をフラットに造成することは、そもそも計画にはなされてなかったのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

イベント広場の傾斜についての御質問でございますが、当該広場を含め、今回の改修工事は、改修前のサニーサイドパークの地形を生かした整備であるため、造成工事等は行っておらず、御指摘の傾斜につきましては、雨水排水対策のため設けている傾斜でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 傾斜があるということで、キッチンカーを置く場所などを少し指定管理者の方とも工夫をしていただければと思います。

キッチンカーのお話になるんですが、キッチンカーの出店は基本的には土日祝日にされていると思います。しかし、平日はキッチンカーの出店がなく、イートインスペースの利用もほとんどなされていない状況になっていると思います。やはり食事ができる、できないとでは立ち寄る観光客の数にも大きな差が出てくると思います。今後その課題については、対応を考えられているか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えいたします。

キッチンカースペースにおいて、平日にキッチンカーの出店がなく、食事ができないという御意見につきましては、その対策としまして、指定管理者が市内のお弁当販売業者に出品を依頼し、現在では管理棟でお弁当の販売を行っております。

また、管理棟の持つ情報発信拠点としての機能を生かして、市内の飲食店へ誘客が図れるよう、指定管理者とも協議してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） お弁当の販売があれば、食事する機会が増え、足をとどめていただく観光客の方も増えてくるかと思えます。

しかし、平日のキッチンカースペースは、やはり出店がなく閑散としている状況が見受けられますので、そのあたり平日の利用料をまた割安にしていくなど、市内のキッチンカーの事業者がまたキッチンカーのスペースを利用して

もらいやすい、そういう状況をつくっていただきたいと私は考えておりますので、またそういう検討も指定管理者と行っていただくようお願いいたします。

サニーサイドパークのリニューアルについては、私自身、正直お話を聞かせていただくまでは、出来上りの感想としては課題が多くあったと思います。できるできないことは実際に多くあると思いますし、実際に出来上がって見ないと見えない課題も多く出たと思います。

しかし重要なのは、そういった市民の声をしっかりと受け止めていただいて、課題を真剣に受け止めて、また、できるできないをしっかりと市から市民へ答弁をしていただく、またお答えをしていただく、内容を説明していただくという形をとっていただくのが肝要かと思えます。

今回本当に私がお話をさせていただいた市民の方からは、本当に厳しい声をいただいています。それは内容を知らないということもあって、先ほどの販売のこともそうなんです、やはりどうしても訪れた方はぱっと見の印象、そういうもので判断をすることが多いので、そういうところにできれば課題を持っていただいて、少しでもよい印象を持っていただく形で、また今後サニーサイドパークを盛り上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いては、閉校になる橋上小中学校の対応について、お伺いをさせていただきます。

閉校は今年度末、学校統合については新年度から宿毛小学校、中学校にそれぞれ統合されるという認識でよろしかったでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 井上議員の一般質問にお答えいたします。

橋上小学校、橋上中学校におきましては、学

校経営や学校行事にも長年多くの地域の皆様に御協力、御支援をいただき、子供たちの成長を温かく見守っていただいております。この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。

橋上小学校、橋上中学校の閉校につきましては、令和4年3月議会で議決いただいております、予定どおり令和6年3月31日をもって閉校となり、4月1日に宿毛小学校、宿毛中学校と統合することとなっております。

子供たちの統合に向けた不安を解消するため、橋上小学校、橋上中学校と宿毛小学校、宿毛中学校間では交流事業などを実施しており、また、今年度は橋上小学校、橋上中学校には、閉校に関わる支援員としまして、統合支援員をそれぞれに配置させていただき、事務処理に至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 以前、松田川小学校が閉校になる際に、閉校記念事業の補助金として予算を計上されていましたが、その予算は今回も同じ計上がされますか、その答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育長兼学校教育課長、1番井上議員の質問にお答えいたします。

閉校記念事業に係る補助金につきましては、橋上小中学校閉校記念事業実行委員会に対しまして、小学校分で100万円、中学校分で100万円と合計200万円を計上させていただいております。

その補助金をどのように使用していくかにつきましては、閉校記念実行委員会内で検討していただくこととなります。

これまで閉校となりました学校の事例では、

記念誌の発行や記念碑の設置、閉校記念行事に関わる経費等に使用されているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 学校が統合することで、子供たちの通学には、また大きな影響が出てくると思います。宿毛小学校、中学校に統合された後の通学方法として、スクールバスの運行はどのように予定されていますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、井上議員の質問にお答えいたします。

宿毛小学校、宿毛中学校への統合による通学についての御質問でございます。

現在も楠山方面から橋上小学校、橋上中学校を経由し、宿毛小学校へスクールバスを運行しているところでございます。

統合後もその路線を活用できますが、橋上小学校、橋上中学校が閉校となることから、待機時間など、時刻表の調整が必要と考えております。通学に際し、子供たちが安心・安全に通学することができ、保護者の方にもできるだけ御負担とならないよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 通学区間、通学時間については、また学校を通じて通学されている子供たちの状況をまた確認していただいて、利用しやすい運行計画の策定をお願いいたします。

次に、閉校になる学校校舎の跡地活用についてお伺いします。

小学校、中学校、そして先に閉園している保

育園について、跡地活用はお考えでいらっしゃいますか。昨年の地域懇談会でも、跡地活用について検討していただくようお願いをさせていただきましたが、あれから進捗があれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

橋上小学校、橋上中学校は現在学校としての使用以外に、災害発生時の避難所として指定をさせていただいているところでございまして、橋上小学校体育館は、大雨の際の避難所として活用をしているというのが今の現状でございます。

また、橋上中学校体育館は、一般の方のスポーツ等の活用へ貸出しを行っているところでございまして、旧保育園施設についても避難所指定をしているところでございます。

いずれの施設も使用方法について検討をしているところでございますが、まだ具体的な使用、活用の方法などはなくて、現在のところ令和6年度以降の活用については、災害時の避難所としての活用のみとなっているというのが今の現状でございます。

ただ議員も御承知のとおり、まだまだ使える、特に橋上中学校なんかは新しいですし、使える施設だと思っておりますし、また、立地場所も非常によいところに立地をしていますので、いろいろな活用方法、また生かす手段というのはあるというふうに自分も強く思っています。

ただ、自分たちがあくまでも主導して、そこで何かを連れてくるとか、何かを行うとかということにとどまらず、やはり地域の方々の思いというのも非常に強いものがあるというふうに思っておりますので、この令和6年を境に、地域の方々としっかりとそういったことが話せる場というのを持って、一緒になって取り組んで

いきたい、そのように思っております。そうすることによって、今後活用にするに当たって、例えばよその方々がそこに来て使ってもらえるということになったときも、地域の方々の御協力がいただける、そういった橋上のよさが生かされるというふうに思っておりますので、そういった地域力も生かしながらの施設活用に向けて取組を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 一応今年度の閉校に向けて時間もなくなってきているので、また考えていただく機会も設けていただきたいと思います。先ほど教育長もお話がありましたが、橋上町は以前より、学校教育と地域の方々の関わりが本当に密接で、子供を地域の方々がすごく見守っていただく、そういう地域性がすごく強いところです。そういった今回の閉校によって、子供たちとのつながりがなくなることを地域の方々が悲しんでいて、また速やかな校舎活用、跡地の活用を望む、そういう声もすごく多いのが現状であります。

今回、学校の閉校記念事業実行委員会からも活用を望む声が上がっています。市長も先ほどおっしゃっていただきましたが、地域の方やそういった閉校記念実行委員会などとそういう意見を交わす、そういう機会を設けていただく、そういう場をお持ちいただくことは可能でしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） ぜひこちらからもお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ぜひともよろしくお願いをいたします。学校統合について、地域の方に

としては本当に大きな影響が出ると思います。地域住民との対話を重ねていただいて、よりよい地域として、また市としての使い方をいろいろ模索をしていっていただきたいとそう感じます。

今回私が関係者、地域の方々からお話をいただいた活用案を参考までに少しお話をさせていただきます。

まず、橋上小中学校の自然豊かな環境、そういったものを生かして、不登校児童が自然豊かな環境で安心して学べる場所としての活用、青少年のスポーツ合宿や芳奈の運動公園で行われる様々なスポーツ大会の宿泊先としての活用、四万十市の旧田野川小学校のような企業誘致での活用、土日にはグラウンドゴルフをされているグラウンドゴルフ愛好会の方々がいるので、平日グラウンドを使ってしっかりとグラウンドゴルフの練習場所、グラウンドゴルフの大会場所としての活用、また、旧庁舎で行われているいきいきサロンのような健康増進を考えられるそういう場の創造、そういったものの案が出ております。

まだまだ活用方法について、意見としては幾らでも出てくると思います。まずは地域の方々と、そして閉校記念実行委員会など、そういう場をしっかりと利用して、意見を幅広く聞いていただいて、地域の実情、そういったニーズを把握して、できれば来年度の閉校までに少しでも方向性を決めていただく、そういう姿勢を見せていただきたい、そうお願いを申し上げます。

今回質問に挙げさせていただいたのは、やはり先にお話しした保育園、そういった保育園の現状が今、どうしても地域の方々からは、何も有効活用されず放置されているような、そういう感情が出ている、そういう状況が見受けられます。避難場所として活用するのであれば、やはり何か常時使える状態に建物を維持管理する

必要もあると思いますので、そういった課題にも目を向けていただいて、また前向きな意見の聴取、そして、できれば速やかな校舎跡地の活用について動きをいただければと思います。よろしく願いいたします。

続いては、新卒者雇用についてお伺いをさせていただきます。

宿毛市振興計画の中で、基本施策、商工業の振興で工業団地及び誘致企業への高校生新卒者採用数の目標が出されていますが、現在の進捗を教えていただけますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

本市では、宿毛市振興計画の基本政策4、商工業の振興の重点戦略におきまして、工業団地及び誘致企業への高校生新卒者採用数を令和2年度から令和6年度までの5年間で、25名とする目標を定めております。

進捗状況につきましては、令和2年度が4名、令和3年度が6名、令和4年度が9名、令和5年度が10名、4年間の合計で29名の実績となっております。現時点で目標は達成している状況でございます。

学校別の内訳につきましては、4年間で宿毛高校が10名、宿毛工業高校が4名、その他市外が15名となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 進捗については理解いたしました。

今、企画課長がお答えいただいた中で、宿毛工業高校がやはり4名と少し工業団地に近い、そして、工業の専門職を学ぶ工業高校の就職率が悪いように思います。その点について、今後市と学校がどのようにしてそういう工業高校の囲い込みを、新卒者の雇用として行っていくか、

またその考えがあればお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、井上議員の再質問にお答えいたします。

人口減少に伴う労働力人口の減少が進行する中、工業団地の立地企業からも年々労働力の確保が厳しくなっているとお話を聞いております。

こうした状況の中、高知西南中核工業団地の立地企業や市内高等学校と連携し、企業説明会や工場見学会の開催、また、産業祭での企業紹介など、目標達成に向けた取組をこれまでも実施してまいりました。

今後におきましても、引き続き企業説明会や、様々な媒体を活用した企業紹介の充実を図り、訴求力を向上させることで、宿毛高校及び宿毛工業高校の新卒採用者の市内就職者を増やし、市内企業の持続的な成長につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 先ほどは振興計画についての新卒者雇用についてお伺いをさせていただきました。今後、今、企画課長もお話があったとおり、働き手不足がすごく深刻になってきて、企業が労働力を確保できない、そういう状況になってきております。工業団地の企業のみならず、市内企業への就職者のあっせんもどんどん考えていくべきかと思っております。現在は業種によっては本当に働き手不足が常態化して、ハローワークや他媒体に求人を出し続けても人が採れない、人がやってきてくれないという市内企業の声も多く聞きます。

高校新卒者の雇用について、若者の地域転職を防ぎ、また企業の働き手不足の解消ができる2つのメリットがあると思っておりますので、ぜひ幅広く市内業者との連携を取っていただきたいの

で、そのあたりをまた御検討いただけないでしょうか、そういう形で新たな工業団地以外の市内業者との連携を図っていただくことは予定されていないのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

本市振興計画の重点戦略である企業誘致及び育成にとって、労働力の確保が喫緊の課題となっております。

近年、若年層の求職者の行動特性は、スマートフォンを活用したものとなっております、適切な採用ツールの選択と企業情報を把握するためのホームページ作成など、採用のデジタル化が求められております。

特に近年は人手不足が顕著となり、人材確保における企業間での競争は激化しており、採用のデジタル化の遅れている地方では、大きな課題となっております。

このような状況の中、株式会社官民連携研究所を通じて、株式会社リクルートと宿毛市の地域活性化に向けた地域定着と雇用促進に関する協定を本年4月11日に締結いたしました。本協定は、株式会社リクルートの無料で簡単に求人募集ができる、採用管理サービスエアーワーク採用管理の提供を通じまして、地域企業の採用ホームページ開設をサポートし、求人募集情報の発信力を強化していくなどの採用支援を行い、移住促進と地域定着、地域内事業者の雇用促進を図るものでございます。

現在、株式会社リクルートと共同でセミナーを開催しておりまして、地域課題である採用のデジタル化を推し進めているところでございます。今後もこの取組を推進いたしまして、地元企業の人材確保を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 大変有効な協定だと思います。協定を結んでいただいたのであれば、本当にしっかりと運用をしていただいで、協定自体が形骸化することなく、しっかりと積極的に運用を行っていただき、今後しっかりと求人、そして採用についてまた市内業者と連携を図っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いては、市道整備についてお伺いをいたします。

市道新田1号線というのは、四季の丘の住宅を降りた先、橋が今架かっていると思ひますが、そこから新田に抜ける道になりますが、橋が架かった後、半分ぐらいで整備が止まっているという声もあります。1号線沿いにはクリニックや眼科もあり、休日にも利用する方たちも多く、また若い方たちも住んでいらっしゃるのが現状です。その整備について、整備計画がどのように進められているか教えていただけますか。また、予算計上がされているのであれば、どの項目かも教えてください。よろしくお願ひいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、井上議員の質問にお答えいたします。

市道新田1号線道路改良事業については、平成25年度から事業に着手し、昨年度廻角橋の架替えが完了したところです。

現在は橋台上流の護岸整備及び旧道路部の盛り土撤去を実施しております。廻角橋南側については未整備区間が残っており、現在暫定的に現道へ取り付けをして供用しております。

整備区間は、市道桜町藻津線と接続する交差点手前までを計画とし、今年度は道路詳細設計を行い、その後、舗装等の整備工事を進めまして、来年度の事業完了を目指しております。

予算費目につきましては、道路詳細設計費を7款土木費、2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、12節委託料のうち、調査設計委託料3,105万円の一部にて計上しております。

工事費を同じく地方道整備事業費、14節工事請負費のうち市道改良工事費5,257万円の一部にて計上しております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。予定どおり整備完了となるよう、ぜひ進めてください。

少し1点再質問になるんですが、少し検討事項としてお話をさせていただきたいことがあります。

今回与市明川、市道新田1号線に新しく架かった橋は、以前の橋と比べて高低差がかなり出ておりまして、そして新田側から来ると、右側にしか歩道がない状況になっておりまして、この間なんですが、自転車の子がその歩道を突っ切ってきて車に当たりそうになる、そういうちょっと事態を目の当たりにしたこともあって、やはり今回新しくできた道なので、できれば東西に走る車、バイク、そういった方々もスピードの注意喚起、そして子供たちもやはり新しい場所で、結構本当に東側からこの庁舎に来る、西に抜けてくるときには本当に高低差があつて、急に子供が自転車でぱつと来るような状況も見かけるので、できれば新しくできた道、皆様が慣れるまではスピードの注意喚起、そういったものの看板、簡易の看板でも構わないので、そういったものの設置をちょっと検討をしていただけないかなという御提案を最後にさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思ひます。

今回本当に初めての一般質問で、皆様に拙い

質問をちょっとぶつけてしまったんですが、市民の本当に目線として、自分なりに真剣に考えた質問でございます。

また課題についても、ぜひとも少しでも、一つでも検討していただいて、前向きに進めていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後 5時23分 延会

令和5年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和5年6月28日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第22号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第1 議案第1号から議案第22号まで

3 出席議員（14名）

1番 井上 将 君	2番 浦尻 学 典 君
3番 小谷 翔太 君	4番 川村 圭一 君
5番 東 新 君	6番 今城 隆 君
7番 堀 景 君	8番 三木 健正 君
9番 川田 栄子 君	10番 川村 三千代 君
11番 高倉 真弓 君	12番 野々下 昌文 君
13番 松浦 英夫 君	14番 寺田 公一 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平 純 君
議事係 長	桑原 美穂 君
庶務係 主任	宮本 恵里 君

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
企画課 長	上村 秀生 君
総務課 長	桑原 一 君
危機管理課 長	有田 巧史 君

市民課長	岡本	武	君
税務課長	朝比奈	淳司	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	谷本	裕子	君
環境課長	谷本	和哉	君
人権推進課長	川村	志保	君
産業振興課長	岩本	敬二	君
商工観光課長	長山	敏昭	君
土木課長	太田	芳宏	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	畠中	健一	君
水道課長	宮本	潤	君
教育長	鎌田	勇人	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平	成也	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君

----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） おはようございます。

2番、浦尻です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回、初当選をさせていただきまして、初めての一般質問ですので、伝わりづらいところ等あると思いますが、またよろしく願いいたします。

では、私の一般質問に入っていきたいと思えます。

まず、1番項、大規模災害発生後のLPガス供給について。

災害では、被災から3日間、72時間をいかに乗り切るかが重要とされております。それには、避難所での適切な空調管理や、夜間を照らす照明、温かい食べ物の提供等が必要不可欠となり、エネルギーの確保が大変重要となると考えます。

その中でも、LPガスは、自立稼働が可能な分散型エネルギーとして、災害時のエネルギー供給の最後の砦とされており、実際、東日本大震災でも、自衛隊などが援助に入るまで、各地の避難所でLPガスを活用した暖房、炊き出しなどが行われ、命をつなぐ役割を果たしたと報告されております。

そこで質問となりますが、宿毛市では災害時、LPガスをどのように運用する計画か、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） おはようございます。浦尻議員の一般質問にお答えいたしま

す。

LPガスは、地震災害時などにより、家屋が倒壊し、避難所や仮設住宅での生活を強いられたときでも、給湯、煮炊きに加え、暖房、発電などを行うことができ、かつ、早期に復旧することができることから、防災上の観点において、大変有効なエネルギー源であると認識しております。

宿毛市におきましては、平成19年に高知県LPガス協会宿毛支部と、災害時におけるLPガスの調達に関する協定を締結しておりまして、災害時において必要な場合には、LPガスの供給について、協力を要請することといたしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。それでは、避難所となっております、きぼうが丘保育園のLPガスの供給について、再質問をいたします。

LPガスの供給形態には、よく知られているガスボンベでの供給とバルク供給がございます。

バルク供給は、一般のガスボンベでの供給とは異なり、大量のガスを貯蔵することができますが、LPガスの運搬・供給に、専門のバルクローリーという車両や、供給を行う作業員は専門の資格を必要とします。

そのため、ガスボンベでの供給と比較して、災害発生時の運用は難しいと予想をされますが、どのように想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

先ほど答弁しました、災害時におけるLPガスの調達に関する協定では、バルク供給に関する専用車両や、専門資格等についての詳細な部

分までは明記しておりませんので、今後、災害時に確実にガスの供給ができるよう、必要となる事項につきまして、関係機関と調整していきたいと考えております。

なお、きぼうが丘保育園のバルク供給によるLPガスにつきましては、遊戯室の空調及び給湯設備に使用しておりますけれども、この二つの設備は、日頃の使用頻度が比較的少ないため、ガスの補充は数か月に1回程度でございますが、常に、残量が40%以下にならないように、補充いたしております。

ただし災害時には、きぼうが丘保育園の遊戯室が避難所となりますので、空調が必要となる時期に避難所として使用した際には、バルク供給によるガスを使用することとなります。

その場合、フル稼働で最大72時間の運転が可能でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

きぼうが丘保育園は、災害時避難所にもなっておりますので、協定における関係機関との調整をお願いいたします。

ただいま、きぼうが丘保育園のバルク供給に関しまして御回答をいただきましたが、例えば、高知県では地域の防災計画に基づいて、春野総合運動公園に大規模災害後の道路事情、供給面を考慮して、周囲から調達可能なガスボンベを備蓄して、LPガスで動く空調機に活用しております。

宿毛市も、LPガスを備蓄する計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市におきましては、ガスボンベをエネルギー源とする空調設備の導入をしていないため、

春野総合運動公園と同様の在り方でのガスの備蓄は、現在、想定しておりませんけれども、災害時には有効なエネルギー源となりますので、市が独自で備蓄するのではなく、先ほど申し上げました、ガス協会との協定によりまして、ガス協会に御協力いただきながら、確保に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 冒頭で申し上げましたとおり、被災から3日間、72時間を乗り切るエネルギーの確保が大変重要となってくると思いますので、どうかよろしくお願いします。

続きまして、2番項の大規模災害発生時の避難についてに移っていかうと思います。

まず、（1）避難所等について。

まず、市内の津波避難道や津波避難場所の維持管理に関して、お伺いしたいと考えておりましたが、先日の小谷議員からの質問で、ほとんどの御回答はいただいておりますので、1点だけ御質問させていただきます。

大規模災害発生時に、避難の妨げとなることが予想される公共施設等について、どのように対策するか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市では、これまでも避難経路の現地確認を県の関係機関等とともに行っておまして、危険箇所などの課題の洗い出しなどを行うことで、今後の対策につながるような取り組みを進めております。

避難道までの経路において、倒壊の危険性のあるブロック塀や住宅がある場合には、個別に訪問をし、除却や耐震化の御案内をいたしております。

また、避難経路につきましては、様々な状況

が想定されますので、日頃より、市民の皆様には、複数のルートを想定した避難経路の確保をお願いしているところでございます。

公共施設につきましても、大規模災害発生時に避難の妨げとなる場合には、現地点検を行う中で、撤去等が必要であれば、その都度、検討をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。ぜひ、地域の方々の声を聞いていただいて、検討してほしいと思います。

避難所に関する関連質問とはなりますが、先月、大島地区に新しいグランピング施設が完成いたしました。

大規模災害発生時に、避難所の施設としての活用は考えておられますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

大島地区に、グランピングリゾート施設であるグランヒルズヤシが、先月27日にオープンいたしました。

宿毛市としましても、本施設を災害の恐れがあるときなどに、避難施設として住民の方が使用できるよう、所有者である株式会社ピアサーティー様と調整をし、ランドオープン前の先月10日に、災害発生時等における緊急避難施設としての使用に関する協定を締結しております。

この協定によりまして、災害発生時には、最大宿泊棟9棟と管理棟を、地域住民の避難施設として使用できることとなりますので、既に、同協定を締結している宿毛市国民宿舎椰子も含めまして、より一層の防災対策が充実できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

備えとして、充実した避難所があれば、地域住民の安全安心につながると思います。

ここで再質問となりますが、宿毛市は南海トラフ地震等発生した際、津波等による影響が想定されておりますが、市内の津波に対応した指定避難所は何か所あり、またその選定理由をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市内における津波浸水区域外にある避難所は、35か所となっております。施設の選定理由としましては、学校や地区の集会所など、地域の方が普段から利用されている公共施設等で、避難者が収容可能なスペースがある施設を避難所として指定いたしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま御回答をいただきました津波浸水被害の指定避難所では、津波による長期浸水をした場合、指定避難所が不足すると考えられますが、そのため、周辺の自治体の避難所に、宿毛市民が移動すると考えられます。

それは、どのように想定されておりますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市では、南海トラフ巨大地震で、市街地の広い範囲が津波により浸水すると想定されており、最悪の場合、およそ4,000人分の避難所が不足すると想定しております。

そのため、市内の避難所に収容できない方を、幡多圏域の近隣市町村の避難所に避難していた

だけよう、幡多圏域における広域避難に関する協定を、平成31年に四万十市、土佐清水市、大月町、それから黒潮町、三原村と締結しております。

この協定によりまして、内陸部で浸水区域外にある四万十市や大月町など、その施設を利用させていただくことによりまして、不足分の避難所を現在確保できている状況でございます。

なお、できる限り市内の避難所に受け入れることができるよう、公共施設の高台移転整備に、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

追加で質問いたしますが、周辺の自治体には、その旨を伝えて有事には連携が取れるようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

幡多圏域での避難者受け入れにつきましては、先ほどの幡多圏域における広域避難に関する協定により、取り決めにいたしておりまして、この協定に基づき、市町村の担当者と勉強会を適宜開催し、課題についての情報共有を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。各市町村と情報共有を行いまして、連携が取れるように進めていっていただければと思います。

それでは、津波から避難後について、質問いたします。

市街地が長期浸水した場合、仮設の住宅が必要になってくると考えますが、それはどのように想定をされておりますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質問にお答えいたします。

仮設住宅の整備の御質問であったかと思いませんけれども、仮設住宅の整備につきましては、宿毛市が復興する上で、人口流出等を抑えていくために、大変重要な要素になってくるというふうに考えております。

そこで、高台整備につきましては、東日本大震災からの復興において、仮設住宅整備の実績がありますUR都市機構からの助言でありますとか、現在取組を進めております、宿毛市事前復興まちづくり計画を策定していく中で、適地の検討でありますとか、用地の確保に向けて、取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） おっしゃいますように、仮設住宅の確保は、避難後の生活や人口の流出を抑えるため、大変重要になってくると思いますので、取組を進めていってください。

続きまして、（2）避難所運営について、質問を進めていきたいと思っております。

避難所運営には、地域住民で助け合うつながりや、仕組みを持つことが大切だと思います。

今後、起こるとされている南海トラフ地震等、大規模災害が発生した際、宿毛市でも避難所運営が重要になってくると考えますが、どのように想定されておりますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

地震や水害などの災害が発生した際には、行政や防災関係機関のみでは、十分に対応しきれない状況が考えられます。

特に、初動期の対応に限界があることは、こ

れまでの災害から教訓となっているところでございます。

本市では、大規模な災害時に、避難者や地域の方が自主運営できるよう、地域とともに、各避難所の運営マニュアルの作成を進めており、現在までに30か所の作成が完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。地域で避難所運営マニュアルが作成されていれば、避難所運営の助けになると思います。

避難所運営に関しまして、最近では地域住民の方にも馴染みやすい、HUG（ハグ）、避難所運営ゲームの頭文字をとったものになりますが、こういったゲーム形式で、避難所運営について学ぶ方法も増えてきております。

それを地域の防災活動に活用をしている自治体もあり、東日本大震災や熊本地震では、HUGが、実際の避難所運営に役に立ったという事例も報告されております。

私も、現在所属しております青年会議所で、昨年の9月にHUGを用いた防災事業を計画・実施いたしました。参加者の皆様から、避難所運営の重要性と新たな気づきを得たと、アンケートによる回答や、お言葉をいただきました。

そこで宿毛市でも、このような避難所運営を学ぶ機会を計画してみたいかでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 浦尻議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

自分たちの地域は自分で守るという、自主防災組織、自助というところでございますが、こちらの活動の重要性を、これまで以上に認識していただけるような啓発、皆さんへの呼びかけ、そういったものと、また災害が発生したときに、住民が協力し合う、そういった地域となるよう、

避難所、先ほど御説明ありましたHUG研修など、こういったものの必要性というのは、強く感じているところでございますし、また自分も、このHUG研修、参加をさせていただいたところでございまして、その必要性、また、そういうことをずっと続けていく、そういった大切さといったものを感じたところでもございました。

こういった避難所運営訓練や避難訓練など、様々な手法があるというふうに思いますので、いろんな手法を取り入れながら、災害は、いつ来るかわかりませんので、来たときにすぐに対応できるよう、また、スムーズにそういった運営ができますように、今後、自分たちも努力をしてみたいし、また呼びかけもしてみたいと思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 市長、御回答ありがとうございます。

様々な取組から、災害に対する意識の向上をつなげていって、災害から早期復旧できる、持続可能な宿毛市を目指していただければと思います。

私も努力して、これからもっと頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、一般質問を

行わせていただきます。

この議場になって初めて、一般質問の場所に立ちました。以前の議場と比べると、何か景色が違って見えますが、一生懸命やりたいと思います。

また、昨日、一昨日と、新しく議員になられた4名の方も一般質問をされて、非常にはきはきと、落ち着いたものの言い方をされていたというふうに感じておりますが、20数年前、私は、ああったかということ考えると、非常に今の方たちは落ち着いているなというふうに感じております。

一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

まず、サニーサイドパークについて、お聞きをいたします。

この問題につきましては、これまでの9名の方の中からも、2名ほど質問をされておりますので、できるだけ重複は避けて質問をしたいと思えます。

まず、そもそも、きのうの井上議員の質問にも市長のほうから答弁があったとも思いますが、もう一度お聞きをいたしますが、道の駅の採択基準について、国交省は、全てが揃ってなければいけないということではなくて、最低、これとこれがあればということがあると思えますので、それについて、まずお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅の採択基準は、どういうものかという御質問だったかと思えます。

国土交通省のホームページには、道の駅のまず目的が2つ示されております。

1点は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供。2つ目が、地域の振興に寄与と

いう点でございました。

そして、道の駅に登録するにあたっての登録要件でございますが、そのコンセプトとしましては、3点挙げられております。

利用者が24時間利用できる駐車場や、清潔なトイレなどの休憩機能を有していること。また、2つ目、道路情報や地域の観光情報などの情報発信機能を有していること。3点目、観光レクリエーション施設などの地域連携機能を有していること。以上が、道の駅に登録されるための登録要件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

大きく3つの要件があるということで、新しくリニューアルしたこのサニーサイドパークも、この3つの要件は、全て満たしているというふうに思っております。

ただ、地域の住民の方には、非常に残念だというのが、今、マスコミ等で取り上げられる道の駅というのは、物販であったり、食事であったりというところが中心のところ、多く取り上げられるということがあると思えます。

ただ宿毛市の場合は、きのうまでの話の中であったように、そういうコンセプトとはちょっと離れて整備をしたというふうにも心得ておりますので、その部分については、これ以上聞くつもりもありません。

1点、昨日とちょっと重複するかもしれませんが、トイレについて、お聞きをしたいと思えます。

2点ほど大きくあるのですが、きのうも出た、シャワートイレについてですが、私も、オープンというか記念式典のその日に、市民の方から直接言われました。なんで多目的トイレしか、シャワートイレになってないのかという

ことを言われました。

自分も、それほど気にはしてなかったんですが、いろいろな人に聞いてみると、やはりシャワートイレがあった方がいいよねということと言われました。

ただ、もう片方で、どっちかという若い女性の方に聞くと、公衆トイレでシャワートイレはちょっとという方もおります。ということは、やはり全てのトイレをシャワートイレ化するというのではなくて、一部分を、そういう要望に応えられるトイレにするのがいいんだろう。

平面図を見ると、女性トイレで5か所、男性トイレで2か所ということで、一つずつ、ちょっと広めのトイレがあって、きのうの話では、そこをシャワートイレ化しようという話を聞きましたが、どのようなシャワートイレをつけるかにもよるのですが、据付型をつければ、そんなに高くないということを見ると、女性トイレの5つのうち2つぐらいは、シャワートイレにしたほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、1基当たりの予算、今からするんだろうと思いますので、できればそのような形でやっていただければと思いますし、今朝、確認にもう一度行ってまいりましたが、入口のトイレの表示が非常に小さな表示であって、駐車場から見た場合に非常にわかりにくいということで、このトイレの表示っていうのは、もう少し駐車場から見ても、すぐわかるような表示にできないかというふうにも思いますが、この2点について、お聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の質問にお答えをいたします。

まずシャワートイレの件についてでございますが、まず、メーカーによって、シャワートイレとか、また昨日の井上議員からありましたウ

ォシュレット。これはメーカーによって呼び名が違うようでして、一般的には、温水洗浄便座機能というふうに言われているそうです。

それにつきまして、寺田議員から、今、御提案がありました、女子トイレのほうには、もう1基増やして2基設置してはどうかということでございます。

また、この点につきましては、御提案の内容を協議をさせていただきたいと考えております。

もう一点、トイレの入口のサインが見にくいという点でございます。このサインの色や大きさ、また位置等によって、そういったわかりづらくなっているということでございましたら、今後また、利用者の声にも耳を傾けながら、改善について、適宜検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） できたばかり、1か月余りしか経っておりませんので、できるだけ早く改修できれば、利用者も早く利用ができるということでございますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

もう1点、トイレに関してのことではないんですが、トイレのちょうど入口の前面のところに、あれはアイスクリームの販売用のキッチンカーというのか車が、常設的に置いておられます。これは多分、指定管理者の方が置いているのかなというふうにも思うのですが、あそこは、基本的に通路であって、施設でいえば玄関口というふうに思うんです。そこに、ああいう車を置くことによって、駐車場からすぐにトイレが見えないような状態になっておりますし、先日、覗いたときには、その後ろの部分に倉庫と言われるか、物を置いたところがあるんですが、その玄関というか、扉が開いたままで、中に乱雑に草刈り機であったり、いろいろなものが置

いているのが見てとれました。

やはり、皆さんが止まって休憩する、憩う場ということを考えると、管理する側もしっかりと利用者に、触れなくて構わないものは触れないような形で、管理をするというのが基本的な考えではないかというふうに思いますが、この点について、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

まずは、キッチンカーの止まっている場所についてでございますが、それによって、またトイレが見えにくくなっているということでございますら、しっかりと指定管理者にもその旨注意をして、しかるべきところに移動してもらうように手配をしたいと思っております。

そしてまた、倉庫の件につきましても、しっかりと指定管理者とも話をした上で、常に来場されるお客様から、見られているんだよということを、また徹底をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） よろしく対応をお願いいたします。

あと1点、先ほどのキッチンカーの話なんです、市として、キッチンカーのスペースを、あえて北側にとったわけですから、指定管理者といえど、やはりその場所にキッチンカーは据えるべきだろうというふうに思うんですね。

それによって、宿毛市が補助をして、昨年度が6台、今年度3台っていうふうに、キッチンカーの補助もしていると思うのですが、その方たちにも、ぜひ、きのうも出ていたように、平日であったりっていうときにも出店しやすい、1台だけじゃないよっていう形で、市民の皆さんに知らせることができるのではないかとこのように思いますので、対応をよろしくお願

いしたいと思います。

このことについては、もう答弁は要りませんので、対応をお願いしたいと思います。

次に、キャンプサイトのことについて、お聞きをいたします。

キャンプサイトにつきましては、きのうの井上議員の中でも斜面が多いということで、私もキャンプをする方々から、あの斜面では、テントを張っても強度がなかなか保てないし、寝れないよねと。斜めのところでは、なかなか人って寝れないよねっていう話を聞きます。

これは、期間的な問題、整備をするのにかかった期間であったり、きのうも出ていた構造を変えると、非常に予算的にも大きくなっていくということもあるでしょうし、そのあたりのあるとは思いますが、1区画ずつでもいいので、もう少しテントを張れる場所を、ちゃんとしたところにするべきではないかと思っておりますし、外周道路というか、以前は市道ですが、今は市道からは外してますよね。

だから、通行をできないような形で、今、止めていると思うのですが、例えばキャンプの利用者であったり、というのは、結構荷物も多く持ってくる方たちもおりますので、上のところから、あの斜めのスロープをずっと持っておりというよりも、荷物の搬入時期には、車を入れて利用させるであるとか、有料で利用される方には、ある程度、それなりの優遇なところもすべきであろうと思うのですが、このことについてお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の質問にお答えをいたします。

今、様々御質問がございました。キャンプエリアに車の乗り入れができるようにしてはどうかというお話もあつたかと思っております。

あそこの外周道路は、今、寺田議員もおっし

やられましたように、本年の3月末に市道を廃止して、外周道路という形での管理道となっております。あちらにつきましては、今回のこの再整備におきまして、道路に面する形で乳幼児の遊具エリアを、今回新たに設置をしております。

そこで、利用される方々の安全を確保するために、車両の通行を禁止とさせていただいております。

そしてまた、キャンプエリアにつきましては、確かに今、現状、指定管理者主導で区画分けはされてはおりますが、予約がない場合には、あそこには立入制限を設けずに、広く一般の方々も憩える、またくつろげる場所とするために、現状、そういった区画分け、ゾーン分けといたしますか、そういったものを明確にはしていない状況でございます。

現在オープンして今日に至るまで、利用される方々の意見が様々上がってきております。そういった意見を、また今後も参考にしながら、よりよいキャンプエリアとなるように、努力してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

オープンしたばかりなので、いろいろと問題が出てくるというふうに思うんですよ。それをいかに早く解消していくか、スピード感を持ってやることによって、利用者がより使いやすいキャンプ場になってくるんじゃないかと思うんですが。

このサニーサイドパークについては、最後にしたいと思うんですが、今も言われています、有料エリアと無料エリアの区分けがはっきりしてない。

特に遊具っていうか、子供たちが遊ぶところ

が、入って左手のところにあるんですが、あそこについては、無料エリアということでもいいんだと思うんですが、有料エリア、特にテントサイトに行くのに、先ほど言った、上からの、一番こぶの上になったところのスロープを下りていく。

一番前に、モニュメントのあるスポットがあるわけですが、そのモニュメントがあるところは、無料エリアになっているってことを考えると、せっかく有料でテントを張って、くつろいでいる人たちの横を、無料エリアだからってということで、ワイワイガヤガヤ人が通るっていうのは、逆に有料の人たちにとっては、落ち着かないねっていうことになりかねないというふうに思うんですよ。

だから、先ほど言った外周道路の一部を利用して、テント等の搬入もするっていうことにしたらどうかっていうのを言わさしてもらったんですが。

やはり、ゾーン分けっていうのをしっかりしてないと、特に有料の人たちにとっては、ゆっくりとくつろげて、よいキャンプ場、キャンプサイトって言われるのではないかなというふうに思うんですが。その部分についての考え方をお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

現在、本施設には、一般のお客様が利用する有料エリアといたしまして、RVパークエリア、フリーキャンプエリア、デイキャンプエリアがございます。

そのうち、半島部分の緑地スペースにあるフリーキャンプエリア、デイキャンプエリアにつきましては、先ほども少し御紹介させていただきましたが、有料利用の予約がない場合は、立入制限を設けない運用とさせていただいております。

ます。

またフリーキャンプエリアにつきまして、隣接しているダルマタ日広場に、無料利用のお客様が入ってこられることもありますので、キャンプ利用者が休まれる夕方から翌朝までの間は、立て看板を設置して、キャンプ利用のお客様へ配慮いただくように、お知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。みんなが使ってよかったねっていう施設に、ぜひしていただきたいというふうに思います。

サニーサイドパークについては、以上で質問を終わりたいと思います。

次に、駅前の津波避難タワーについて、お聞きをいたします。

この避難タワーについては、市長の行政方針の説明のところで、平時は市民の皆様の憩いの場となる公園として利用できる施設として、整備をしたいというふうにお聞きをいたしました。

実際、そのように、遊具であったり、くつろげる場所がある。ロケーションもすごくよいので、市民からは利用が多くあるというふうに私も見て取れているわけですが。

1点、街中の公園には設置をしているんですが、この駅前公園にはトイレが設置されていません。

都市計画区域内にあるので、敷地の入口辺りまでは、多分、上下水道が敷設されているんだろうというふうに思うんですが、公園からトイレまで行くと行ったら、駅が一番近いのかなというふうにも思うんですが、例えば駅まで子供を連れて行くというと、相当時間かかって、なかなか大変なことになるんじゃないかというふうに思うのですが、この駅前の避難タワーに公衆トイレを設置することについて、お聞きをし

たいと思います。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、寺田議員の一般質問にお答えします。

津波避難タワーがある駅前公園は、昨年7月の完成以降、多くの市民に利用され、特に休日には家族連れや子供たちで賑わっております。

公園のトイレにつきましては、設置により訪れた方が快適に滞在することができ、利便性の向上につながりますが、市が管理する公園のトイレにおきましては、これまで落書きや電球、ドアの破壊、トイレトペーパーへの放火など多くの被害を受けており、特に夜間の管理が難しい施設でもあります。

駅前公園のトイレにつきましては、設置費に加え、清潔に維持するための管理費や管理体制に課題があり、近くに利用できる宿毛駅のトイレもあることから、すぐに設置とは考えておりませんが、利用状況やニーズを把握する中で、設置場所や規模、管理面の課題、近隣住民への配慮を踏まえ総合的に考えてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 今、課長の説明では、落書きであったり、いたづらをされるのが想定されるので、設置しなかったというふうに聞こえたんですが、本末転倒で、何のために設置するか。利用者のために設置するのであって、いたづらが想定されるので設置しないっていうことは、理由にはならない。

利用してくれる方が、安心してそこで施設を利用できるように、設置をすべきだろうというふうに、私は思いますし、例えば、片島の手前というか、鷺洲の近くにある海風公園の公衆トイレも、一時期、落書きであったり、いたづらがありましたよね。

高校生が清掃活動したり、中学生もだったか

な。そういうことで市民にアピールをして、今はほとんど、落書き、いたずらはないんじゃないかというふうに思っています。

やはり地域に対して、人に対して、そういういたずらはしたらいかんよねっていうこともアピールできるような、管理の仕方ができるんじゃないか。

例えば、地域の人たちと一緒に、1か月、2か月に1回、一緒に清掃活動をするであるとか、いろんな形でできると思うんですよ。

それを最初から、できない理由を先にあげてくるっていうのは、市のやり方としてはおかしいと思うんですが、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

寺田議員おっしゃるとおりで、そういったことが起こらないように、しっかりと啓発、そして日頃のいろんな形での、そういった方々というといけませんけれども。

例えば、学生とかも巻き込んだ中でのそういった清掃活動であるとか、今おっしゃられた海風公園は、地元の片島中学校の生徒の方々が、逆にそういうことをしないようにという、啓発のポスターなんかを作って貼ってくれたりとか。

それから行政としては、ここは余りいいことではないかもしれませんが、放火もありましたので、監視カメラも設置をさせていただいているところがございます。

担当課としては、そういうことも踏まえる中で、管理費が増大しているということをお伝えしたかったということでの、答弁になっておりますが。

実は、あそこの避難タワーにつきましては、同時に2棟建てようということで、寺田議員も御承知のように、非常に今、材料とかなんかも

高騰してまして、それぞれ金額違いますが、1棟4億ぐらいかかるという形の中で、非常に高価なものになっております。

そういった形の中で当初は、どちらにもトイレは計画をしておりませんでした。そういった形の中で、ぜひ地元の方々、そして市民の方々の憩いの場になるようにということで、そういった集まれるようなところをつくるということで、実はトイレについても、検討を内部でさせていただきました。

それで、結果的に、既存市街地のほうの旧武道館跡に建てたところには、トイレを設置しています。

この理由については、あそこは地域住民、お年寄りの方々の憩いの場にしようということで、なかなか歩いての移動、体の不自由な方も来られるだろうということで、あそこの場合も梓公園にトイレはあるんですが、あそこまでの移動っていうのは、お年寄りの方はそれぞれの身体的な、いろんな衰えであるとか、そういった面で、トイレが近くないと、なかなかゆっくり休めないだろうということで、駅前につきましては、答弁にありましたように、駅が何とか行ける距離だろうということで、させていただきました。

ただ、実は、自分たちとしてもトイレが欲しいといった思いはありました。

それから、先ほど来、トイレいろいろ出てきていますが、トイレ自体が、今、非常にクオリティの高いものになっていまして、非常に設置金額、整備金額も高くなっています。

以前、笹平のキャンプ場のときに、執行部から、男女一緒のトイレを提案させていただいて、議会のほうからの御意見をいただく中で、男女を分けるトイレにさせていただいた、そういったことも記憶に新しいと思いますが、トイレを設置するというと、本当に高くて、そしてその

後、管理費が当然、どういった管理にするのかも含めて、管理費もかかってくるということで、トイレを宿毛市内に増やしていくということは、自分の政策としてはやっていきたい。

例えば、旧市庁舎。もう外のトイレが非常に汚くて、これも議員の皆様方の御理解をいただいて、あそこもトイレ改修して、今、きれいなトイレになった。あそこは、旧庁舎の中にあるのですけれども、外から入れるトイレを整備をさせていただいた。

できるだけ多くのトイレの整備をこれからも進めていきたいと思いますが、ここについては、そういった理由で、まずは様子を見ようということになっております。

ただ、つくらないという話じゃなくて、そういった声に真摯に耳を傾けながら、今後、優先的に必要なところからトイレ改修・整備をしていきたいということでございます。

正直な話を申しますと、一番には財政的な課題があって、現状になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長自ら答弁していただき、ありがとうございます。

財政的な部分もあるということで、よく理解はできるんですが、逆に、駅前の避難タワーの周辺というのは、駐車スペースもありますし、小さなお子さんを連れておじいちゃんおばあちゃんが、時間を取って遊ばせたりとかいうこともありますので、ぜひ近くに、梓公園へ街のところから行くよりも、駅の方が遠いですよ。車の交通量も多いですしね。

安全面を考えると、大きな道路を渡っていかないといけないというのは、ちょっと危険かなというふうにも思いますので、ぜひ、これからの中で、整備に向けた取り組みをしていただき

たいというふうに思います。これについては、もう答弁は求めません。

次に、スポーツの振興と現状についてということで、質問をさせていただきます。

まずは、宿毛市内の体育施設。昨年度から、NPOの体育協会の方に全部指定管理として委託をしておりますが、この1年余りが経過をいたしました。体育施設の利用状況はどのようになっているのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、寺田議員の一般質問にお答えします。

指定管理者として、NPO法人宿毛市体育協会に管理を委託している施設といたしましては、宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市高砂グラウンド、宿毛市和田体育館となっております。

昨年度における利用者の延べ人数につきましては、10万1,887人であり、令和3年度と同施設利用者数は、延べ11万944人となっております。

なお、この利用者数には、スポーツ観戦や応援などの来場者数は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 若干減っているというふうな感じでお聞きをいたしました。

コロナであるとか、ここ数年はいろいろな、大きな大会も開けないときもありましたし、利用者数の数っていうのが、変動はどんなときでもあるものなので、それは許容範囲だろうというふうに思いますが。

市の職員が直接管理していたときと、現在とで、何か変わったところがあるんじゃないか、課題があるんじゃないかというふうにも思うん

ですが、市として、どのようなところを考えているか、課題として挙げているのかなっていうふうにも思うんですが、課題についてお聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

宿毛市の社会体育施設の課題についての御質問でございます。

宿毛市といたしましては、宿毛市体育協会に適正に施設の貸し出し及び維持管理を行っていただいていると、認識はしております。

指定管理者とは、定期的に様々な問題について情報交換を行っておりますが、課題として多く挙がるのは、施設の老朽化についてでございます。

軽微な施設修繕として、50万円以下の修繕は、指定管理者により適正に行っていただいておりますが、50万円を超える修繕につきましては宿毛市が行う必要があります、予算の関係などにより、すぐには対応できないという場合がございます。

指定管理者の管理を任された施設を、完璧な状態で利用者に貸し出したいという思いに対して、今後も老朽化が進み、利用者の利便性向上に直結する施設整備について、宿毛市がどのように対応していくかが課題であると考えております。

なお、利用者からの要望等の課題についても、指定管理者とその都度協議を行い、利用者にとって、よりよい施設となるよう、指定管理者と宿毛市が一緒になって、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。課題として施設の老朽化というところを言

われましたので、一昨日、小谷議員の質問の中でも床面の話が出ておりました。

私、これまで、芳奈の宿毛市総合運動公園の施設の老朽化、破損の部分についても、一般質問等でも何回か行ったことがあるのですが、例えば、メインアリーナ、サブアリーナもちょっととなっているんですが、壁の破損、かなりなところが陥没をして割れています。

壁自体が体育館には珍しいと思うのですが、石膏ボードに木質の表面を張ったような体育館になっています。やっぱり石膏ボードなんで衝撃に、弱いんですね。何か所もへこんでいるのが見てとれます。

何が原因なのかは私は言いませんが、なかなか普通の力でやっても、そんなに陥没するものではないというふうにも思います。

あと、裏の廊下、管理用の廊下の壁、特に上の方がもうクロスがはげてしまっているというところもありますし、いろんなところに、20年余りたつので老朽化が見えてきた。

特に、今年はフットサルの大会も開かれるというふうに聞いておりますが、この宿毛市の体育館、幡多郡で多分、フットサルを認めているのは宿毛市の体育館だけなんですよね。

宿毛市の芳奈の総合運動公園のメインアリーナしか、多分認めてないと思うんですが。

先ほど申しましたように、石膏ボードの壁っていうのは、多分、フットサルの練習なり試合の使用に耐えられるようなものではないんじゃないかというふうに、私は思います。

先ほど課長の答弁の中で、これからの改修部分についても、指定管理者と話し合っていかなければいけないというふうに答弁がありましたので、あえてここで言うておきますが、もしこのまま、そういう競技も使用していくことであれば、それに耐え得る施設に改修をしなければいけないというふうに思うんですが、こ

のことについて、執行部のお考えをお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

施設の利用者が、施設や備品を損傷させた場合は、速やかに指定管理者に報告を求めています。

また、利用者が退去後に損傷が発覚した場合には、管理者から利用者、利用団体に対して連絡を行い、報告をさせております。

修繕や原状回復にかかった費用につきましては、適宜利用者、利用団体に対して、指定管理者から請求をしているという現状がございます。

議員御指摘のとおり、壁などに損傷があった場合には、その都度、整備、修繕費用を請求しておりますという現状を御報告させていただきます。

併せて、施設の老朽化及び耐久性を強化するという点につきましては、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 今後ということで、話し合いをしていきたいということですが、壁を全部やりかえるっていったら、相当な金額になる。

特に、普通にいわれる木で壁を整備し直すということになると、相当、金額が上がってくるんだろうというふうに思うのです。

それも分かりますので。それと、現在損傷しているのは、今、課長の言われた、破損した人が言ってきて、その人たちに補修をしてもらってるっていう以前にできたものばかりだというふうに思うんですよ。

かなり以前からありましたので。それはなかなか、誰に請求するかということもわかりませ

るので、それをあえて請求せよとは言えませんが、そういう施設なので、使う方たちにも、大事に使ってくださいよということは、しっかりと伝えていただきたいと思います。

これについて、もうこれ以上、答弁は求めませんので、これからも適切な使用、適切な管理をお願いしたいと思います。

次に、マウンテンバイクのコースについて、お聞きをいたします。

昨年度、また予算をちょっとつけて、4コース増やして、全部で5コースになっただろうと思うのですが、マウンテンバイクのコースの現在の利用状況について、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースには、5つのコースがございまして、令和2年度、令和3年度に、それぞれ1コースが完成、残りの3つのコースは、昨年度末に完成しております。

利用状況につきましては、産業祭や宿毛サイクルフェスティバルなどのイベントでの利用も含めると、令和2年度は224名、令和3年度は55名、令和4年度は141名、今年度は、6月25日までに32名が利用しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

マウンテンバイクという乗り物なので、みんなが持っているものではないというふうにも思いますし、それもコースを乗るといっては、ある程度、初心者もできるかもしれませんが、人口的には少ないんだろうというふうに思いますので、利用が少ないのは、ある程度は予想してたんですが、非常に少ないですね。

このコースについて、現在どのような維持管理を行っているのかをお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースの維持管理につきましては、週に一度の目視による点検と大雨などの際、その後の点検を実施し、破損があれば市へ報告するという業務を宿毛市体育協会に委託をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

週に1回は、目視によって管理しているということですので、大きく破損、損傷があるということは、ないのだろうというふうに思いますが。

このコースの中には、最初に整備した1キロ余りのコースは、以前、遊歩道として整備をしたコースだというふうに思います。

この遊歩道、地元の方たちが、たまに行って歩いているというふうにも聞いております。このコースについてですが、マウンテンバイクが、例えば走っているときに、中に歩いている人がいれば、非常に危険であるというふうに思うのですが、この危険回避に向けた取組、どのように行っているのかをお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

マウンテンバイクコースの遊歩道を兼ねたコースの使用につきましては、歩行者の方も利用していただいているというふうに認識しております。そのため、コース内に注意喚起の看板の設置をしたり、あとは、歩行者の方にも気づいていただけるよう、自転車には常時音が出るべ

ルをお貸しし、必ず装着をしていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） マウンテンバイクの方に、鈴などをつけてお願いをしているということですので、多分、遊歩道を歩きに来た方は、そのまま事務所にも声をかけずに入る方がおられると思いますので、入口にはしっかりと、そのあたりの告知文なりを設置していただければと思いますし、できれば事務所内に、歩きますというぐらいの話があれば、一番管理しやすいのかなというふうにも思いますので、そのあたりの対応を、またお願いをしたいと思いますが。

例えば、これあってはいけないのですが、事故があった場合、やはり自転車ってというのは、重大な事故を起こす場合もありますので、事故が起こった場合に、大変なことになりはしないか。

当然、設置者は宿毛市なので、宿毛市に責任を問われることもあるのではないかとこのように思いますが、この事故に対しての対応を、どのように考えておりますか。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースにつきましては、まず利用者の登録の際に、自転車保険に加入しているか確認をさせていただき、保険の加入を推奨しております。

コースにつきましては、入口のコースマップには注意ポイントなどを表示し、現地にも注意看板を設置しております。

また、危険と思われる箇所には、転落防止のネットを設置し、注意喚起をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 注意喚起のネットも張っているということで、このことも聞こうと思っていましたので。

私も、何回か歩いて回って見たことがあるんですが、どこかからもらってきた、あれは多分、漁網の類じゃないかなって言うふうにも思うんですが、張られている。

危険防止のために張るということは、大事なことだとは思いますが、やはり遊歩道であったりすることを考えると、景色も見て歩く人もいます。余り、言い方は悪いですが、ぼろ雑巾をぶら下げたようなコースは、見てくれが悪いのではないかなというふうにも思うのです。

それと皆さんも、運動公園の入口を通るときに見えると思うんですが、入口の右側に、オレンジの網が10メートルほどですかね、張っています。張られています。

最初は何が張ってあるのか。イノシシでも出てくるのかな、鹿でも出てくるのかなって思っていたら、一番マウンテンバイクのショートコースの出口であるとお聞きをいたしました。

景観にもある程度配慮した形で、整備をすべきだろうというふうに、私は思うんですが。

例えば道路側から見たら緑のネットが張っている、内側がオレンジでもいいんですよ。

ただ、景観に配慮したネットの張り方というのは、あるんじゃないかなというふうに思うんですが、このネットの張り方について、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

マウンテンバイクコースのコンセプトといたしまして、持続可能なコース整備という観点から、漁網などを再利用し、安全対策を行っております。

また、総合運動公園の入口付近に張ってある

ネットにつきましては、利用者と隣接する道路を走る運転者に対し、コースがあることを認識してもらうための視認性の高いオレンジ色のネットを張り、注意喚起をしているものでございます。

御指摘の景観につきましては、改善の余地があると認識しておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 今から検討の余地があるということですので、ぜひ皆さんが、よいコースになったねと言われるようなコース設定をお願いしたいと思います。

次の項目に移ります。

スポーツ推進委員について、お聞きをいたします。

宿毛市内に、今、10名、教育長名で委嘱をしていると認識をしておりますが、宿毛市内での位置づけについて、また、現在のスポーツ推進委員の活動について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

スポーツ推進委員につきましては、国の定めるスポーツ基本法第32条の規定に基づき、宿毛市スポーツ推進委員に関する規則を定め、現在10名の方に委嘱をさせていただいております。

規則で規定される職務といたしましては、次の6点となります。

1つ目としては、住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。

2つ目が、住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

3つ目が、学校、公民館等の教育機関、その

他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し協力すること。

4つ目が、スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事、または事業に関し、求めに応じ協力すること。

5つ目が、住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。

6つ目が、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこととなっており、現在の活動状況につきましては、子供会やデイサービスなどからの派遣依頼に応じて、各種スポーツの指導を行っていただいたり、先日も委員が自発的にスポーツ体験会を開催していただくなど、住民のスポーツ活動推進の一翼を担っていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

今、課長の答弁の中に、市内で行われる各種スポーツイベントに対しても、協力を願うと言っていたと思うのですが、現在、宿毛市で行われるスポーツイベント等に、スポーツ推進委員を招聘依頼したことがありますか。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛マラソン等の際に、情報提供は行っているとは思いますが、委員の皆様全員に参加の招聘を現状では行っていないと認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） しようとするのとやっτέρことが、全然マッチしていませんよね。

教育長名で委嘱をし、宿毛市内のスポーツの推進、また普及に、住民の方をお願いをしてい

るのに、一番大事な宿毛市の大きなスポーツイベントに声もかけないっていうのはどうなのか。

出れる、出られないは別として、やはり皆さんに、お願いをすべきだろうと思うし、私の記憶では、3年近く会議も開いていないというふうにも思っていますが、年に一度ぐらいの総会というか、皆さんを集めた会ぐらいは開いて、宿毛市のスポーツ、今年はどういうスポーツがあります。このことについては、スポーツ推進委員の皆様にも御協力を願いたいということと話をしていくというのが、本来の姿ではないかというふうに思うんですが、このことについて、答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 寺田議員の御質問にお答えいたします。

議員、先ほど御指摘のとおり、スポーツ推進委員の総会につきましては、令和元年度から開かれておりませんので、今後につきましては、早急に総会の開催を含めて、スポーツ推進委員の皆様と、そして住民のスポーツ活動やイベント等への関わり方、今後の方向性等について、協議をしていきたいと考えております。

議員もスポーツ推進委員として御活躍をいただいておりますので、ぜひ、今後とも御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 教育長、ありがとうございました。

そのように、あえて自分から言いはしなかったんですが、スポーツ推進委員、昔の体育指導員の時代から、もう30年近くこの団体に関わってきていますので。

中には、何もしないので、私たちはもう委嘱を受ける意味がないということで、体育指導員

を辞められた方もいっぱいいるんですよ。

だから、市として委嘱をする限りは、しっかりと話し合いを持つ場ぐらいは持たないと、何のために存在しているのかっていうのは、委員の皆さんには伝わりませんので、ぜひその部分は、よろしく願いをいたします。

今、教育長が、早急に総会も開いていきたいという答弁いただきましたので、これ以上のことは、このことについてはお聞きをいたしません。

スポーツの振興について、一番最後の質問になるのですが、陸上競技場の3種公認についてをお聞きをいたしたいと思います。

先日、高知新聞にも出ておりましたが、この3種公認に向けて、現在の状況について、もう一度整理をしたいと思いますので、お返事を願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市総合運動公園内の陸上競技場に関する公認につきまして、本年3月からの経過、そして今後について、御説明をまずさせていただきますと思います。

宿毛市総合運動公園内の陸上競技場に関する公認につきまして、本年3月からでございますが、令和5年3月の高知県議会におきまして、加藤県議の一般質問に対する知事答弁におきまして、県としては、宿毛市陸上競技場改修、または土佐西南大規模公園改修で検討中であり、4月中には、その方針を決定したいとの発言があったところでございました。

その後、高知県をはじめ、幡多5市町村及び関係団体と様々な協議を行う中で、宿毛市としては、県西部に3種公認競技場が必要であり、宿毛市が主体となって取り組むのではなく、県主導のもと、広域で取り組んでいただきたい、

との姿勢をとってまいったところでございました。

今月に入りまして、県文化生活スポーツ部の部長をはじめ、幡多郡内の首長、幡多陸協の関係者との協議を行いまして、3種公認に係る改修費用は、県が50%、宿毛市が25%、宿毛市以外の幡多5市町村で残りの25%を負担する案で合意がなされました。

また、3種公認に係るランニングコストにつきましても、同様の負担割合で合意がなされたところでございます。

今後の予定といたしましては、9月議会におきまして、設計費に関する補正予算計上を行うべく、各関係機関と現在協議を進めている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 現在の状況について、お聞かせをいただきました。

新聞報道で見えますと、改修について失効後1年程度で終わらせたいということで、1年間ぐら公認が切れるような状態になるというふうに読み取れるわけですが。

これ以前、答弁であったかどうかわかりませんが、1年以内であれば、改修が間に合えば、3種公認継続でいけるといふふうにも聞いておりますが、それで間違いありませんか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、答弁をさせていただきます。

考え方としては、そういうことになろうかというふうに思っております。

ただ、今年の12月で3種公認切れますので、切れた後は、そこは公認記録とはなりませんので。

ただ、継続での公認申請ができるというふうに御理解していただければ、よろしいかと思

ます。

切れた期間については、公認記録は残らないといった形になろうかというふうに思っております。

また、1年間、要するに12月に切れますので、次の年の12月までに何とか工事を完成して、更新の形での認可をいただきたいということでございますが、これについては、あくまでも希望という形で、それに向けて頑張っていくとか、進めていくというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 1年を目標に、やっていきたいということですので。

それと最後のほうに、公認が切れた間、例えば高知市であったり、公認の記録を取れる大会に出る場合の移動費であったりというのを市として補助していくとか、利用者にできるだけ負担をかけない形でしていきたいというふうにも話しておりますが、このことについて、もう少し詳しく、できればお願いしたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これにつきましては、これからの検討ということでございますが、幡多陸協のほうに、12月に公認記録が取れなくなった後に、子供たちが公認記録が必要だということで、春野になるのかなというふうには想定はしておりますが、高知のほう、また市外に遠征といいますか、そちらのほうに出向くときの移動の交通費についての話であります。

陸協のほうに、どういった影響があるのか、現在、問い合わせをしているところでございまして、幡多陸協のほうからも、一定のお答えを

いただけるものだと思っております。

その状況を見ながら、できましたら個別に、例えば保護者の方々が連れて行く場合の補助というのは、非常に難しいとは思いますが、1つの団体として、例えばマイクロバスであるとか、そういったもので移動するとかということになろうかと想定もしていますので、そういった場合におきましては、公費での一定の負担というものは行っていきたい、そのような考え方を示したものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） できるだけ、特に陸上関係の皆さんに負担のかからない形をとっていただければと思うんですが。

最後に3種公認に関して、3種公認に係る備品についても、県、また5市町村の協力が願えるというふうに、先ほど、市長の答弁がありましたが、例えば、陸上競技場の写真判定機、相当金額が高いというふうにも思っていますがこれも3種公認には、多分、必要な部分である。

こういう大きな機材についても、県、また市町村の協力が願えるということで、よろしいですか。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

3種公認に必要な備品につきましても、今後県並びに幡多5市町村の中で、協議を行っていく必要があると考えておりますが、議員がおっしゃられた写真判定機につきましても、3種公認に必要な備品となりますので、県並びに各市町村から同じ割合の負担をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

した。

1日も早く3種公認を取れるコースが再開できるように、願っております。

最後に、宿毛市の業務執行体制ということで、通告をさせていただきましたが、市民から、夜遅くまで市役所、電気がついているね。残業してるんだろかね、ということで話を聞きました。実際、長い時間、時間外労働してる方がいるようですが、現在の職員の時間外労働の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

職員の時間外ということでございますが、現在ということですのでけれども、集計上は、令和4年度になっております。令和4年度の実績についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず時間数ですが、職員1人当たりにつきましては、年平均130時間、月平均にいたしますと、10.8時間程度となっております。

なお、月100時間を超える時間外勤務を行った職員は9名おります。

この時間外となっております主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策用務や、庁舎移転用務、選挙用務などの業務によるものとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 1人、平均すると10時間ぐらいということですか。それだけ聞くと大したことないねというふうにも思うんですが、私も市役所の中を見ていると、それだけではないのかな。

特に行政改革で、自分が議員になった時分から言えば、100人以上ぐらいの職員数は減っている。行政改革等デジタル化によって、パソ

コンを導入したりとかってということで、業務の簡素化が図れるということもあるかもしれませんが、逆に、いろいろな業務が増えてきているのではないかっていうふうにも思うんですよ。

業務をこなしていくのに、大変な職員がいるのかな。

一部の人間に、しわ寄せがいたりしているんじゃないかなっていうふうにも思うんですが、今までの市長も、いろいろな行革の中で、課を統合したり、分割したりということを繰り返して、今の形態になっているというふうにも思うんですが。

人数が少ないわりに、課の数がそんなに減ってないということは、1つの課に在籍する職員の数は、基本的に減っているんだというふうにも思うんですよ。

その中で、業務というのは、そんなに減っていない、逆に増えている。国からの移管業務、県からの移管業務もありますし、特にここ数年は、コロナ対応であったり、マイナンバーカードであったりっていう、新たな業務も入ってきているってことを考えると、職員が非常に疲れてきているのではないかっていうふうに思います。

これ、できるだけ、すぐにはできるとは思いませんが、機構改革というのをした上で、職員を育てることもできるような組織っていうのを作るべきではないか。

ある程度、各職員が余裕が持てる労働環境を作っていくことが必要ではないかというふうに思いますが、そのことについて、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

いろんな形で、DXということで、過去にはそういった、いろんな変革期を迎えながら、職

員の数を極端に落とさないといけないという政策といいますか、国からの指導のもとでやってきたということも存じていますし、またそういった形の中で、新たな取り組みをしながら、職員の負担を抑制していこうということで、現在、取組を進めているところでございまして、いろいろな大きな変革期というのは、近づいてきているのかなというふうには感じているところでございます。

そういった形の中で、ほかの類似自治体も参考にさせていただきながら、自分たちも、どういう形が一番ふさわしいのか、しっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

また、今、情報化の社会の中で、正しい情報も、そして誤った情報も含めて、情報というのが周りに溢れています。

そういった形の中で、非常に職員と市民の方々も、顔が見えないというお話は聞きますが、ある意味で情報が行き交っているところもありまして、いろいろな時間的拘束だけじゃなくて、精神的にも、いろんな部分で負担がかかっているっていうのも見えてきているところでもございます。

そういった負担に対するケアも含めて、しっかりと取組をしながら、機構改革を考えていきたいと思っているところでございます。

議員おっしゃるとおりで、そういった変革期に来ているんだなというのは、肌で感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） いろいろと答弁ありがとうございました。

最後に聞かせていただいた機構改革については、職員が市民に接するときに、今よりも、より笑顔で接することができるような市庁舎体制をとっていただきたいということが、私の質問

の趣旨ですので、ぜひこれからも、笑顔あふれる宿毛市役所に取り組むようお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（川村三千代君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。通告に従いまして、質疑を進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

私が今回、質疑に取り上げます項目は、全部で4項目です。

まず、議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、事項別明細書より3項目。

まず1項目めが、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、18節負担金補助及び交付金、旅客不定期航路事業費補助金190万2,000円について、事業の内容、目的の説明をお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、17目離島振興費、18節負担金補助及び交付金、旅客

不定期航路事業費補助金190万2,000円について、御説明いたします。

本事業は、沖の島と片島間を運航する旅客不定期航路事業、いわゆるチャーター船ですね。このチャーター船を営む11事業者に対しまして、海上運送法の改正に伴い、新たに生じる費用負担の軽減を図るため、補助金による財政支援を行おうとするものでございます。

海上運送法の改正は、昨年4月、北海道知床半島でKAZUI（カズワン）が沈没した事故を受け、再発防止に向け、国土交通省により進められている安全対策に関わる内容となっております。費用が伴うものとしましては、これまでなかった毎年の上架検査。この上架というのが、船舶用語で、釣り上げて船体を水から出すということで、要は陸上に上げて、船艇とかの保守を行うといった言葉になります。

この毎年の上架検査、それと自動拡散消火器の設置など、これらが求められるようになっております。

安全対策の向上は望ましいものではありませんが、コロナ禍に加え、ウクライナ危機に端を発した燃料高騰により、厳しい経営状況が続いている中で、新たな追加負担であり、国の支援を求める声も上がっております。

旅客不定期航路事業者の皆様には、本市が運航する市営定期船とともに、チャーター運航で、沖の島片島間の移動手段を支えていただいておりますが、燃料高騰や原材料費の高騰により、経営状況は非常に厳しいとの声をいただいております。

そういった中、本市として財政支援が必要と判断し、この補助金の制度を行おうとするものでございます。

補助対象といたしましては、先ほど説明しました検査時の上架費用及び自動拡散消火器等の設置費用について、補助しようとするものでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

この渡船事業者への補助金になるわけですが、1回の補助の限度額は、決まっているのでしょうか。お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、再質疑にお答えいたします。

それぞれ、上架費用及びこの自動拡散消火器につきましては、参考見積もりをとっております。大体その金額、めどはありますけれども、一定上限を決めた中で、その上限内では、10分の10の補助率で出したいというふうにする予定でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 上架検査、いわゆるドックのときのことだと思うのですが、消火器の更新のときの補助ということですので、渡船事業者にとっては、大変ありがたい補助となると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2項目めは、15ページ、第4款衛生費、第4項上水道費、2目水道費、27節繰出金、水道事業会計繰出金（水道基本料金等無償化事業）8,161万4,000円についてであります。

野々下議員の一般質問の中でも、関連の御説明がありました。わかりやすいように御説明をお願いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 堀議員の議案質疑にお答えします。

新型コロナウイルスの感染状況等に起因する物価高騰の影響を受けた生活者や、官公庁を除

く事業者を支援するため、水道料金のうち、定額部分である基本料金及び量水器の使用料の減免を行うこととするためのシステム改修費、49万5,000円と、減免に伴う水道事業会計の収入の減額相当分、8,111万9,000円を合わせた、合計額8,161万4,000円を一般会計から繰出しし、水道事業会計に繰り入れするものです。

なお、一般会計から繰り出しを行う8,161万4,000円については、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用することとしています。

減額相当分8,111万9,000円につきましては、令和5年4月1日現在の上水道、簡易水道施設の利用者のうち、官公庁施設を除いた1万414件に対し、令和5年9月請求分から令和6年3月請求分までの7か月分の水道料金の基本料金及び量水器使用料の減免を行った際の減免総額となります。

なお、各家庭の減免額につきましては、昨日の野々下議員の一般質問への答弁と重複いたしますが、各家庭の減免額については、水道管の大きさにより料金が異なりますが、例として、代表的な口径となる直径13ミリのものについて、月当たりの使用水量、10立方メートルまでの基本料金957円に、量水器使用料110円を加え、それぞれ消費税を含んだ金額で1か月当たり定額分、1,067円の減免となります。

減免につきましては、7か月を想定しますので、この例の口径13ミリの場合は、7か月で7,469円の減免となります。

なお、月々の使用量が10立方メートルまでの方については、その月の水道料金は減免によりゼロ円となります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 令和5年9月から令和6年3月までの水道料金が減額されるという理解で、私は思っておりますので、了解いたしました。

続いて、3項目めは、17ページ、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、27節繰出金、定期船事業特別会計繰出金、JRTT共有船舶使用料105万1,000円についてであります。

土木費、道路橋りょう費ということで、土木関係の事業費かと思っておりましたが、定期船の特別会計への繰出金ということで、少し理解できないところもありますので、詳しい御説明をお願いします。

また、JRTTの共有船舶使用料についての説明も、合わせてお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、17ページ。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、27節繰出金、定期船事業特別会計繰出金、105万1,000円についてでございますが、議員からもありましたが、繰出先の定期船事業特別会計補正予算にて、説明させていただきます。

議案第14号別冊、令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算（第1号）、8ページになります。

第1款事業費、第1項事業費、1目運航費、13節使用料及び賃借料、JRTT共有船舶使用料、これに105万1,000円繰り出したものでございます。

まずJRTTとは、国土交通省が所管する独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構、通称でJRTT鉄道運輸機構の略称でございます。

平成15年に日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が、統合して設立された独立行政法人でございます。

J R T Tは、鉄道の建設や、それと鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための支援を行っておりまして、主に、新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付や、船舶の共有建造、地域公共交通への出資等、また、鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付などの事業を実施している法人であります。

新船の定期船おきのしまにつきましては、このJ R T Tとの船舶共有建造方式により、建造いたしました。

本市50%、J R T Tが50%、それぞれ半分ずつの持分となっております。

建造費にかかる支払いに関しましては、本市とJ R T Tが、それぞれの持ち分である50%ずつを造船会社に支払いをしております。

J R T Tが支払いをしております50%の建造費につきまして、旅客船共有契約に基づきまして、元金均等割賦弁済方法により算出された金額を、共有期間であります9年間、使用料といたしまして、J R T Tへ弁済することとなり、この共有期間満了後は、J R T Tの持分を、残存価額の支払いをして、本市が譲渡を受けるということになっています。

こういった仕組みの中で、本年度から、この割賦弁済として、使用料の支払いをしていきますが、今回の補正につきましては、建造費が確定したことに伴って、その使用料が増額となりましたので、予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 詳しい御説明、ありがとうございました。

次に、最後の質疑は、議案第15号別冊、令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の中の8ページ。

第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、3目建設事業費、14節工事請負費、ストックマネジメント工事費1,979万円であります。

まず私には、ストックマネジメントというのがわかりかねますので、その御説明と事業の内容の御説明を、よろしくお願ひします。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、堀議員の議案質疑にお答えします。

議案第15号別冊、令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、8ページ。

第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、3目建設事業費、14節工事請負費、ストックマネジメント工事費、1,979万円について、ストックマネジメントという言葉と、予算についての御説明を行います。

まず、ストックマネジメントという言葉についてですが、ストックマネジメントとは、耐用年数や設備の重要度など、リスク評価判定を行い、それに基づき定めた優先順位に従いながら、中長期的な視点で、施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

従前の長寿命化計画は、どちらかというと、施設個々の耐用年数の延伸といった面に特化した計画となりますが、下水道ストックマネジメント計画は、施設ごとの部分的で、短期的な長寿命化ではなく、下水道施設全体の点検調査結果に基づき、施設の更新等に関する対策の内容や、対策の時期など、中長期的に定めたものであり、本市の下水道事業においても、令和元年度に計画を策定しております。

なお、宿毛市下水道事業特別会計におけるストックマネジメント工事は、社会資本整備総合交付金事業を財源とし、計画的に施工する公共

下水道施設の更新・改良等の工事としております。

予算についてですが、1,979万円のうち1,719万円につきましては、当初予算でも計上しています山手幹線管渠改良工事に係る補正となります。

山手幹線管渠改良工事につきましては、国道56号バイパスが隣接する部分の工事となりますので、国交省中村河川国道事務所と協議を行う中で、設計を進めてまいりましたが、現道交通に影響を及ぼさない工法等での施工を求められました。

本工事については、マンホール及び推進工法での管渠の施工等を行うため、3メートルを超える掘削深さが必要となり、施工時の土砂の崩落を防ぐため、鋼矢板の施工を行うこととなります。

当初は、マンホール等を設置した後、土砂等で埋め戻しを行うのと合わせ、最終的には、矢板を引き抜くため、矢板をリース計上とする想定としていましたが、国道への影響を最小限にするため、国道側の矢板を地中に残したまま完了することとし、矢板を購入することに変更するため、工事費が増額となり補正を行うものです。

また、1,979万円のうち260万円につきましては、長田町地区において、下水道マンホール蓋を早急に交換する必要性が生じたため、本工事費より流用を行った工事費について、補正を行うものです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 下水道施設を計画的かつ効率的に管理するというような御説明がありましたので、理解いたしました。

以上が、私の質疑でありました。

担当課長の皆さん、分かりやすい御説明、詳

しくありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 4番川村圭一です。今年の新人議員の中の5人の1人で、最後にこちらの方に立つことをいただきまして、ありがとうございます。

とてもとても緊張しておりますので、上手に話せるかどうか分かりませんが、一生懸命話させていただきますので、よろしく願いいたします。

通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

それでは、議案第13号別冊、令和5年度一般会計補正予算（第3号）から、4つの質問をさせていただきます。

第3款第1項3目17節の厨房機器購入費259万1,000円の内容について、どのようなものを購入するのか、教えていただけますか。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、4番川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、13ページ。

歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、17節備品購入費の厨房機器購入費259万1,000円の内容について、御説明いたします。

これは、市が保有する総合的な在宅サービスを提供する施設でございます宿毛市中央ダイケアセンターに、スチームコンベクションオーブンという主に焼き料理に使用する大型調理器具を購入する費用です。

中央ダイケアセンターの管理運営は、指定管理者制度により社会福祉法人宿毛福祉会が担っておりますが、双方で締結する協定の中で、50万円以上の修繕については、市が対応することとなっております。今回、既設のものが故

障により使用できなくなったことから、補正予算で対応しようとするものです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

続きまして、15ページなんですけれども、第5款第1項3目12節学生応援すくもふるさと便事業委託料471万円となっていますが、その内容について、お伺いできますか。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、4番、川村議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、15ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援すくもふるさと便事業委託料471万円について、御説明させていただきます。

まず、この事業の対象者につきましては、15歳から28歳までとしております。高等学校、大学、高等専門学校、大学院、専修学校、予備校等に所属していること。申請時点で、日本国内かつ、宿毛市以外に居住していること。本市に住民票を置いている、または置いていたことがあること。保護者等が宿毛市に住民票を置いていること等を、対象者の条件としております。

次に、471万円の積算根拠につきましては、まず令和5年度において、市外の高校へ進学した生徒、約50名に在学期間の3年間を乗じた150名程度と試算しております。また現在の高校3年生の約200名のうちで、大学、専門学校等への進学率を、高知県の統計調査より約6割と推計しています。在学期間を平均4年間として、480名としております。

合計で630人と想定しております。1件あたりの特産品5,500円相当分、送料約1,

000円、荷造り・配送等の作業に係る委託事業者の経費を15%として、対象人数に対し、試算したものが471万円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

続きまして、18ページになりますけれども、第9款第2項1目14節教室等改修工事費とあります。51万7,000円。その場所と内容をお伺いさせていただきますか。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、4番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、18ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、教室等改修工事費51万7,000円の場所と内容についての御質問でございます。

今回の補正予算は、大島小学校のトイレ排水改修工事を行うための費用となっております。

大島小学校のトイレ排水につきましては、以前より、稀に排水が詰まることございまして、その都度対応しておりましたが、今年度に入り、その回数が多くなってまいりました。

排水管内をカメラで撮影しましたところ、配管の途中から、水溜りが見えなくなることから、配管が途中で折れている、また外れていることが推察されましたので、トイレの手前の床を壊しまして、床下の配管の改修を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

た。

続きまして、19ページの第9款第3項1目14節教室等改修工事費、これも同じですけれども、こちらが600万円ということになっております。その場所と内容をお教え願えますか。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、4番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、19ページ。

第9款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、教室等改修工事費600万円の場所と内容についての御質問でございます。

今回の補正予算は、橋上中学校の体育館屋根改修工事を行うための費用となっております。橋上中学校の体育館の屋根は、老朽化によりまして、屋根材がさびて腐食が見られておりまして、雨漏りがしている状況となっております。

授業や学校行事などにも支障が出ておりますことから、これを解消するため、現在の屋根材の上に、さらに屋根材をかぶせるカバー工法という工法によりまして、改修を行う予定としているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。大変分かりやすい説明で、川村圭一の時間もたった10分で終わってしまいました。

9月のときには、また一生懸命、一般質問のほうで頑張らせていただきますので、今日はこれで終わらせていただきます。

失礼いたします。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、質疑を行わ

せていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第13号別冊、令和5年度一般会計補正予算（第3号）からであります。

まず、11ページ。

歳入ですが、第20款雑収入、第5項雑入、6目雑入、5節の商工費雑入、50万円の減額、また同じ項目にあります、教育費雑入の50万円増額。どちらもまんぷくライド参加料とありますが、何人の参加を想定しているのか、また組み替えた理由について、お示しを願いたいと思います。

また、同じまんぷくライドに関する予算といたしまして、歳出で、16ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料。

また、同じく19ページの第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、12節委託料として、207万3,000円ということで、これがまんぷくライド運営業務委託料とあります。組み替えの理由と、業務内容についてお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、14番、寺田議員の議案質疑にお答えします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算、11ページ。

第20款諸収入、第5項雑入、6目雑入、5節商工費雑入、まんぷくライド参加料50万円につきましては、全額を、7節教育費雑入へ組み替えをするものです。

こちらの50万円につきましては、100人の参加人数掛ける、1人当たり5,000円の参加費を想定しておりまして、合計で50万円としております。

また、これと関連します歳出につきましては、16ページ、第6款商工費、第1項商工費、5

目観光費、12節委託料、すくもまんぷくライド運営業務委託料207万3,000円につきましては、全額を19ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、12節委託料へ組み替えをするものです。

本イベントは、今回で3回目となりますが、新型コロナウイルスで影響を受けた市内事業者を応援し、コロナ禍でも開催できる自転車イベントとして企画をされております。

昨年の2回目からは、森林率84%を誇る、宿毛市の舗装されていない林道などもコースとして活用し、総延長約30キロメートルのすくもグラベルまんぷくプライドとして、イベントをさらに魅力的なものに組み立て直し、生涯学習課も協力し実施をいたしました。

今回、商工費から教育費への予算の組み替えを実施した理由につきましては、当イベントをさらに魅力的なものにするため、ジャパンサイクルリーグ高知県宿毛市ロードレースや、宿毛サイクルフェスティバルを所管している生涯学習課に、当サイクルイベントを集約し、実施をするという形のものであります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質疑を少しだけさせていただきますと思います。

ほかの自転車イベントを所管する生涯学習課に集約するということですが、これは商工観光課が関係しなくなるということではなくて、全庁体制でやるということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

今年度も引き続き、商工観光課と生涯学習課が連携して、事業を実施する予定としておりま

す。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長の掲げる、自転車を活用したまちづくりということの一環だというふうにも思っていますので、市民からも認識される、参加した人だけが満足する、また商品なりを提供したところだけが、やってよかったということではなくて、宿毛市民が、このイベントを、よいイベントだなということができるようなイベントにさせていただきたいと思えます。

次の質疑を行います。

次は、12ページの第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、17節備品購入費、非常に金額は少ない、1万2,000円という金額ではありますが、公印を新たに購入しようという予算が出ております。購入理由について、お示し願いたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、17節備品購入費の公印購入費として1万2,000円を計上させていただいている理由でございます。

今回、購入をさせていただこうとするものは、税務課の窓口において、各種証明書を発行する際に使用する証明用の公証印でございます。

現在、税務課の窓口で発行した各種証明書は、市長印の押印が必要なものにつきましては、市民課窓口へ移動していただいて、押印を行っております。

また、発行に関わる手数料につきましても、

市民課で徴収をしているところがございます。

利用する市民にとって、利便性を向上させるために、税務課において、押印から手数料の徴収まで行うことができるように、新たに公印を購入させていただくものです。

同時に、手数料徴収もさせていただきますので、併せてこの同12ページになりますけれども、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、17節備品購入費として、手数料を徴収するためのレジスター費として、6万3,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

市民にとって、また利用者にとって、非常に便利に簡素化できるということで、もっと早くやればよかったなというふうに、今、感じております。

続きまして、同じ12ページの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金の490万円。

コミュニティ助成事業というふうにあります。助成先、また内容について、お示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金490万円について、内容を御説明いたします。

本事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ社会貢献事業のコミュニティ助成事業を活用し、地域のコミュニ

ティ活動の充実強化を図るため、地域で行う事業や活動に必要な施設整備等に対し、250万円を上限に助成を行う制度となっております。

本年度につきましては、平野地区と貝塚地区が事業採択されますので、今議会におきまして、2地区分の助成金について、補正予算を計上させていただきました。

それぞれの地区の事業内容についてでございますが、平野地区は、地域の祭りで使用するみこしの整備事業として、事業費250万円を予定しております。

貝塚地区につきましては、放送施設の整備事業として、240万円の事業費を予定しております。

なお財源につきましては、全額が自治総合センターからの助成金という形となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） よくわかりました。

次に、同じページの第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節負担金補助及び交付金の190万2,000円という事業予算がありますが、この事業内容についてお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長寺田議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節負担金補助及び交付金の自主防災組織育成事業補助金190万円の内容について、御説明させていただきます。

本事業につきましては、一般財団法人自治総合センター助成事業を活用しまして、自主防災組織が行う地域の防災活動に、直接必要な設備等の整備に対し、200万円を上限に補助金を

交付するものとなっております。

補助金の交付先としましては、中角地区の自主防災会及び都賀ノ川地区自主防災会の2団体となっております。災害時に必要となる発電機やトランシーバー、それから簡易倉庫などの防災備品を整備する予定となっております。

本事業は、昨年度に各自主防災会に対しまして、チラシでありましたり、市のホームページにより活用の周知を行いまして、希望のありました4団体について、自治総合センターへ申請を行い、今回、先ほど申し上げました中角、それから都賀ノ川の両自主防災会の採択がなされたものでございます。

なお、財源内訳につきましては、全額が自治総合センターからの助成金となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 御説明ありがとうございます。

少しだけ再質疑を行わさせていただきたいと思えます。

今回は、既存の組織団体に対する助成ということでございますが、現在、この宿毛市における自主防災組織の組織数、また未組織の地域がどれだけ残っているのかについて、分かればお示しを願いたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 再質疑にお答えいたします。

現在、市内の自主防災組織は、ちょうど100団体が設立いただいております。2地区が、まだ未設立となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） あと2地区、未組織があるということですが、いろいろな理由もあると思えますので、ほぼ市内全域が、自主防災

組織ができている状態に近いということですので、なお、未組織地域においては、組織ができるようであれば、御支援を願いたいと思えます。

続きまして、最後の項目になりますが、17ページの第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、16節公有財産購入費として、用地購入費として620万円が計上されておりますが、どこを、どれだけの内容で買おうかということがわかっていれば、お示しを願いたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、17ページ。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、16節公有財産購入費、用地購入費620万円の内容と場所について説明します。

本件は、新田地区から錦地区を結ぶ路線であります。市道新田錦線の嵩上げ及び拡幅工事を計画しており、この路線において、拡幅に必要な用地16筆、497.18平方メートルの購入に充てようとするものです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 説明ありがとうございます。

今現在、買おうとしているところ、四季の丘の入口だというふうに思うんですが、ここ、非常に交通量が増えてきているというふうにも思えますし、今言われている土地というのは、四差路に付属したような、変形の五差路みたいな形になっているところだと思うので、交通の安全の部分にも配慮した上で、購入また整備をしていただければというふうに思っています。

以上で、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日、議題となりました議案のうち、「議案第1号から議案第12号まで」の12議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第12号まで」の12議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日、議題となりました「議案第13号から議案第22号まで」の10議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月29日及び6月30日、並びに7月3日、7月4日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、6月29日及び6月30日、並びに7月3日、7月4日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月29日から7月4日までの6日間は休会し、7月5日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時50分 散会

議案付託表

令和5年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (4件)</p>	<p>議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号</p>	<p>令和5年度宿毛市一般会計補正予算について 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第17号 議案第20号 議案第21号</p>	<p>宿毛市ふるさと応援基金条例の制定について 宿毛市消防団条例の一部を改正する条例について 宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第18号 議案第19号 議案第22号</p>	<p>宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 工事請負契約の締結について</p>

令和5年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和5年7月5日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第22号まで
（議案第1号から議案第12号まで、討論、表決）
（議案第13号から議案第22号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第1号
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書
- 第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第22号まで
- 日程第2 陳情第1号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書
- 日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 井上 将 君	2番 浦 尻 学 典 君
4番 川 村 圭 一 君	5番 東 新 君
6番 今 城 隆 君	7番 堀 景 君
8番 三 木 健 正 君	9番 川 田 栄 子 君
10番 川 村 三千代 君	11番 高 倉 真 弓 君
12番 野々下 昌 文 君	13番 松 浦 英 夫 君
14番 寺 田 公 一 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

3番 小 谷 翔 太 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 中 平 純 君
兼調査係長

議事係長 桑原美穂君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	上村秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原一君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	岡本武君
税務課長	朝比奈淳司君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	太田芳宏君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	畠中健一君
水道課長	宮本潤君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

小谷翔太君から、会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありました。

小谷翔太君が欠席のため、会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において東 新君を指名いたします。

日程第1「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第2号から議案第12号まで」の11議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号から議案第12号まで」の11議案は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号から議案第12号まで」の11議案は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第13号から議案第22号まで」の10議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第13号から議案第16号まで」の4議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、6月29日、30日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、7月4日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決するものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ。

第2款総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業補助金490万円についてであります。

委員からは、申請に対して、年間の限度はあるのか、またいつでも申請できるのか、との質問があり、執行部からは、採択の件数は、高知県下で30件余りと決められており、これを超える部分については、一般財団法人自治総合セ

ンターで選定することになる。

申請については、前年度の11月頃となっている。周知については、広報紙、宿毛市のホームページ等で行っている、との回答がありました。

続きまして、同じく12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、24目諸費、18節負担金補助及び交付金、防犯灯設置費補助金160万円についてであります。

本事業は、自治会が設置している防犯灯をLEDに交換する場合の経費の2分の1を対象に、補助金を交付するものであります。

委員からは、周知の方法についての質問があり、執行部からは、7月15日の地区長文書と8月の広報紙で行うとの答弁がありました。

さらに委員からは、自治会のない地区や、防犯灯の新設についての質問があり、執行部からは、物価高騰に対する負担軽減のための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用するため、LEDへ交換する自治会を対象とし、維持管理ができる自治組織に限られることになる。新設については、5,000円の補助になるとの答弁がありました。

続きまして、同じく12ページ、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、17節備品購入費、レジスター購入費6万3,000円についてであります。

本事業は、税務課において、各種証明書を発行する際に、支払いを税務課窓口でできるようにレジスターを購入するものであります。

委員からは、レジスターの必要性についての質問があり、執行部からは、これまで市民課の窓口に行く必要があったが税務課で支払いができるようになり、市民の利便性が向上する、との答弁がありました。

続きまして、18ページ、第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、1節報酬44

1万1,000円の増額、及び8節旅費、441万1,000円の減額についてであります。

本事業は、全国的な消防団員数の減少や年齢層の上昇などの課題を踏まえ、各自治体に対し、非常勤の消防団員の報酬額の見直しや、費用弁償として支給している出勤手当の出動報酬への見直し等の処遇改善が求められており、国の示す基準額等に見直すことで、団員数の確保につながっていくと考え、8節旅費としてではなく、1節報酬費として支給することになり、8節旅費を減額し、1節報酬を増額するとの説明がありました。

委員からは、金額の算定基準についての質問があり、執行部からは、過去3年間の実績の平均値により、予算化している。災害等出勤が多ければ、補正も検討するとの答弁がありました。

続きまして、19ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、7節報酬費、講師謝礼5万円の増額及び、11節役務費、手数料5万円の減額についてであります。

8月から開催される市民講座の講師について、3名の講師のうち、1名については、直接派遣を依頼することになり、7節報酬費を5万円増額し、11節役務費の5万円を減額するものであります。

委員から、毎年テーマを持って講師を選んでいると聞いているが、今回のテーマと講師はどういった方を選ぶのか、との質問があり、執行部からは、今年度は宿毛文教センターが開館して30周年記念ということもあり、宿毛文教センター内にある公民館、歴史館、図書館それぞれにちなんだ講師を選定しているとの回答がありました。

続きまして、同じく19ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、12節委託料、すくもまんぷくライド運営委託料207万3,000円についてであります。

生涯学習課が主体的に事業を実施することになったため、商工観光課の予算、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料から組み替えたものであります。

委員から、コースの選定についての質問があり、執行部からは、橋上方面の県道、林道を走るコースを考えているが、宿毛市総合運動公園内にマウンテンバイクコースが完成しているので、活用したコースづくりができないか、検討しているとの回答がありました。

さらに委員から、イベント後でもコースを走ることができるようにできないかとの質問があり、執行部からは、管理者と協議を進めていきたい、との回答があります。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、13ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、14節工事請負費、中央デイケアセンター改修工事費、240万7,000円について、御報告いたします。

本件は、中央デイケアセンターの空調設備において、冷媒が漏れている部分があるため、修繕を行うものであります。

配管が天井裏をほうようにあることと、全体的に配管が老朽化しており、漏れている箇所を特定することが難しいため、バイパス的に別の配管を新たに設置する形で工事を行う予定としているものです。

委員から、既に気温も高くなっており、長期にわたってエアコンを止めることへの支障が考えられるが、工期はどの程度を想定しているのか、との質問あり、執行部は、工事により一時的には止まると考えられるが、今回の改修はバイパス的に別の配管を設置するため、その期間としては非常に短い間で済むのではないかと想

定している、との回答がありました。

同じく13ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、18節負担金補助及び交付金、介護保険事業所電力等価格高騰重点支援給付金210万円についてであります。

本件は、コロナ禍において、原油価格及び物価の高騰により、電気・ガス・燃料費等の負担が増大する中、利用者負担を増やすことなく安定したサービスを提供するため、宿毛市内の介護保険事業所に対し、訪問・通所系サービスは1事業所当たり10万円、入所系サービス施設の定員数により15万円、または35万円のいずれかの額を支給するものであります。

なお、高知県の介護保険事業者として指定認定している事業所は、同様の給付金があるため、宿毛市が指定認可している13事業所及び、県の給付対象外である公設の2施設の12事業所を対象としています。

委員からは、既に価格転嫁している施設に対しても、対象になるのかとの質問があり、執行部からは、この給付金を支給した分を加味した金額設定に変更するような条件にしている。

すでに価格転嫁をしている場合、給付金によって、高騰分を補うことができるのであれば、減額が行われると考える、との答弁がありました。

これに対して、委員からは、確認、検証等はどうのような形で行われるのかとの質問に対し、執行部からは、市が指定する事業所は月に1回、運営推進会議を行っており、長寿政策課職員も出席している。

また、利用料等の運営規定が変更になる場合でも、指定権者である宿毛市に報告する義務があるため、確認することができる仕組みになっている、との答弁がありました。

続いて15ページ、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、

学生応援すくもふるさと便事業委託料471万円についてであります。

本件は、令和3年度にも行った事業であります。今回は、新型コロナウイルス感染の影響等による物価高騰などに直面して、日々の生活や、将来に影響が出ている本市出身である市外在住の高校生、大学生等を応援する目的で、5,500円相当分の本市の特産品、また、就職関連情報等を届けるものであります。

委員からは、市外在住の高校生を含むように変更したのは、前回の結果を受けての見直しを行ったということかとの質問に対し、執行部からは、前回までは、大学生以上を対象としたが、市外で勉学に励む高校生に関する問い合わせが多くあったことから、今回から、高校生も含めるように改善を行った、との答弁がありました。

また、委員から、今回は市外在住の高校生も対象にしているが、寮で生活している方も多いと考えられる。その場合、3食の食事が提供されていることもあるが、この事業の対象となるのかとの質問に対し、執行部からは、要件に該当していれば対象とする。寮生や下宿生も家庭においては、家賃や食費を含めた費用が支出されており、家庭の支援という意味合いも含めている。

また、この事業は第一次産業の振興にもつながることも含めているので、現時点で品物は決定していないが、米などの農林水産物を入れたいとの思いがある、との答弁がありました。

続いて、第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金及び交付金、商業系市街地振興計画推進事業費補助金150万2,000円についてであります。

本件は、物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した商業地域を活性化すべく、昨年度に策定した、宿毛市商業系市街地振興計画及び3年間のアクションプランに基

づき事業を行うものであります。

本予算は、今年度の市内飲食店のデジタルマップの作成、三浦公園津波避難タワーを活用した防災イベントの開催、さらに、来年度事業の準備段階として、体験プログラムイン林邸と銘打ち、ものづくりの動画作成や、キットの開発をするものであります。

委員からは、各種事業に対して、補助対象先の選定方法をどのような形で行っているかとの質問に対し、執行部からは、宿毛市商業系市街地振興計画を作成するにあたり、商工会議所をはじめとする地元関係団体に、委員として委嘱しているが、この委員が所属する団体等が行う活動を、計画に盛り込んでいるとの答弁がありました。

さらに委員からは、3年間のアクションプランとなっているが、計画する事業予算が少なく、商業系市街地の活性化につながるのか、との質問に対し、執行部からは、まず本来であれば、当初予算にて計上すべきであるが、商業系市街地振興計画が策定されたのが、令和4年度末であったこともあり、反映できていなかった。今年度実施していく事業についても、補正予算で対応していく方向性のもと進めていた。

今回は、6月補正に間に合った3事業について提案している。今年度に新たに実施するものがあれば、随時、必要に応じて補正対応で実施していきたいと考えている。

来年度以降については、当初予算で計上していきたいとの答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されます4議案についての、審査結果の報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第17号は、宿毛市ふるさと応援基金条

例の制定についてでございます。

内容につきましては、株式会社日本投資事業団様より、御寄附をいただきました1,000万円を原資として、地域の産業振興及び子供の育成環境整備を目的とする、宿毛市ふるさと応援基金条例を制定しようとするものです。

委員からは、基金の活用方法への本市の自由度についての質問があり、担当課からは、寄附者の意思を尊重し、今後検討していく、との答弁がありました。

議案第20号は、宿毛市消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市消防団再編計画書に基づき、宿毛市消防団の定数を、498名から402名に改正するとともに、消防組織法の規定により、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、消防団の点検出動報償に係る必要事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上、3議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（堀 景君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件についての審査結果を御報告いたします。

議案第18号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものとするものです。

議案第19号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、工事請負契約の締結についてでございます。

内容につきましては、市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区）につきまして、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区）は、3か年の計画で、4棟8戸を建設するもので、今年度の工事予定は、2棟4戸及び合併浄化槽の建設、既存住宅の3棟6戸を解体するものであります。

なお、業者決定については、指名競争入札を行い、応札した市内5者が最低制限価格で並んだため、くじ引きを行い、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程で、委員からは、指名競争による5者で入札を行っているが、この数は適正と考えているのか、との質問に対し、執行部からは、指名競争入札のため、ある程度の数は指名をし

ているが、今回は4者が入札を辞退している。最近では、指名した全者の入札はほとんど見られない状況である、との回答がありました。

また、今年度に2棟4戸建設とのことであるが、残りの建設はいつを予定しているのか、との質問に対し、執行部からは、来年度に残りの2棟4戸の建設を行い、再来年度に住宅の解体を行う予定である、との回答がありました。

以上、3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第13号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田でございます。私は、議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）について、賛成できませんので、反対の立場で討論を行います。

この予算の中には、9月から12月に行われる秋接種、5歳以上の全ての年代を予定した新型コロナワクチン接種における人件費が含まれていることから、反対する根拠を申し上げます。

このワクチンは、日本では2020年頃から、新型コロナが感染し始めて、世界で初めての遺伝子組換えワクチンを、2021年2月に特例

承認されたワクチンです。

常識ではあり得ないワクチンで、新型コロナが感染症2類に分類されていることや、ほかに有効な製剤がないこと、緊急であることにより特例承認とし、つくって間もないものを、5類になっても、普通の風邪になっても、まだ打ち続けている。

このワクチンの承認は受けられません。なぜなら、長期の治験ができていません。長いもので2か月ぐらい。それ以上は、何が起こるか分からないから承認を下ろせないが、緊急事態だから、特例承認でも打っていいとしたものです。

今、重症化予防と言っていますが、ワクチンは感染症の予防が基本であります。ファイザー添付書にも、感染症予防とあり、重症化予防とはどこにも書かれていません。

そして、接種要注意者に、高齢者、基礎疾患のある者とあります。その方々には、コロナにかからない注意が適切と思われませんが、国、自治体は、その方々にも接種券を送り続けています。

生まれて間もない幼児、5歳から11歳のワクチン接種については、接種の安全性やワクチンの効果など、十分な情報やデータが揃っておらず、コロナによるリスクから見ても、正直、いくら考えても合理性が見つかりません。

また、有効率95%あった説明は崩れて、世界一の接種者数は、世界一の感染者を出すなど、感染防止とならなかった現実が証明されています。

そもそも、春接種の株はXBBというのに、武漢型BA1やBA5型対応の2価ワクチンは、抗原原罪を起こすことがあります。免疫を落とせば重症化しないから、感染拡大するが打てと、厚労省ワクチン分科会報告にあることが報告されています。

接種をすれば、コロナ感染が広がると厚労省

は知っています。そのことは、名古屋大学小島教授が指摘したことは、国会でも質疑されています。

このどれをとっても安全と言えないワクチンであり、市民の命を守るには、特例承認であるこのワクチンを、これ以上続けることに反対します。

健康とは、お一人お一人が気をつけ、自分の命は自分で守ることで十分だと思います。

以上で、議案第13号別冊、令和5年度一般会計補正予算に反対とし、討論を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号について、電子表決により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成11人、反対1名で、賛成多数であります。

よって「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第14号から議案第22号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第14号から議案第22号まで」の9議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第14号から議案第22号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第1号」を議題といたします。

これより、陳情第1号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託されました陳情第1号の審査結果を御報告いたします。

陳情第1号は、令和5年度建第3号市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区）の再入札を求める陳情書であります。

.....

内容としては、令和5年5月25日に実施された、令和5年度建第3号市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区）の入札において、宿毛市の公告の不備により、入札結果が変わる可能性があると考えるので、調査議論の上、再入札を求めるというものです。

陳情者から、補足説明、意見陳述の希望があ

り、……………補足説明、意見陳述の後、質疑応答を行いました。

陳述者からは、今回の入札に際しては、宿毛市は、法定福利費を明示した工事内訳書の提出を求めているにも関わらず、法定福利費の記載漏れのある入札業者があったこと。それを知りつつ入札を続行したことについて、入札結果は無効ではないかとの主張がありました。

また、高知県の入札制度に準拠しているということに対しても、疑義を呈する意見がありました。

なお、審査の公平性を期するために、執行部からも説明を求めた後、各委員の意見を聞き、意見調整を行った結果、本陳情の採択について、採択すべきとするものなし。不採択とすべきものの4名、棄権2名の結果となり、本委員会としては、本入札については、法令や規則等に抵触するものではないことから、不採択とすべきものと決しました。

しかしながら、本陳情の要因となった今回の入札については、宿毛市のホームページに入札時の工事費内訳書への法定福利費記載の有無の入札結果への影響を明示していなかったことから、応札者への入札の取り扱いが十分に周知されていなかったことによるものであることから、執行部においては、今後の入札事務においては、公平で適切な事務遂行を議会として執行部に強く求め、委員長報告といたします。

以上、本委員会に付託されました陳情についての御報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありません。

るので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第1号」については、委員長報告のとおり可決することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件につきましては、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。

意見書案第1号、従来型（紙）健康保険証の

存続を求める意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

まず、意見書案を朗読させていただきます。

従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書。政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ、いわゆるマイナ保険証の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしている。

しかし、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが続出、マイナ保険証については、別人の個人番号がひもづけされる深刻なケースが約7,300件あったことを厚生労働省が公表した。

さらに、全国保険医団体連合会が医療機関の約6割でシステム上のトラブルを経験したとする調査結果を公表するなどの状況下において、マイナ保険証一本化への国民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対して、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が、被保険者に対し健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手続を強いられることになる。

また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

そもそも、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は政府に対し、全ての被保険者に不利益を生じさせることのないよう、従来型（紙）健康保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するというものです。

今、述べたとおり、本意見書の趣旨は、全ての被保険者に不利益を生じさせることのないよう、従来型保険証の存続を求めるものですが、全国保険医団体連合会の6月末の調査では、医療機関の約6割がシステムトラブルを経験し、その中心となるものが、資格無効、該当なしとなること。

それから、顔認証不具合やカードリーダーが使えないなどのトラブルがあります。

また、暗証番号の間違いなどで、医療現場は大変な労力と時間を要しており、結局、従来の紙保険証を確認して、トラブルに対処しているというのが現実であります。

紙保険証の存続は、医療現場、その関係者からの強い要求でもあるということです。

これらを踏まえ、本意見書はぜひとも可決していただきますよう、お願いするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を電子表決により採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

(電子表決)

○議長(川村三千代君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成3人、反対9人で賛成少数であります。

よって、意見書案第1号は否決されました。

日程第5「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宿毛市山奈町山田892番地7、杉本裕二郎君、宿毛市幸町2番27号、澤田清隆君、宿毛市四季の丘一丁目2番6号、山下正倫君、宿毛市平田町戸内5004番地1、畑中淳子君の4人を選挙管理委員に。

宿毛市小筑紫町湊73番地、岡添吉見君、宿毛市山奈町山田892番地13、山戸達朗君、宿毛市大深浦102番地、柴岡喜美子君、宿毛市小筑紫町田ノ浦591番地、畠山真利子君の4人を補充員に、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれ当選人に定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、杉本裕二郎君、澤田清隆君、山下正倫君、畑中淳子君の4人が選挙管理委員に、岡添吉見君、山戸達朗君、柴岡喜美子君、畠山真利子君の4人が補充員に、それぞれ当選されました。

お諮りいたします。

ただいま当選いたしました選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、議長が指名した順序によることと定めておきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、議長が指名したとおり、1番、岡添吉見君、2番、山戸達朗君、3番、柴岡喜美子君、4番、畠山真利子君とすることに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたし

ました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月20日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました22議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言、また委員会審査における御指摘等につきまして、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えているところでございます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和5年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 川村 三千代

宿毛市議会副議長 三木 健正

議員 小谷 翔太

議員 川村 圭一

議員 東 新

令和5年7月4日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第13号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

令和5年6月29日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第17号	宿毛市ふるさと応援基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第20号	宿毛市消防団条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第21号	宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

令和5年6月30日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第18号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第22号	工事請負契約の締結について	原案可決	適当

令和5年6月29日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 1 号	令和5年度 建第3号 市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工区） の再入札を求める陳情書	不採択	不 適 当

令和5年6月29日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年6月30日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年7月4日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月30日提出

提出者 宿毛市議会議員 今 城 隆

賛成者 宿毛市議会議員 川 田 栄 子

〃 〃 松 浦 英 夫

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

説明 口頭

従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしている。

しかし、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが続出、マイナ保険証については、別人の個人番号が紐付けされる深刻なケースが約7,300件あったことを厚生労働省が公表した。また、全国保険医団体連合会が医療機関の約6割でシステム上のトラブルを経験したとする調査結果を公表するなどの状況下において、マイナ保険証一本化への国民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対して、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が、被保険者に対し健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手続きを強いられることになる。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。もとより、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は政府に対し、すべての被保険者に不利益を生じさせることのないよう、従来型（紙）健康保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

高知県宿毛市議会議長 川 村 三千代

内 閣 総 理 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣 殿

デ ジ タ ル 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和5年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	8番 三木健正君	<p>1 ダブル成人式の進捗状況について（市長）</p> <p>（1）開催時期と実施に向けた体制について</p> <p>（2）式典内容について</p> <p>（3）周知方法について</p> <p>（4）他団体との連携について</p> <p>2 デジタル田園都市国家構想について（市長）</p> <p>（1）デジタル田園都市国家構想への認識について</p> <p>（2）デジタル田園都市国家構想交付金が交付される流れについて</p> <p>（3）デジタル田園都市国家構想交付金の活用について</p> <p>ア スマート農林水産業・食品産業分野への活用について</p> <p>イ デジタル技術を活用した子育て支援等の推進について</p> <p>ウ デジタルの活用による地域コミュニティ機能の維持・強化について</p> <p>3 マイナンバーカードの利活用とトラブルへの対応について（市長）</p> <p>（1）現在の申請率及び交付率について</p> <p>（2）SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想の事業のスケジュールについて</p> <p>（3）マイナンバーカードと宿毛市版スーパーアプリの関連性について</p> <p>（4）マイナンバーカードのリスク対応について</p>
2	3番 小谷翔太君	<p>1 津波避難道について（市長）</p> <p>（1）現状について</p> <p>（2）避難道の整備について</p> <p>（3）避難道の維持管理について</p> <p>2 体育施設の維持・管理について（市長、教育長）</p> <p>（1）体育施設の維持・管理の現状について</p> <p>（2）宿毛市総合運動公園アリーナの床面について</p> <p>（3）平田公園テニスコートについて</p> <p>3 移住促進について（市長）</p> <p>（1）就業支援について</p>

3	6 番 今城 隆君	<p>1 市民・各地区からの要請について（市長）</p> <p>(1) サニーサイドパークについて</p> <p>(2) 防災・復旧・危険防止について</p> <p>(3) 交通・医療・買い物難民対策、他について</p> <p>2 宿毛小中学校 P F I 建設事業のモニタリングについて （市長、教育長）</p> <p>(1) モニタリング（監視・監査）事項及びその内容について</p> <p>(2) モニタリング情報の開示について</p> <p>3 マイナンバーカード市民カード化構想について（市長）</p> <p>(1) 制度の概要と課題について</p> <p>(2) 今後の対応について</p>
4	7 番 堀 景君	<p>1 市議会議員選挙について（選挙管理委員会委員長）</p> <p>(1) 総括としてどのように受け止めているのかについて</p> <p>(2) 市長選挙に向け投票率アップへの対策について</p> <p>2 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 豪雨災害について</p> <p>ア 被害状況について</p> <p>イ 側溝清掃について</p> <p>(2) 大島橋について</p> <p>ア 大島橋建設の計画について</p> <p>3 子育て支援対策について（教育長）</p> <p>(1) 放課後児童クラブについて</p> <p>ア 学童保育の受け入れ人数について</p> <p>イ 子ども達の居場所づくりについて</p> <p>(2) 中学校の部活の地域移行について</p> <p>ア 有識者の検討委員会について</p> <p>イ 外部指導コーチについて</p> <p>ウ 幡多地域内の現状について</p> <p>4 観光対策について（市長）</p> <p>(1) 市営定期船について</p> <p>ア 新船「おきのしま」について</p> <p>イ 「すくも」の処分について</p> <p>(2) 定期船事務所について</p> <p>ア 何年に建設されたのかについて</p> <p>イ 耐震化について</p> <p>ウ エアコン設置について</p> <p>(3) サニーサイドパークについて</p> <p>ア 来場者について</p> <p>イ 茶堂について</p>

5	12番 野々下昌文君	<p>1 行政手続きについて（市長）</p> <p>（1）ワンストップ窓口について</p> <p>（2）今後の方向性について</p> <p>（3）マイナンバーカードと保険証の一体化について</p> <p>2 SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想について（市長）</p> <p>（1）マイナンバーカードの普及率について</p> <p>（2）マイナンバーカードの登録ミスについて</p> <p>（3）サービスの内容と市民の利便性について</p> <p>（4）市民の利便性と災害時の安心感の向上について</p> <p>（5）マイナンバーカード市民カード化構想の目標値について</p> <p>3 異次元の少子化対策について（市長）</p> <p>（1）本市の特殊出生率について</p> <p>（2）本市の少子化対策について市長の所見を問う</p> <p>（3）学校給食の無償化の実施について市長の所見を問う</p> <p>4 熱中症対策について（市長）</p> <p>（1）熱中症対応の情報発信について</p> <p>（2）低所得者のエアコン利用控えについて</p> <p>（3）子供の熱中症予防の取り組みについて</p> <p>5 中山間地域の飲料水供給施設の維持管理について（市長）</p> <p>（1）中山間地域の未給水地区の現状について</p> <p>（2）地震、水害時の飲料水供給施設の維持や安全な水の確保について市長の所見を問う</p>
6	5番 東 新君	<p>1 市道の維持管理について（市長）</p> <p>（1）市道真丁線について</p> <p>（2）市道二ノ宮野地線について</p> <p>（3）市道桜町藻津線について</p> <p>2 すくもいきいきサロンについて（市長）</p> <p>3 宿毛市の地産外商について（市長）</p> <p>4 はなちゃんバスについて（市長）</p>

7	9 番 川田栄子君	<p>1 新型コロナワクチン春接種 6 回目の接種について (市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 接種者の状況について (2) 高齢者他、基礎疾患のある接種者について (3) 死者数の地域差について (4) 白血病のリスクについて (5) 超過死亡と接種について (6) 接種と感染について (7) がんの DNA 混入問題について (8) 特例承認と薬事法について (9) 秋接種と X B B 1 系統について <p>2 コロナ対策の検証について (市長、教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチン接種医療者の報酬について (2) 接種と交付金について (3) 声を上げられなかった問題について <ul style="list-style-type: none"> ア 臨時一斉休校について イ マスクについて ウ 自殺過去最多社会について エ 黙食について オ 飲食店の時短・休業について カ 感染発生後施設の消毒、濃厚接触者の調査の必要性について キ 接種者の血液検査について ク リーダーシップのとれる人材について <p>3 マイナンバーカード事業について (市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) マイナ保険証の丁寧な説明について <ul style="list-style-type: none"> ア マイナンバーカードの説明について イ 期限について ウ 施設入所者のカードの管理について (2) 取得したカードは返納できるかについて (3) カード取得における個人情報保護について (4) マイナ保険証とシステムの不安について <ul style="list-style-type: none"> ア かかりつけ医とマイナ保険証について イ 暗証番号の管理について ウ 紛失、失効のリスクについて
---	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8	1 番 井上 将君	<p>1 サニーサイドパークについて（市長）</p> <p>(1) リニューアル計画構想について</p> <p>(2) キャンプエリアについて</p> <p>(3) 建物設備について</p> <p>(4) キッチンカースペースについて</p> <p>2 閉校になる橋上小中学校の対応について (市長、教育長)</p> <p>(1) 閉校、学校統合スケジュールについて</p> <p>(2) 校舎跡地の活用について</p> <p>3 新卒者雇用について（市長）</p> <p>(1) 振興計画の目標について</p> <p>(2) 市内就職者を確保する方法の検討について</p> <p>4 市道整備について（市長）</p> <p>(1) 市道新田1号線の整備について</p>
9	2 番 浦尻学典君	<p>1 大規模災害発生後のLPガス供給について（市長）</p> <p>2 大規模災害発生時の避難について（市長）</p> <p>(1) 避難所等について</p> <p>(2) 避難所運営について</p>
10	14 番 寺田公一君	<p>1 サニーサイドパークのリニューアルオープン後の評価について（市長）</p> <p>(1) トイレについて</p> <p>(2) キャンプサイトの傾斜について</p> <p>(3) 有料エリアと無料エリアの区分について</p> <p>(4) キッチンカーの利用状況について</p> <p>2 駅前の津波避難タワーについて（市長）</p> <p>(1) 公衆トイレの設置について</p> <p>3 スポーツの振興と現状について（市長、教育長）</p> <p>(1) 指定管理になって1年を経過した現状と課題について</p> <p>ア 体育施設の利用状況について</p> <p>イ マウンテンバイクコースの利用状況と管理について</p> <p>(2) スポーツ推進員の位置づけと活動状況について</p> <p>(3) 陸上競技場の三種公認継続への取り組みの現況について</p> <p>4 宿毛市の業務執行体制について（市長）</p> <p>(1) 市職員の時間外労働の状況について</p> <p>(2) 現状の認識について</p> <p>(3) 機構改革への取り組みについて</p>

令和5年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	7月 5日	承 認
第 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月 5日	同 意
第13号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について	7月 5日	原案可決
第14号	令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	7月 5日	原案可決
第15号	令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	7月 5日	原案可決
第16号	令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について	7月 5日	原案可決
第17号	宿毛市ふるさと応援基金条例の制定について	7月 5日	原案可決

第18号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	7月 5日	原案可決
第19号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	7月 5日	原案可決
第20号	宿毛市消防団条例の一部を改正する条例について	7月 5日	原案可決
第21号	宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	7月 5日	原案可決
第22号	工事請負契約の締結について	7月 5日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和5年度 建第3号 市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事（第1工 区）の再入札を求める陳情書	7月 5日	不 採 択